設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1.	設置の趣旨及び必要性	2
2.	学環の名称及び学位の名称	9
3.	教育課程の編成の考え方及び特色	12
4.	教育方法,履修指導,研究指導の方法及び修了要件	14
5.	基礎となる修士課程との関係	21
6.	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	23
7.	「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施	24
8.	入学者選抜の概要	26
9.	教員組織の編制の考え方及び特色	27
10.	研究の実施についての考え方、体制、取組	31
11.	施設,設備等の整備計画	32
12.	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	33
13.	管理運営及び事務組織	34
14.	自己点検・評価	36
15.	情報の公表	37
16.	教育内容等の改善のための組織的な研修等	38

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 医薬理工学環の設置の趣旨及び必要性

1) 社会的背景・地域のニーズ

近年我が国においては、大学院における高度な人材育成機能に期待が寄せられている。中央教育審議会大学分科会の「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿~社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策~(審議まとめ)」(平成31年1月22日)では、「大学院は、Society 5.0を先導し牽引する高度な人材をはじめとする「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担う存在となる」と述べられている。また、「「知のプロフェッショナル」は、複雑化する社会において、自らの「知」の限界を認識し、多様な分野、立場の人々とのコラボレーションにより新たな「知」を創出することや、研究成果の社会実装に当たり倫理的・法制度的・社会的課題に対応することを可能とする観点からも、示した普遍的なスキル・リテラシーのいずれをも高い水準で備えていることに加えて、「最先端の知にアクセスする能力」「自ら課題を発見し設定する力」「自ら仮説を構築し、検証する力」「社会的・経済的価値を判断・創出する能力」「高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力」「倫理観」「マネジメント能力」など、大学院の高度な教育研究を通じてこそ身に付くことが期待される今後の社会を先導できる力、様々な場面で通用するようなトランスファラブルな力を備えていること」が求められている

また、令和2年3月に閣議決定された「健康・医療戦略」においては、健康長寿社会の 形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等に係る基本方針として、「製薬産業、医療 機器産業、介護福祉機器産業やその他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業 が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、総合的な健康・医療関連 産業の振興を目指す。」こととしている。

本学が位置する富山県においても、全国平均に比して人口に占める 65歳以上の割合が高く、令和 27年には全国平均の 36.8%に対して富山県は 40.3%と予想されており、深刻な高齢化の傾向は将来にわたって続いていくことから、健康寿命の延伸と高齢者の生活を支える福祉の充実のため、創薬・製剤開発や医療機器等の開発など、医療・ヘルスケア産業の振興が課題となっている。平成 31年3月には「医薬・バイオ」、「ヘルスケア」、「医薬工連携」など7分野の重点化を目指す「とやま成長産業創造プロジェクト」を柱とした「新・富山県ものづくり産業未来戦略」が策定され、県内企業の独自技術、大学や県立試験研究機関の技術シーズや充実した設備、医薬・バイオ分野やアルミ分野のコンソー

シアム等の推進基盤が確立されている強みを活かし、成長産業分野での新技術、新製品の開発を目指していくこととされた。 富山県の産業分類別出荷額では、化学産業が 18.9% (うち医薬品製造業は 14.4%) で

第1位であり、基幹産業として重要な役割を果たすとともに、近年、富山県は全国から医

薬品の研究開発・製造拠点としても注目が高まっている。本学では、全国の薬学部を有す る大学の中でも希少な存在となった製剤分野の教育研究を行なう「製剤設計学研究室」を 中心に, 製剤工学分野について高度な人材を輩出している。 また, 富山県には和漢薬原料 を使用した製品を多く開発・販売している、配置薬の医薬品製造企業が集積している。本 学が擁する附置研究所「和漢医薬学総合研究所」においては, 東洋医薬学と西洋医薬学の 融合を図り,新しい医薬学体制の構築と自然環境の保全を含めた全人的な医療の確立に 貢献することを使命として, 現代の先端科学技術を駆使し, 和漢薬をはじめとする伝統医 学や伝統薬物を科学的に研究している。 加えて, 本学ではアイドリング脳科学研究センタ ーを中心に最先端脳科学研究を進めており、附属病院や関連分野との連携により、脳神経 科学分野の基礎臨床研究のみならず精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の開発,医 薬品開発にも取り組んでいる。平成 30 年 6 月には、県内大学や本県医薬品産業の振興、 それを担う専門人材の育成・確保を図るため,富山大学,富山県立大学,県内企業と県と の連携により,「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムを設置してお り、国内外のトップレベル人材の招聘や、世界水準の医薬品の研究開発、東京圏等県外の 学生を対象としたサマースクールを実施するなど専門人材の育成・確保等に積極的に取 り組み、医薬品産業の振興を図っている。

また富山県は、令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果によると、全就業者数に占 める第二次産業就業者の割合は 33.2%と全国一位であり、労働集約的産業に従事してい る人々が多い地域である。多様なものづくり産業の集積(アルミ,機械,電子部品等)や 技術基盤(予防・診断薬などのライフサイエンス,セルロースナノファイバー(CNF) などの高機能素材, デジタルものづくり等) があること, 富山県産業技術研究開発センタ ー生活工学研究所や総合デザインセンターなどの技術や支援機能が整っていることなど を踏まえ, 新たな成長分野としてヘルスケア産業を位置づけ, 分野横断的な異業種の企業 間連携や、産学官連携を推進していくこととされた。強みであるマテリアル(繊維素材・ 金属材料・プラスチック材料)と人間生活での快適性や使いやすさや計測技術(センシン グ,IoT,ビッグデータ,AI などを踏まえた計測技術) からなるデザインされた機能のコ ラボレーションによる「快適デザインヘルスケア」を目指している。令和元年 12 月には 付加価値の高いヘルスケア製品の開発などを通してヘルスケア産業の振興を図るため、 「とやまヘルスケアコンソーシアム」を設置し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) 北陸支部, アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所とも連携しな がら,県内企業の優れた技術に焦点をあてた研究開発プロジェクトを支援するとともに, その成果の実用化に向けて、県内産学官が一体となって取り組んでいる。

本学では、平成 26 年度から大学院理工学教育部において、自専攻のカリキュラムに加えて医療・福祉及び医薬品産業の基礎を学修する「理工学教育部修士課程ファーマ・メディカルエンジニア養成プログラム」を実施してきた。令和 4 年に設置した大学院医薬理工学環においては更に発展させたカリキュラムを構築し、医療・福祉機器・サービスの開発の一端を補助できる人材の育成と、医療・福祉・医薬品関連企業・機関への人材輩出に貢

献している。

2) 医薬理工学環設置の趣旨,必要性

現在我が国及び富山県内において捉えられている社会課題・取組を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠であり、そのためには本学が果たす役割は大きい。薬・ヘルスケア分野で言えば、理学・工学分野で開発される新技術や新素材を医学・薬学分野で迅速に導入・実用化するためには、医薬理工分野が目的志向的に連携・融合し、強固かつシームレスに教育・研究を実施できる体制が必要である。

本学の大学院教育においては、これまで従来型の学系に細分化された体制での大学院教育が行われており、学際的な知識を活用した問題解決能力を持つ人材育成が困難となってきており、ともすれば最先端専門領域研究の推進を意識するがあまり、専門領域以外は分からないというような、いわゆる蛸壺型教育に陥るリスクを内包していた。また、博士課程修了者は、大学等を中心とした教員・研究者としてキャリアを積んでいくことという風潮が強く、産業界への貢献に対しては必ずしも十分とは言えない状況にあった。

このような状況への対応のため、平成 18 年に「知の創造と活用を通じて人類に貢献するため、医学、薬学、理学、工学の 4 学問領域を融合することにより新たな学問領域を創出し、また、知による豊かな社会の創成へ貢献するために、生命科学及び自然科学の最先端から学際的にアプローチできる総合科学を創造すること」を目的として、認知・情動脳科学専攻(4 年制)、生体情報システム科学専攻及び先端ナノバイオ科学専攻(3 年制)からなる大学院生命融合科学教育部(博士課程)を設置し、専攻を超えた相互指導を実践することで、視野の広い博士人材育成を目指し取組を進めてきた。一方で、例えば薬学部出身の学生は、博士(薬学/薬科学)を、工学部出身の学生は、博士(工学)の取得を目指すというように、主として入学した学士課程の専門分野を積み上げていく「縦割り的進学」が常態化しており、融合教育の成果は限定的であった。また、生命融合科学教育部は独自の修士課程を持たないため修士から博士までの一貫した領域横断型の融合教育には不十分であるという面や、研究分野別に構成された教育体制は、企業志向の強い近年の博士学生が求める教育とのギャップも生じ始めていた。

そのため、本学においては令和4年4月に、4研究科(修士課程6専攻)、3教育部(修士課程13専攻、博士前期課程2専攻)に分かれていた大学院の修士(博士前期)課程に係る組織を人文社会芸術系、医薬系、理工系の大くくり化した3研究科3専攻と分野横断・融合型の2学環へと再編した。中でも「医薬理工学環(修士課程)」は、医学・薬学・理学・工学を基盤として、本学の特徴と強みである「創薬・製剤工学」、「和漢医薬学」、「認知・情動脳科学」、「メディカルデザイン(医工学)」の各分野について、分野融合的かつ実践的な教育体制を構築している。実際に、令和4年4月に医薬理工学環(修士課程)へ本学学士課程から入学した学生は、創薬・製剤工学プログラム(修士(薬科学))には理学部・工学部・薬学部から、応用和漢医薬学プログラム(修

士(薬科学))には工学部・薬学部から、認知・情動脳科学プログラム(修士(神経科 学)) には理学部・工学部・薬学部から、メディカルデザインプログラム(修士(医工 学))には工学部・芸術文化学部からそれぞれ進学しており,「縦割り的進学」ではな く,各プログラムの内容,教育方針を踏まえ,真に学生の興味・意欲に基づく学びにつ なげ,多様な背景を有する学生が切磋琢磨する環境が醸成され始めている。博士課程に おいても、分野横断・融合型教育の実績を活用し、社会への出口(目的志向)を明確化 した医薬理工の融合教育プログラムを編成することにより、高い専門性を学生が自立的 に深めつつ,異分野との融合を学生自身が発掘・展開できる能力を育成することが必要 である。学年進行を考慮して、令和6年4月に現在の理工学教育部博士課程4専攻を理 工学研究科博士後期課程 1 専攻に,医学薬学教育部博士(後期)課程 5 専攻を総合医薬 学研究科博士(後期)課程1専攻に改組するとともに,両研究科による研究科等連係課 程実施基本組織として「医薬理工学環(博士後期課程)」を設置する。なお,博士後期 課程の設置に併せ,現在の「医薬理工学環(修士課程)」は,「医薬理工学環(博士前期 課程) | に改めるとともに、前期課程・後期課程において「創薬・製剤工学プログラ ム」「応用和漢医薬学プログラム」「認知・情動脳科学プログラム」「メディカルデザイ ンプログラム」の4プログラムを整備し、一貫的教育を実施する。

(2) 人材養成目的及び修了後の進路

医薬理工学環は、医学、薬学、理学及び工学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅 広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学 術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度専門職業人又は教 育研究者としての人材を育成することを目的としている。

また富山県の「新・富山県ものづくり産業未来戦略 (H31.3)」において、医薬・バイオ、 医薬工連携、ヘルスケア分野等7分野の重点化項目と位置付けられたことを踏まえ、本学環 においては、当該分野における研究開発プロジェクトの推進、産業界を中心とした高度専門 職業人の輩出という教育・研究の両面から貢献が求められている。富山県のみならず我が国 全体として求められている、医薬品開発、和漢医薬学、脳科学、医療機器・福祉機器開発な ど、創薬・ヘルスケア分野への貢献を目指し、特徴ある教育課程により俯瞰力・実践力・応 用力を涵養し、主として産業界において活躍する高度専門職業人を育成する。

各プログラムの人材養成目的及び修了後の進路については、以下のとおりである。

○創薬・製剤工学プログラム

人材養成目的	創薬・製剤の高度の知識と技能を生かし、製薬企業の創薬部門にお
	ける医薬品設計や製剤開発研究部門における製剤設計を自立して
	担当できる研究者、専門的技術者を養成することを目的とする。
	創薬・製剤工学プログラム博士前期課程と密接に連携し, より高度
	な教育・研究を推進し,幅広い学識基盤と高度の専門性,人間尊重

	の精神を基本とする高い倫理観と、総合的な判断力、豊かな創造力		
	を兼ね備え,医薬品開発・医薬品工学など創薬・製剤関連領域の幅		
	広い分野で先導的に活躍して学術研究の進歩や社会に積極的に貢		
	献できる高度専門職業人や研究者を養成する。		
修了後の進路	・製薬企業創薬,製剤開発,DDS 研究開発者		
	・大学または研究機関の薬学研究者,創薬化学研究者,		
	薬剤・製剤研究者		

○応用和漢医薬学プログラム

人材養成目的	和漢医薬学を応用できる専門的で幅広い知識と技術を授け、医薬品		
	開発とレギュレーション,未病研究に基づいた健康・医療の創生な		
	どを行える薬科学関連領域の研究者・教育者・技術者,および審査		
	官(行政官)など,和漢医薬を含めた伝統医薬からの創薬と人々の		
	健康維持,並びに学術研究の進歩に貢献できる高度な人材を育成す		
	ることを目的とする。		
	応用和漢医薬学プログラム博士前期課程と密接に連携し、より高度		
	な教育・研究を推進し、和漢医薬学・薬科学の幅広い分野で貢献で		
	きる高度専門職業人と研究者を養成する。		
修了後の進路	・生薬を扱う製薬企業等の研究者,技術者		
	・大学の研究者,研究機関の研究者		
	・薬事審査官等の省庁機関職員		

○認知・情動脳科学プログラム

人材養成目的	脳神経科学研究分野での研究を支える基盤的能力, 専門的な学識,		
	生命倫理と研究者倫理を教授し、脳神経科学や脳神経疾患に対する		
	創造的な研究テーマへの取組をとおして、製薬企業等における医薬		
	品研究開発者,人工知能の開発者や技術者等の高度な人材を育成す		
	ることを目的とする。		
	認知・情動脳科学プログラム博士前期課程と密接に連携し、より高		
	度な教育・研究を推進し、脳科学・神経科学の幅広い分野で貢献で		
	きる高度専門職業人と研究者を養成する。		
修了後の進路	・大学、研究機関の脳神経科学分野の研究者		
	・企業,研究機関等で創薬,臨床治験に携わる研究者,技術者		

○メディカルデザインプログラム

人材養成目的	企業等において先端的な医療・福祉機器・サービスの研究開発を担
	うことができる人材を育成するとともに,大学,研究機関等におい

	て未来の医療・福祉・研究分野を創造するとともに当該分野の従事		
	者及び後進を指導できる人材を育成することを目的とする。		
	メディカルデザインプログラム博士前期課程と密接に連携し、より		
	高度な教育・研究を推進し、医用・福祉工学の幅広い分野で貢献でき		
	る高度専門職業人と研究者を養成する。		
修了後の進路	・ヘルスケア機器メーカーで機器を開発するエンジニア		
	・ヘルスケアサービス企業でサービスやビジネスモデルを開発する		
	プランナー		
	・大学,研究機関の医用・福祉工学分野の研究・教育者		

(3) 医薬理工学環の3つのポリシー

【医薬理工学環 修了認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)】

医薬理工学環は、医学、薬学、理学及び工学分野の学術の理論、技術及び応用を教授研究 し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越し た能力を培い、さらにこれら分野間の連携、融合により人と地の健康文化の進展に寄与する ことを目的としている。

この目的に基づいて,医学,薬学,理学及び工学における普遍的知識・技能,さらに他の教育研究分野と幅広い学問の基盤的能力を修得し,高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し,新たな知を創り出す能力を身に付け,医薬理工学環が示す学修成果を上げた者に博士の学位を授与する。

【医薬理工学環 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】

<教育課程編成方針>

医薬理工学環では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示す「基盤的能力」、「専門的学識」、「倫理観」、「創造力」の能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実習の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。

【医薬理工学環 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)】

<入学者受入れの方針>

医薬理工学環は、本学環の目的、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、創薬・製剤工学、応用和漢医薬学、認知・情動脳科学またはメディカルデザインの研究分野についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人と地の健康文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

そのため入学者選抜の基本方針として,複数の受験機会や多様な学生を評価できる入試 を提供する。 <入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)>

多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。各プログラムともに一般入試、外国人留学生特別入試を実施する。

入学者の選抜は、プログラム毎に小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。

医薬理工学環及び各プログラムの3つのポリシーは、「医薬理工学環で養成する人材像及び3つのポリシー(資料1)」を参照。

(4) 研究対象とする主たる学問分野

本学環においては、医学、薬学、理学及び工学を総合した特色ある教育と研究を展開することとしている。本学環の各プログラムにおける主たる学問分野については次のとおりである。

○創薬・製剤工学プログラム

<薬学領域>

薬剤学,生体認識化学,がん細胞生物学,薬化学,薬品製造学,分子細胞機能学, 分子合成化学,生体界面化学,構造生物学,薬物生理学,製剤設計学

<理学領域>

生体機能化学

<工学領域>

遺伝情報工学,生体材料設計工学,タンパク質代謝学,

計算物理化学, 生体物質化学, 有機合成化学·創薬工学, 生体情報薬理学

○応用和漢医薬学プログラム

<薬学領域>

臨床薬剤学,資源科学,天然物創薬学,神経機能学,生体防御学,複雑系解析学,未病学

<理学領域>

生体機能化学, 生体制御学

<工学領域>

遺伝情報工学,有機合成化学·創薬工学,生体情報薬理学

○認知・能動脳科学プログラム

<医学領域>

解剖学, 統合・神経科学, 生化学, システム機能形態学, 分子神経科学, 神経精神医学, 臨床心理学・認知神経科学, 行動生理学, システム情動科学, 病態・病理学

<薬学領域>

応用薬理学, 分子神経生物学, 薬物治療学

設置の趣旨(本文) - 8

<理学領域>

生体制御学

<工学領域>

生体情報処理, 人工知能, 脳・神経システム工学

○メディカルデザインプログラム

<医学領域>

循環器内科学, 腎泌尿器科学, 血液内科学

<工学領域>

生体情報処理,計算生体光学,機械情報計測,ヒューマンコンピュータインタラクション,生体制御工学,バイオフォトニクス,画像計測システム,医用超音波工学,脳・神経システム工学,バイオメカニクス,医用材料学

2. 学環の名称及び学位の名称

(1) 学環及び学位の名称並びにその理由

本学環は、本学の特徴と強みである「創薬・製剤」、「和漢医薬学」、「脳神経科学」及び「メディカルデザイン」分野をより強力に推し進めるため、総合医薬学研究科と理工学研究科、すなわち「医薬」と「理工」が連係し、「医学」、「薬学」、「理学」、「工学」等の学が環のようにつながって設置することから、博士前期課程と同様に「医薬理工学環」、英語では"Graduate School of Pharma-Medical Sciences"と称する。

また前述のとおり医薬理工学環に専門分野(薬科学、神経科学、医工学)ごとに「創薬・製剤工学プログラム」「応用和漢医薬学プログラム」「認知・情動脳科学プログラム」「メディカルデザインプログラム」の4つのプログラムを設け、博士(薬科学)、博士(神経科学)、博士(医工学)の学位の取得を可能とする。

(2) プログラム及び学位の名称並びにその理由

1) 創薬・製剤工学プログラム

(英語名称: Program of Pharmaceutical Science and Technology)

学位名称:博士(薬科学)

(英語名称: Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences)

本プログラムは、創薬・製剤の知識と技能を生かし、製薬企業の創薬部門における医薬品設計や製剤開発研究部門における製剤設計を担当できる研究者、専門的技術者を養成することを目的とした修士課程における取組を深化させ、薬学、理学、工学、医学の教員の連携の下、理学・工学の化学的・生物学的な学識と、医薬品開発・製剤における臨床応用の医学・薬学的な学識の先端的融合を推進し、修了後製薬企業の創薬や製剤開発の研究者に加え、大学や研究機関における薬学研究者、薬剤・製剤研究者を育成することを目指

しており、創薬・製剤開発の次世代を担う人材育成の面からくすりの富山を支えるため、 名称を「創薬・製剤工学プログラム」とする。英語では創薬・製剤工学などを学ぶプログ ラム等(シンガポール国立大学、天津大学等)で使用され、国際通用性を有する"Program of Pharmaceutical Science and Technology"と称する。

また本プログラムは、医・薬・理・工学の教員による医薬品研究開発プロセスを学び実践できるプログラムであり、疾病を多角的に理解できる創薬・製剤研究者を育成することから、学位に付記する専攻分野は薬科学とする。また英語名称については、国際通用性を踏まえ、メリーランド大学やコロラド大学等多くの大学において授与されている"Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences"とする。

2) 応用和漢医薬学プログラム

(英語名称: Program of Applied Natural Medicine)

学位名称:博士(薬科学)

(英語名称: Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences)

本プログラムは、医薬学と理工学の融合的教育により、幅広い知識を基盤とした和漢医薬学を応用できる専門性の高い知識と技術を授け、和漢医薬学研究に基づいた医薬品開発とレギュレーション、未病研究に基づいた健康・医療の創生などを行える薬科学関連領域の研究者・教育者・技術者、及び審査官(行政官)など、和漢医薬を含めた伝統医薬からの創薬と人々の健康維持、並びに学術研究の進歩に貢献できる人材を育成することを目的とした修士課程における取組を深化させ、和漢薬の応用の学修に加え、医薬学、生命科学、創薬化学、生物工学等の幅広い学問領域の先端的融合を推進し、生薬を扱う製薬企業の研究者や大学・研究機関の研究者、行政機関における薬事審査官等を育成することを目指しており、総合的に学ぶ研究活動によって学位取得を目指すことから、名称を「応用和漢医薬学プログラム」とする。英語では応用和漢医薬学を意味する"Program of Applied Natural Medicine"と称する。

本プログラムでは、和漢医薬を含めた伝統医薬からの創薬と人々の健康維持、並びに学術研究の進歩に貢献できる人材を育成することから、学位に付記する専攻分野は薬科学とする。また英語名称については、国際通用性を踏まえ、メリーランド大学やコロラド大学等多くの大学において授与されている"Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences"とする。

3) 認知・情動脳科学プログラム

(英語名称: Program of Cognitive and Emotional Neuroscience)

学位名称:博士(神経科学)

(英語名称: Doctor of Philosophy in Neuroscience)

本プログラムは、脳科学研究分野における基盤的・専門的能力、社会規範に沿った適切な行動が取れる倫理観を有する製薬企業で創薬、臨床治験等を担う医薬品開発者及び人工知能の開発に関わる開発者・技術者を育成することを目的とした修士課程における取組を深化させ、脳神経科学分野で求められている精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の開発を行うため、医学、工学、薬学、理学を中心とした脳神経科学分野の教員と関係組織の連携・協力により幅広い学問領域の先端的融合を推進し、脳神経科学や医薬研究開発に取り組む研究者の育成を目指していることから、名称を「認知・情動脳科学プログラム」とする。英語では認知・情動脳科学領域を学ぶプログラム(フロリダ大学)等で使用され、国際通用性を有する"Program of Cognitive and Emotional Neuroscience"とする。本プログラムは、基礎医学、臨床医学、理工学、薬学、人文社会学など学際的・融合的なアプローチにより、人間らしさの科学(心の総合科学)の構築を目指し、先端的な脳神経科学者を育成することから、学位に付記する専攻分野は神経科学とする。また英語名称については、国際通用性を踏まえスタンフォード大学やプリンストン大学等多くの大学において授与されている"Doctor of Philosophy in Neuroscience"とする。

4) メディカルデザインプログラム

(英語名称: Program of Medical Design)

学位名称:博士(医工学)

(英語名称: Doctor of Philosophy in Biomedical Engineering)

本プログラムは、基礎から臨床・社会実装に至る幅広い観点から医学・福祉・看護学・理工学等の基礎的な考え方と知識、疾病の予防・病態解明・診断・治療・社会復帰に関する医工学の知識と研究手法を修得し、実践的な研究活動とプレゼンテーション能力を身に付け、医療・福祉の現場と企業を橋渡しして先端的な医療・福祉機器・サービスの研究開発を担うことができる人材を育成することを目的とした修士課程における取組を深化させ、医療・福祉に関わる広い医学分野(メディカル)と工学を中心とした学問分野の先端的融合を推進し、医療・福祉機器・サービスをデザインする研究活動によって学位取得を目指すことから、名称を「メディカルデザインプログラム」とし、英語では"Program of Medical Design"と表記する。

本プログラムは、医学関係及び工学関係の分野を学際的に学修することから、学位に付記する専攻分野は医工学とする。また英語名称については、国際通用性を踏まえ国内外の医工学・福祉工学に関する教育研究を実施している東北大学や The University of British Columbia (カナダ) 等多くの大学において授与されている"Doctor of Philosophy in Biomedical Engineering"とする。

(3) 学位の専攻分野の決定時期と方法

本学環では、養成する人材像ごとにプログラムを設けており、プログラムごとに学位の専

攻分野を定めている。本学環では、プログラムごとに入学者選抜を行い、入学時にプログラムを決定する。入学志願者は、出願に当たってプログラムを選択することになるが、本学のウェブサイト等において情報提供を行うとともに、随時事前相談を受け付ける。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)教育課程の編成の考え方

医薬理工学環は、教育課程編成方針において、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示した能力である基盤的能力、専門的学識、倫理観及び創造力を修得させるため、体系的な教育課程を編成することとしている。本学環の教育課程編成方針及び教育課程 実施方針(カリキュラム・ポリシー)は資料1において示しており、4つの能力に対応した学修内容は、以下のとおりである。

基盤的能力を身に付けるため,各プログラム専門科目に医学,薬学,理学及び工学関連領域に係る特論(講義)科目,演習科目及び実習科目を設定する。

専門的学識を身に付けるため、各プログラム専門科目に特別演習科目及び特別研究科目を設定する。なお、これらは研究室等で実施する。

倫理観については、特別研究等の研究を進める中で研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を実践的に修得する。

創造力を身に付けるため、大学院共通科目に自ら研究した事項の研究成果やその価値を 異分野の研究者等に説明するとともに、異分野の研究者等と議論する能力を修得するため 「学際融合発表演習 I 」「学際融合発表演習 II 」を設定する。学環共通科目には「研究イン ターンシップ」及び海外において共同研究を行う「国際連携実習」を設定する。また各プログラムに博士論文作成を行う特別研究を設定する。

各プログラムのカリキュラムマップは、資料2を参照。

(2) 教育課程の構成及び特色

本学環は博士前期課程と博士後期課程の一貫教育の下,医学,薬学,理学及び工学という4つの領域を教育研究の柱とし,各プログラムにおいて学系を横断した複数指導教員により学位論文研究に関わる演習を行い,また学系を超えた講義体制で所属プログラムの先端課題を提示・解決できる専門知識を養成することとしている

本学環は年2回(4月入学と10月入学)の学生受入れを計画している。入学時期による定員設定について、4月入学は入学定員とし10月入学は若干人としている。教育課程の体系性について、本学環で中心となる特別研究については入学直後からはじまることから、4月入学と10月入学と異なったとしても大きな問題ではなく、十分な教育体制が整えられていると判断している。

本学環は、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、医学、薬学、理学及び工学との協同体制を基盤とし、創薬・製剤工学、応用和漢医薬学、認知・情動脳科学及びメディカルデザインに関し総合した体系的で特色ある教育課程を編成する。なお、学生は基本的に本学環博士前期課程において各専門分野に関する専門的知識や幅広い視野を身に付けるための関連領域について修得しており、博士後期課程においては博士学位論文作成のため特別研究科目、特別演習科目や特別実習科目といった研究活動を中心に設定するものとする。

科目の履修順序については基本的に 1~2年次で大学院共通科目及び学環共通科目を履修するとともに、各プログラム専門科目の講義科目は 1年次に履修するものとする。また各プログラムの特別演習科目は 3年次、特別研究については 1~3年次にかけて履修する。以下、科目区分別に説明する。

1) 大学院共通科目

優れた高度専門職業人や教育研究者を養成する観点から、他者への研究説明能力(プレゼンテーションスキル、コミュニケーションスキル、プロポーザル作成に関する能力)、研究を設計・デザインする能力(研究計画書、プロポーザル作成に関する能力)を身に付けるための「学際融合発表演習 I」「学際融合発表演習 I」を設定する。これらの科目は全学の大学院博士課程及び博士後期課程共通で必修とする。

2) 学環共通科目

医薬理工学環では、学生自身の専門とは異なる分野の研究を企画立案することで、新たな発想の創出やチームリーダーとしての資質向上を目指す「先端研究企画演習」、長期インターンシップにより実際に研究活動に参画する「研究インターンシップ」、学生の国際性を涵養するため学位論文研究に関連した海外研究機関での共同研究を実施する「国際連携実習」を設定する。創薬・製剤工学プログラム、応用和漢医薬学プログラム及び認知・情動脳科学プログラムでは学生の新たな発想の創出やチームリーダーとしての資質向上を目指す観点から「先端研究企画演習」を必修とし、他科目は選択科目とする。メディカルデザインプログラムは「先端研究企画演習」、「研究インターンシップ」及び「国際連携実習」によって得られる資質・研究を同等に考えており、3科目の中から1科目を選択必修することとしている。なお学生本人の希望によっては、最大で3科目とも履修することが可能である。

また外国人留学生の日本語能力向上のため「日本語・日本文化」を自由科目として設定する。

3) プログラム専門科目

プログラム専門科目では、各プログラムの研究分野における先端研究の高度かつ俯瞰的な企画・遂行能力を養成するため科目を設定する。演習科目においては基本的に学系を横断した複数指導教員により学位論文研究に関する演習を行い、実習科目では学系を超えた異

分野での学内留学により所属プログラムの諸課題を俯瞰的に解決する実験技術を養成し、 講義科目においては所属プログラムの先端課題を提示・解決できる専門知識を、学系を超え た講義体制で養成する。各プログラムの科目は次のとおりである。

ア. 創薬・製剤工学プログラム

アドバンスな研究動向を英語で講義する「創薬・製剤工学特論」,主指導教員の研究室の 演習を行う「創薬・製剤工学特別演習」,副指導教員の研究室での演習・実習を行う「創薬・ 製剤工学特別実習」,主指導教員の研究室で博士学位論文作成のための研究を行う「創薬・ 製剤工学特別研究」を設定する。

イ. 応用和漢医薬学プログラム

アドバンスな研究動向を英語で講義する「国際応用和漢医薬学特論」,主指導教員の研究室の演習を行う「応用和漢医薬学特別演習」,副指導教員の研究室での演習・実習を行う「応用和漢医薬学特別実習」,主指導教員の研究室で博士学位論文作成のための研究を行う「応用和漢医薬学特別研究」を設定する。

ウ. 認知・情動脳科学プログラム

アドバンスな研究動向を英語で講義する「認知・情動脳科学特論」,主指導教員の研究室の演習を行う「認知・情動脳科学特別演習」,副指導教員の研究室での演習・実習を行う「認知・情動脳科学特別実習」,主指導教員の研究室で学位研究を行う「認知・情動脳科学特別研究」を設定する。

エ. メディカルデザインプログラム

医工学分野は医療制度などの影響を強く受けることから「医療制度と医療経営特論」を必修科目として設定する。また主指導教員の研究室で演習を行う「メディカルデザイン特別演習」,主指導教員の研究室で博士学位論文作成のための研究を行う「メディカルデザイン特別研究」を設定する。

また選択科目として, 主指導教員・副指導教員以外のメディカルデザインプログラム担当 教員から各自の専門の先端を学修するための特論科目を設定する。

4. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

(1)教育方法

ア. 授業の方法

本学大学院は学年を前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から翌年3月31日まで)をそれぞれ前半及び後半に分け、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとするクォーター制を導入し、授業時間は、90分をもって1時限とする。

設置の趣旨(本文) - 14

授業科目は、原則として、90分の授業を15回又は8回を単位として行うものとする。

一の授業科目について,講義,演習,実験又は実習のうち一あるいは二以上の方法の併用 により実施する。

医薬理工学環の担当教員は2つのキャンパスに分散している。実験・実習及び演習科目についてはその科目の性格から対面で実施するが、講義科目についてはインターネットを介してライブまたはオンデマンドで遠隔受講できるようにし、学生のキャンパス間移動に伴う負担を軽減する。

イ. 授業方法に適した学生数の設定

創薬・製剤工学プログラムは募集人員3名,応用和漢医薬学プログラムは募集人員3名,認知・情動脳科学プログラムは募集人員4名,メディカルデザインプログラムは募集人員2名で全員集まったとしても12名であり、基本的に少数精鋭教育を行える環境である。

ウ. 配当年次の設定

原則としてプログラム専門科目の講義科目は1年次に、学位論文作成に直結する特別研究は1~3年次とする。また博士後期課程学生・担当教員が集まり、研究計画・中間報告等を行うことで、研究専門分野が異なる者への説明能力向上や既存の枠組みを超えた挑戦的・融合的な研究への展開を目指す「学際融合発表演習 I 」「学際融合発表演習 II 」は1年次、2年次に配当する。

学環共通科目については、リサーチ・プロポーザルを作成する「先端研究企画演習」は1年次、長期インターンシップによる企業・研究機関での開発・研究の実習を行う「研究インターンシップ」、学位論文研究に関連した海外研究機関での共同研究を行う「国際連携実習」を共に1~3年次に配当する。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

医薬理工学環博士後期課程では学生1名に対し主指導教員と副指導教員2名を配置する 複数指導教員体制とする。入学から修了までのスケジュールは、以下のとおりである。

- 1. 医薬理工学環博士後期課程では入学時に新入生オリエンテーションを行うとともに、主指導教員によるガイダンス、履修指導・研究テーマ設定を行う。
- 2. 1年次から主指導教員と副指導教員の協議による研究指導を開始する。
- 3.2年次には博士論文中間発表会を実施するとともに、指導教員等による履修指導や研究進捗状況の確認及び指導を行う。
- 4. 3年次は博士論文審査に向けて博士論文を完成させる。

学位の質については複数指導教員体制と3名以上の審査委員による学位論文審査により 確保できる。

プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデルは【資料3】のとおり。

(3)修了要件

本学環はプログラムごとに定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査と最終試験に合格することを修了要件とする。なお、優れた研究業績を上げた者については、本学環等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

次いで、本学環の修了要件の考え方について述べる。「大学院共通科目」に、他者への研究説明能力、研究を設計する能力を身に付けるための科目「学際融合発表演習 I 」「学際融合発表演習 II」(計 2 単位)を設定する。本科目はトランスファラブルスキルを養う科目でもあり、本学大学院博士課程・博士後期課程の学生は全員これを必修とする。

「学環共通科目」に、指導教員の下で行う博士課程研究とは異なる内容・分野の新たな研究を計画する「先端研究企画演習」、企業・研究機関におけるインターンシップを通して社会で主導的に活躍できる高度職業人を目指す「研究インターンシップ」及び海外研究機関においてグローバルな視点を身に付けるための「国際連携実習」を設定し、創薬・製剤工学プログラム、応用和漢医薬学プログラム及び認知・情動脳科学プログラムにおいては「先端研究企画演習」(1単位)を必修とし、メディカルデザインプログラムにおいてはこの3科目によって得られる資質・研究を同等と考えているため、これらの中から1科目1単位以上を選択必修するものとする。

研究分野における先端研究の高度かつ俯瞰的な企画・遂行能力を養成するための「プログラム専門科目」に、プログラムの専門の研究に関わる「特別研究」(10 単位)及び「特別演習」(創薬・製剤工学プログラム, 応用和漢医薬学プログラム及び認知・情動脳科学プログラム2単位,メディカルデザインプログラム1単位)を設定しこれらを必修とするとともに、メディカルデザインプログラムでは日本の医療制度や医療・福祉関連経済のしくみの理解が必要であるため、「医療制度と医療経営特論」(1単位)も必修とする。

これらの必修科目に加えて、「プログラム専門科目」及び「学環共通科目」の選択科目から1単位以上選択し、合計16単位以上の修得を修了要件とする。

本学環の各プログラムの修了要件は次のとおりである。

創薬・製剤工学プログラム

科目区分	科目名	必修・選択等	単位数	修了要件
大学院共通科目	学際融合発表演習 I	必修	1	2
	学際融合発表演習 II		1	
学環共通科目	先端研究企画演習	必修	1	1
	研究インターンシップ	選択	1	*
	国際連携実習		1	
創薬・製剤工学プロ	創薬・製剤工学特別演習	必修	2	2
グラム専門科目	創薬・製剤工学特別研究		10	10
	創薬・製剤工学特論	選択	1	*
	創薬・製剤工学特別実習		1	
合計			16 以上	

※学環共通科目、創薬・製剤工学プログラム専門科目の選択科目から各1単位以上

応用和漢医薬学プログラム

科目区分	科目名	必修・選択等	単位数	修了要件
大学院共通科目	学際融合発表演習 I	必修	1	2
	学際融合発表演習 II		1	
学環共通科目	先端研究企画演習	必修	1	1
	研究インターンシップ	選択	1	*
	国際連携実習		1	
応用和漢医薬学プロ	応用和漢医薬学特別演習	必修	2	2
グラム専門科目	応用和漢医薬学特別研究		10	10
	国際応用和漢医薬学特論	選択	1	*
	応用和漢医薬学特別実習		1	
合計			16 以上	

[※]学環共通科目、応用和漢医薬学プログラム専門科目の選択科目から各1単位以上

認知・情動脳科学プログラム

科目区分	科目名	必修・選択等	単位数	修了要件
大学院共通科目	学際融合発表演習 I	必修	1	2
	学際融合発表演習 II		1	
学環共通科目	先端研究企画演習	必修	1	1
	研究インターンシップ	選択	1	*
	国際連携実習		1	
認知・情動脳科学プ	認知・情動脳科学特別演習	必修	2	2
ログラム専門科目	認知・情動脳科学特別研究		10	10
	認知・情動脳科学特論	選択	1	*
	認知・情動脳科学特別実習		1	
合計			16 以上	

[※]学環共通科目、認知・情動脳科学プログラム専門科目の選択科目から各1単位以上

メディカルデザインプログラム

科目区分	科目名	必修・選択等	単位数	修了要件
大学院共通科目	学際融合発表演習 I	必修	1	2
	学際融合発表演習 II		1	
学環共通科目		選択	1	*
	 研究インターンシップ		1	
	国際連携実習		1	
メディカルデザイ	医療制度と医療経営特論	必修	1	1
ンプログラム専門	メディカルデザイン特別演		1	1
科目	· 羽 首		10	10
	メディカルデザイン特別研			
	究			
	メディカルデザイン・アント	選択	1	*
	レプレナーシップ特論			
	生体運動制御特論		1	
	医用光工学特論		1	
	臨床情報医工学特論		1	
	医用情報計測学特論		1	
	医用超音波計測学特論		1	
	生体情報処理特論		1	
	人間情報インタラクション		1	
	特論			
	応用計測システム特論		1	
	画像計測システム特論		1	
	生物流体力学特論		1	
	脳・神経システムダイナミク		1	
	ス特論			
	材料塑性加工学特論		1	
	循環動態生理特論		1	
	泌尿器腫瘍学特論		1	
	血液腫瘍学特論		1	
	合計			16 以上

[※]学環共通科目から1単位、学環共通科目及びメディカルデザインプログラム専門科目から1単位以上

(4) 学位論文審査体制,学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法

学位論文審査体制,学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法等について,次の

とおりである。

(審査体制)

○予備論文審査委員

- 1. 予備論文審査委員は、3人以上により構成する。ただし、うち1人は原則として主指導教員とする。
 - ・主指導教員は、予備論文審査委員として1人を推薦する。
 - ・医薬理工学環代議員会は、予備論文審査委員として1人以上を推薦する。
- 2. 学環長が必要があると認めたときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を予備論文審査委員とすることができる。

○博士論文審査委員

- 1. 博士論文審査委員は3人以上により構成する。ただし、うち1人は原則として主指導教員とする。
 - ・主査は、主指導教員を除き選出するものとする。
 - ・副査は、2人を選出するものとし、少なくとも主指導教員を含むものとする。
- 2. 学環長が必要と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を博士論文審査委員とすることができる。

(審査方法)

- 1. 学位論文の審査を申請しようとする者は、主指導教員の許可を得て、予備論文審査を受けなければならない。
- 2. 医薬理工学環代議員会は予備論文審査委員を選出する。
- 3. 学位論文の審査を申請しようとする者は、公開による論文の発表を行い、質疑応答を行う。予備論文審査委員は発表及び質疑応答に基づき予備論文審査を行う。
- 4. 予備論文審査終了後, 医薬理工学環代議員会において博士論文審査への移行の可否を審議する。審議の結果, 学環長が博士論文提出を可とした者は, 学位申請(論文等提出)を行う。また医薬理工部会代議員会は博士論文審査委員を選出する。
- 5. 学位申請(論文等提出)を受け、博士論文審査委員は、博士論文審査(論文審査及び試験)として公開による論文の発表の場を設け、論文審査申請者の発表する論文について内容を審査する。
- 6. 医薬理工学環代議員会において、博士論文審査、試験の合否及び修了判定を行う。

<学位論文評価基準>

(評価項目)

- 1. 法令・研究倫理の遵守
 - ・研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
 - ・必要に応じ、関連する委員会の承認を得ていること
- 2. 論文の体裁
 - ・題目が内容を適切に説明していること

設置の趣旨(本文) - 19

- ・明解で論理的な構成がとられていること
- ・関連の先行研究を適切に引用していること
- 3. 研究目的
 - ・薬科学/神経科学/医工学領域あるいは関連領域における研究の背景と目的が記述されていること
- 4. 研究方法
 - ・目的に沿った方法であること
 - ・研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること
- 5. 研究成果
 - ・新規性・独創性があること
 - ・結果が明確に記述されていること
 - ・得られた結果に基づいて、整合性・説得性のある結論が導かれていること
 - ・学術的または社会的な意義を有すること

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格(論文博士の場合は加えて学力の確認結果が可以上であること)をもって博士の学位論文として合格とする。

<学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法>

博士学位論文については本学ホームページにおいて公表する。また学位論文に係る評価の基準については本学ホームページ及び「履修の手引き」に掲載し、公表する。

(5)研究の倫理審査体制

「富山大学医の倫理に関する規則【資料4】」,「富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則【資料5】」,「国立大学法人富山大学臨床研究審査委員会規則【資料6】」及び「富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則【資料7】」に基づき,各種倫理委員会を設置し,人間を直接対象とした医学の研究や医療行為や医療を目的としない人間を対象とする研究を行う場合は,ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに計画・実施されているかどうかを審査している。

また研究において動物実験、病原体及び遺伝子組換え生物等が必要になる場合もあるが、それぞれ「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則【資料 8 】」、「国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則【資料 9 】」及び「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則【資料 10 】」に基づき学生が教育訓練を受けるとともに、所定の審査を行っている。

(6) 研究活動の単位数

本学環では、博士論文を作成するために実践的に研究することを通して、創薬・製剤工学、

応用和漢医薬学、認知・情動脳科学及びメディカルデザインを担う能力を備えた高度専門職業人、研究者を育成する。博士論文研究には単に指導教員の研究室における実験等だけでなく、他の研究室での実験体験や副指導教員などの広い分野からの研究教育指導、文献調査や学会等でのプレゼンテーションが、研究分野に関連する現場観察や関係者との対話、社会調査などが含まれ、座学の授業科目と同等あるいはそれ以上に深い学識を得る場として期待される。したがって、博士論文に関わる研究活動の学修成果を評価することが適切と認められるので、「大学設置基準」第21条第3項(「大学院設置基準」第15条)を踏まえ、「創薬・製剤工学特別研究」、「応用和漢医薬学特別研究」、「認知・情動脳科学特別研究」又は「メディカルデザイン特別研究」の授業科目として単位を与える。これらの特別研究は博士後期課程の1年次第1ターム~3年次第4タームに渡る科目として配当されており、その学修時間は各学生の全学修活動のおよそ3分の2を占めると考えられることから、単位数は修了要件合計単位数16単位の3分の2弱の10単位とする。

(7) 留学生の指導等について

留学生に対しては大学・研究科として新入生オリエンテーションを行う。入学後の研究指導、生活指導等については指導教員が主として行い、事務職員も履修指導を行うとともに TA・RA に従事した際などに適宜学業や生活状況について確認し、標準修業年限内で修了できるようにしている。

(8)多様なメディアを利用した授業について

大学院共通科目は、オンデマンド型の多様なメディアを利用した授業を行う。学環共通科目及びプログラム専門科目は、原則として本学の五福/杉谷キャンパスで授業を実施するが、五福キャンパスの学生が杉谷キャンパスで開講される講義授業を履修する場合(あるいはその逆)や企業等に勤務する社会人は、インターネットを介して授業を遠隔受講できるようにする。

なお、大学院課程であるため修了要件単位数に対する多様なメディアを利用した授業の 単位数の制限は無い。

5. 基礎となる修士課程との関係

医薬理工学環においては、医薬品開発、和漢医薬学、脳科学、医療機器・福祉機器開発など、創薬・ヘルスケア分野への貢献を目指し、主として産業界において活躍する高度専門職業人を育成するため、医学・薬学・理学・工学の融合教育により俯瞰力・実践力・応用力を涵養することとしており、博士前期課程及び博士後期課程の一貫教育の下医学・薬学・理学・工学の4つの領域を教育研究の柱とするとともに、各領域の下に学問分野区分を設け、教育課程ごとに必要な体制を構築している。

	領域	学問分野
	医学領域	解剖学、統合・神経科学、生化学、システム機能形態学、分子
		神経科学、神経精神医学、脳神経外科学、臨床心理学・認知神
		経科学、行動生理学、システム情動科学、病態・病理学、糖尿
		病代謝学、循環器内科学、腎泌尿器科学、血液内科学、総合口
		腔科学
	薬学領域	薬剤学、応用薬理学、生体認識化学、がん細胞生物学、薬化
博		学、薬品製造学、分子神経生物学、分子細胞機能学、分子合成
士		化学、生体界面化学、構造生物学、薬物生理学、薬物治療学、
前		臨床薬剤学、製剤設計学、資源科学、天然物創薬学、神経機能
期		学、生体防御学、複雑系解析学、未病学、漢方診断学
課	理学領域	生体機能化学、生体制御学、天然物合成化学
程	工学領域	生体機能性分子工学、遺伝情報工学、生体材料設計工学、タン
		パク質代謝学、計算物理化学、生体物質化学、有機合成化学・
		創薬工学、生体情報薬理学、生体情報処理、人工知能、計算生
		体光学、機械情報計測、生命電子電気工学、再生医療工学、
		ヒューマンコンピュータインタラクション、生体制御工学、バ
		イオフォトニクス、画像計測システム、計測システム、医用超
		音波工学、脳・神経システム工学、バイオメカニクス、デジタ
		ルテクノロジー、医用材料学、人間工学

	領域	学問分野			
	医学領域	解剖学、統合・神経科学、生化学、システム機能形態学、分子神経科			
		学、神経精神医学、臨床心理学・認知神経科学、行動生理学、システム			
		情動科学、病態・病理学、循環器内科学、腎泌尿器科学、血液内科学			
	薬学領域	薬剤学、応用薬理学、生体認識化学、がん細胞生物学、薬化学、薬品製			
博		造学、分子神経生物学、分子細胞機能学、分子合成化学、生体界面化			
士		学、構造生物学、薬物生理学、薬物治療学、臨床薬剤学、製剤設計学、			
後	資源科学、天然物創薬学、神経機能学、生体防御学、複雑系解析学				
期		病学			
課	理学領域	生体機能化学、生体制御学			
程	工学領域	遺伝情報工学、生体材料設計工学、タンパク質代謝学、計算物理化学、			
		生体物質化学、有機合成化学・創薬工学、生体情報薬理学、生体情報処			
		理、人工知能、計算生体光学、機械情報計測、ヒューマンコンピュータ			
		インタラクション、生体制御工学、バイオフォトニクス、画像計測シス			
		テム、医用超音波工学、脳・神経システム工学、バイオメカニクス、医			
		用材料学			

<医薬理工学環>



6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1) 実施場所及び実施方法

本学では、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる方法として、ビデオ会議システムを利用した同時双方向型の授業と学習管理システム(LMS)のMoodleを利用したオンデマンド型の授業を行っている。

(2) 学則等における規定

国立大学法人富山大学学則及び大学院学則において以下のとおり規定している。

国立大学法人富山大学学則(平成 17 年 10 月 1 日制定)

(授業の方法等)

- 第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの 併用により行うものとする。
- 2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。 前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場 所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項及び第3項に規定する授業の方法により 修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

設置の趣旨(本文) - 23

国立大学法人富山大学大学院学則(平成 17 年 10 月 1 日制定) (授業の方法)

第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を 準用する。

授業を教室以外の場所で履修させる場合には、遠隔授業システムを利用した大学からの資料や映像の配信など多様なメディアを活用して行い、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む教室以外の場所で受講できるものとする。本講義形態においては、同時かつ双方向に行われるか、そうでない場合は、当該授業の終了後すみやかに十分な指導を併せ行うとともに、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものとし、大学設置基準第25条第2項(大学院設置基準第15条)の規定の要件を満たすものとする。

7. 「大学院設置基準 | 第14条による教育方法の実施

本学環では、社会人が在職のまま大学院で学修し、高度の専門的知識と能力を獲得する機会を提供するため、大学院設置基準第14条に基づく教育方法を実施する。

(1)修業年限

修業年限は3年とする。なお、申し出があった場合、事前に履修計画を確認し、個別審査を行った上、4~6年間の長期履修を認めることとする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

主指導教員及び副指導教員は,履修科目及び研究活動全般について学生の相談に応じ,学生の学修や研究の遂行に必要な助言を行う。

(3)授業の実施方法

「大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例」を受ける者は、昼間における履修のほかに、指導教員と相談して履修計画書を提出した場合、研究指導や授業を夜間に受けることができるようにする。その時間帯は原則として、平日夜間(6 限 18:10-19:40,7 限 19:50-21:20)とするが、この時間帯以外にも研究指導、対面指導が必要な科目については、土曜日又は夏季休業等に受けることができるようにする。なお、授業のうち大学院共通科目については、オンデマンド型で履修する。学環共通科目及びプログラム専門科目については、原則として本学の五福/杉谷キャンパスで授業を実施することとし、学生はキャンパスに通学して対面で授業を履修する。ただし、五福キャンパスの学生が杉谷キャンパスで開講される授業を履修する場合(あるいはその逆)や企業等に勤務する社会人は授業をインターネットを介して遠隔受講できるようにする。

(4) 教員の負担の程度及び大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の 整備状況

本学の大学院においてはクォーター制(1カ年当たり4期)で授業を実施する。従来のセメスター制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、学生の履修進度と教員の教育業務に係る負担の両方を考慮した柔軟なカリキュラムを編成することができる。

また、本学環の専任教員のほとんどが学部や連係協力研究科における教育も担当することとしている。そのため、いわゆる「14 条特例」を適用することを学生が希望した場合、夜間や休日における研究指導等の実施が必要となり、担当する教員の負担増が予想されるが、本学では、教員の教育負担が過剰とならないよう、基準時間数を定めるとともに、毎年教育負担の管理・点検を行うことを定めている。また、基準時間数を超えた専任教員がいた場合は、教員が所属する学系長と教育組織の学環長等で当該教員の負担調整をすることとしており、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法を実施する体制は整備されている。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮,必要な職員の配置

本学附属図書館は、中央図書館、医薬学図書館、芸術文化図書館からなり、それらのうち中央図書館、医薬学図書館が本学環の教育活動拠点である五福キャンパス、杉谷キャンパスに設置されている。また、各キャンパスに情報処理施設を整備するとともに、各図書館や情報処理施設には専任の職員が配置され、社会人学生を含めた学生のサポートを行っている。また、特に時間の制約を受けることの多い社会人学生を始め、夜間や休日にも学生の勉学

を妨げることがないよう、中央図書館は、平日は8:45~22:00、土日は10:00~17:00 (試験期間は20:00) にかけて開館している。また、医薬学図書館は、平日は9:00~20:00、土日は9:00~17:00 にかけて開館していることに加え、「特別利用」として IC チップ付の学生証を図書館入り口のリーダーに認識させることによってゲートが開錠されるよう設計されており、24 時間にわたって施設を利用することができる。さらに、医薬学図書館の実質的な休館日は開学記念日と年末年始のみであり、これら数日を除いて図書館と自習室が24時間利用可能な体制が整えられている。

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
	総合情報基盤センター		パソコン:46 台
	第一端末室	平日 8:30~21:00	У / Д У . 10 Ц
	総合情報基盤センター		パソコン:61 台
 五福キャンパス	第二端末室		
五個イヤンバス	総合情報基盤センター	рд 6.30 -21.00	パソコン:57 台
	第三端末室) · / · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	総合情報基盤センター		パソコン:65 台
	第四端末室		/・/ コン・03 日
	工学部教育用第1端末室	24 時間	パソコン:56 台

	工学部教育用第2端末室	24 時間	パソコン:35 台
	工学部教育用第3端末室	24 時間	パソコン:108 台
	情報処理実習室(大)	7:00~24:00	パソコン:130 台
杉谷キャンパス	情報処理実習室 (中)	24 時間	パソコン:58 台
	情報処理実習室(小)	24 時間	パソコン:10 台

(6) 入学者選抜の概要

本学環の入学試験では、社会人特別入試は実施しないが、一般入試は社会人も受験しやすい内容(具体的には、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価)としている。

(7) 必要とされる分野であること

医薬理工学環博士後期課程について、修士 1 年生を対象に実施したアンケート結果によると、「医薬理工学環博士後期課程にぜひ進学したい」者の数と「就職後『条件が整えば入学したい』」と回答した者の数が同程度であった。また、同様に企業等に対して行ったアンケートでは「リカレント教育として貴社の社員・職員を大学院博士課程に入学させたいですか」との質問に対して、「ぜひ入学させたい」「どちらかといえば入学させたい」「本人の希望があれば入学させてもよい」と肯定的な回答が9機関(創薬・製剤工学プログラム8名、メディカルデザインプログラム1名)からあった。これらは、医薬理工学環各プログラムに社会人として入学する学生が一定数いることを示している。

よって、社会人が離職・休職することなく博士後期課程で学修するため、医薬理工学環は「大学院設置基準」第14条による教育方法を実施することが必要であると言える。

8. 入学者選抜の概要

(1)入学者選抜方法

医薬理工学環及び各プログラムの入学者受入れの方針及び入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)(アドミッション・ポリシー)は資料1に示す。

本学環は、本学環の目的、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、 創薬・製剤工学、応用和漢医薬学、認知・情動脳科学またはメディカルデザインの研究分野 についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人と地の健康文化 の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

アドミッション・ポリシーにおいて示す資質・能力を評価し、複数の受験機会を提供する とともに多様な学生を評価できるようにするために、以下のとおり入試を行う。

一般入試, 外国人留学生特別入試

小論文・適性検査, 外国語(英語)試験※, 口述試験及び成績証明書の成績により, 大学院

博士前期(修士)課程修了相当の学力, 意欲, 能力等について評価する。

※認知・情動脳科学プログラム及びメディカルデザインプログラムは原則として外部試験の成績提出

多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。各プログラムともに一般入試、外国人留学生特別入試を実施する。

それぞれの入試方法の区分ごとの募集人員は表1のとおりである。

表 1	医薬理工学環の募集人員	3
1		₹.

プロガニ) な	1 尚安县	入試区分ごとの募集人員		
プログラム名	入学定員	一般	外国人留学生特別	
創薬・製剤工学プログラム	3	3	若干名	
応用和漢医薬学プログラム	3	3	若干名	
認知・情動科学プログラム	4	4	若干名	
メディカルデザインプログラム	2	2	若干名	
計	12	12	若干名	

なお、本学環では留学生の受入れを予定している。留学生の語学力に関し、入試において 英語の筆記試験(外部英語試験を含む)を課すとともに口述試験においてもその能力を確認 する。留学生の日本語能力については、学環共通科目「日本語・日本文化」(自由科目)を 最大4単位まで履修できるようにし、在学中に日本語能力が向上するよう配慮している。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1)教員組織編制の考え方及び教員組織の研究分野

本学においては、令和元年 10 月から教育組織と教員組織を分離する、いわゆる「教教分離」体制を全学的に実施し、全学の教員が一元的に所属する新たな教員組織として「学術研究部」を設置した。学術研究部は、具体的な専門分野等により、人文科学系、教育学系、社会学系、芸術文化学系、理学系、都市デザイン学系、工学系、医学系、薬学・和漢系、教養教育学系、教育研究推進系の 11 学系により大まかに区分しており、各教育組織は教員の所属組織の枠にとらわれずに、各学系から、各教育組織におけるカリキュラムの教育内容にふさわしい教員を派遣し、教育に当たることが可能となる。また、学術研究部会議を置き、学長を議長として、学長のリーダーシップの下に、教員業績評価や教員のエフォート管理に関する全学的な教員人事マネジメント機能を担わせている。同様に、各学系に学系会議を置き、学長が統括する学術研究部会議の決定に従って、学系における具体的な教員人事に係る事項を審議している。

本学環の創薬・製剤工学プログラム,応用和漢医薬学プログラム,認知・情動脳科学プログラム及びメディカルデザインプログラムは、分野融合的で新たな学際教育を実施するた

め,それぞれの分野に関連する理学,医学,薬学及び工学の素養を身に付け,またこれら幅 広い学問領域の先端的融合を推進できるよう教員組織を編成する。

表 2 医薬理工学環 (博士後期課程) 担当教員の所属一覧 (完成年度 (令和 9 年 3 月 31 日) 時点)

医学系	薬学・和漢系	理学系	工学系	その他	計
19 人	25 人	5人	20 人	1人	70 人

1) 創薬・製剤工学プログラム

本プログラムは、学生が理学・工学の化学的・生物学的な学識と、医薬品開発・製剤における臨床応用の医学・薬学的な学識の先端的融合を推進することができるよう教員組織を編成する。創薬・製剤工学プログラムにおける専任教員の研究分野は次のとおりである。

教育研究領域

<薬学領域>

薬剤学,生体認識化学,がん細胞生物学,薬化学,薬品製造学,分子細胞機能学,分 子合成化学,生体界面化学,構造生物学,薬物生理学,製剤設計学

<理学領域>

生体機能化学

<工学領域>

遺伝情報工学、生体材料設計工学、タンパク質代謝学、計算物理化学、生体物質化学、有機合成化学・創薬工学、生体情報薬理学

2) 応用和漢医薬学プログラム

本プログラムは、学生が和漢薬の応用の学修に加え、医薬学、生命科学、創薬化学、生物工学等の幅広い学問領域の先端的融合を推進することができるよう教員組織を編成する。 応用和漢医薬学プログラムにおける専任教員の研究分野は次のとおりである。

教育研究領域

<薬学領域>

臨床薬剤学,資源科学,天然物創薬学,神経機能学,生体防御学,複雑系解析学,未病学 <理学領域>

生体機能化学, 生体制御学

<工学領域>

遺伝情報工学、有機合成化学・創薬工学、生体情報薬理学

3) 認知・情動脳科学プログラム

本プログラムは、学生が脳神経科学分野で求められている精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の開発を行うため、医学、工学、薬学、理学を中心とした脳神経科学分野の教員と関係組織の連携・協力により幅広い学問領域の先端的融合を推進することができるよう教員組織を編成する。

認知・情動脳科学プログラムにおける専任教員の研究分野は次のとおりである。

教育研究領域

<医学領域>

解剖学,統合・神経科学,生化学,システム機能形態学,分子神経科学,神経精神医学,臨床心理学・認知神経科学,行動生理学,システム情動科学,病態・病理学

<薬学領域>

応用薬理学,分子神経生物学,薬物治療学

<理学領域>

生体制御学

<工学領域>

生体情報処理、人工知能、脳・システム工学

4) メディカルデザインプログラム

本プログラムは、学生が医療・福祉に関わる広い医学分野(メディカル)と医工学・福祉 工学等の工学を中心とした学問分野の先端的融合を推進し、医療・福祉機器・サービスをデ ザインする研究活動を展開することができるよう教員組織を編成する。

メディカルデザインプログラムにおける専任教員の研究分野は次のとおりである。

教育研究領域

<医学領域>

循環器内科学, 腎泌尿器科学, 血液内科学

<工学領域>

生体情報処理,計算生体光学,機械情報計測,ヒューマンコンピュータインタラクション,生体制御工学,バイオフォトニクス,画像計測システム,医用超音波工学,

脳・神経システム工学,バイオメカニクス,医用材料学

(2)教育上主要と認める授業科目の教員配置状況

本学環の各プログラムの教育上主要と認める授業科目は、次に掲げるプログラム専門科目である。これらの授業科目は専任の教授又は准教授が担当する。

科目区分	授業科目の名称
創薬・製剤工学	創薬・製剤工学特論, 創薬・製剤工学特別演習,
プログラム専門科目	創薬・製剤工学特別実習、創薬・製剤工学特別研究

応用和漢医薬学	国際応用和漢医薬学特論,応用和漢医薬学特別演習,
プログラム専門科目	応用和漢医薬学特別実習,応用和漢医薬学特別研究
認知・情動脳科学	認知・情動脳科学特論、認知・情動脳科学特別演習、
プログラム専門科目	認知・情動脳科学特別実習、認知・情動脳科学特別研究
メディカルデザイン	メディカルデザイン・アントレプレナーシップ特論,生体運動制
プログラム専門科目	御特論,医用光工学特論,臨床情報医工学特論,医用情報計測学
	特論,医用超音波計測学特論,生体情報処理特論,人間情報イン
	タラクション特論,応用計測システム特論,画像計測システム特
	論,脳・神経システムダイナミクス特論,材料塑性加工学特論,
	循環動態生理特論,泌尿器腫瘍学特論,血液腫瘍学特論,メディ
	カルデザイン特別演習,メディカルデザイン特別研究

本学の大学院においてはクォーター制(1 カ年当たり 4 期)で授業を実施する。従来のセメスター制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため,同一教員が担当する複数の授業科目を 4 期に分散させて実施することにより,各教員に教育業務に係る負担を過大にかけることを防ぐことができる。各教員の教育研究に関するエフォートは各教員が所属する教員組織(各学系の学術研究部)で一括管理し,必要に応じて担当科目分散による負担軽減を行う。

なお、本学環は2校地で教育研究を行うが、各教員が担当する授業科目はその教員が本務 先とするキャンパスで実施し、同時配信型の遠隔授業、集中講義型の対面授業等、多様な学 生の履修に配慮した方法で開講する。したがって、各教員に授業実施のためキャンパス間を 移動する負担は生じず、また学生も研究指導等、教員から直接指導を受けなければならない 場合以外はキャンパス間を移動する負担は生じない。

(3) 教員の年齢構成

医薬理工学環(創薬・製剤工学プログラム/応用和漢医薬学プログラム/認知・情動脳科学プログラム/メディカルデザインプログラム)の専任教員は高度の専門性を有する教員から構成され、教育研究領域は多岐に渡っている。

本プログラムの専任教員の年齢構成は表3のとおりとなっている。50 代がボリュームゾーンとなっているが、40 代と 60 代においても一定規模を有しており適切な分布となっていることから、継続的に教育研究の活性化、水準の維持・向上を図ることが可能である。これら医薬理工の広い学問分野の教員が結集することにより、特色ある教育研究を実践する。

本学の教育職員の定年年齢は「国立大学法人富山大学職員就業規則【資料 11】」の第 17 条第 2 項において,65 歳と定めている。なお,本研究科には「国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則」【資料 12】に基づき,定年を延長している教員が 1 名いるが,完成年度までは引き続き任用することとし,退職後は公募により後任教員を補充する予定であり,教育組織の継続性に問題はない。

表3 医薬理工学環(博士後期課程)完成年度(令和9年3月31日)における専任 教員の年齢構成

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
70代	1人	0 人	0 人	0 人	1人
60代	14 人	1人	0 人	0人	15 人
50 代	23 人	13 人	1人	0人	37 人
40 代	2 人	7人	4 人	3 人	16 人
30 代	0人	1人	0人	0人	1人
計	40 人	22 人	5 人	3 人	70 人

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学では、研究に関する目標として、「学問の継承・発展と基礎的な研究を重視するとともに、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、融合領域の研究を推進する。また、基礎研究を充実するとともに、「地域と世界に向けて先端的研究情報を発信する総合大学」を目指す。」と掲げている。

目標を実現させるため、特色ある研究の推進と多様な分野での研究推進を支援するとともに、世界と地域に向けて研究成果を発信し、将来を担う人材を育成することを目的とした研究推進機構を設置している。中でも研究推進機構の研究推進総合支援センターでは、自然科学研究や生命科学研究に関する施設設備の管理や共同利用の先端技術利用の推進を行うだけでなく、優れた設備オペレーション技能を有する人材の育成により、学内の研究支援にとどまらず地域企業・業界団体との連携・共同研究を促進させており、研究環境を整備する体制が整っている。

(2)技術職員や URA の配置状況

研究活動をサポートするため、技術職員 68 名、URA・コーディネーター19 名を配置している。

URA・コーディネーターは、①研究者と企業等との連携推進・創出及びコーディネート、②技術移転や共同研究の交渉、企業等のマッチング、③産学連携関連の競争的資金(事業化・産業化支援)獲得支援及び進捗管理、④共同研究等大型プロジェクト(公的競争的資金事業等)の企画及び進捗管理、⑤知財(商標権、著作権等を含む)創出支援、管理、活用の促進、⑥企業への知財・技術シーズ移転コーディネート活動、⑦企業等を訪問し、組織的連携、地域振興を含めた産業界との連携構築活動、⑧国際連携支援、外国特許権に関する業務により、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を担っている。

11. 施設,設備等の整備計画

(1) 校地,運動場

医薬理工学環の教育研究は、五福キャンパス及び杉谷キャンパスで実施する。五福キャンパスは現在、6学部(人文学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部及び都市デザイン学部)、3研究科(教職実践開発研究科、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科)、2教育部(理工学教育部、生命融合科学教育部)、2学環(持続可能社会創成学環、医薬理工学環)を設置している。また全学の教養教育が行われるなど、本学における中心的なキャンパスであることから、教育研究を実施するに当たり十分な環境を備えている。また、運動場 46,767㎡、体育館(第1~第3)3,573㎡を有し、テニスコート、武道場、プール等のほか、学生が休息するスペースとして、食堂、売店、学生会館等が備えられている。

杉谷キャンパスでは、2学部(医学部,薬学部),1研究科(総合医薬学研究科),2教育部(医学薬学教育部,生命融合科学教育部),1学環(医薬理工学環)の他,附属病院,和漢医薬学総合研究所を設置している。また、運動場34,645 ㎡,体育館1,495 ㎡を有し、テニスコート、武道場、プール等のほか、学生が休息するスペースとして、食堂、売店等が備えられている。

(2) 校舎等施設

本学環の校舎等施設は既存のスペースを利用する。そのため、現行の大学院医学薬学教育部、理工学教育部及び生命融合科学教育部が使用している全ての施設、設備が、新たに設置される医薬理工学環、総合医薬学研究科及び理工学研究科に引き継がれる。その中には講義等を実施するための講義室群と研究機材が含まれている。このため、医薬理工学環、総合医薬学研究科及び理工学研究科では、引き継いだ施設や設備を利用することで、計画している教育研究の全てを実施することが可能である。

また、教員の研究室に関しても、理学部(1号館・2号館)、工学部(機械系、材料系、化学系、電気系、情報系、生物系、大学院)実験研究棟、医学部研究棟、看護学科研究棟、薬学部研究棟、共同利用研究棟を主として、専任の教員に対し十分な数を設けており、当該研究室に実験室や演習室を近接させることにより、大学院生の演習や特別研究に際して、施設を共用し、指導することができるように整備している。なお、研究棟には研究室と近接し、学生やスタッフが利用できる部屋を備えており、学生は自習スペースや控室としても利用できるようにしている。

(3) 図書等の資料及び図書館

本学附属図書館は、中央図書館、医薬学図書館、芸術文化図書館からなり、それらのうち中央図書館、医薬学図書館が本学環の教育活動拠点である五福キャンパス、杉谷キャンパス に設置されている。

中央図書館には、人文・社会・自然科学系統の幅広い図書・資料を収集している。中央図書館の蔵書は約 106 万冊、学術雑誌は約 1 万 7 千種、視聴覚資料は約 1 万 1 千点を所蔵し

ている。電子ジャーナルは、全学で、Nature や大規模パッケージを契約、科学・技術・医学を中心に広く購入しており、約1万タイトルを利用することができる。また、工学部校舎内に工学専門図書室を整備しており、工学分野全般にわたる専門図書を利用することができる。

中央図書館の閲覧スペースは、9,589 ㎡、座席数は750 席、全館で無線LAN が利用可能である。また、リフレッシュ・コミュニケーションゾーン、アクティブ・ラーニングゾーン、プレゼンテーションゾーン室などの様々な学修形態に応じた環境を整備しており、学生の自主的・能動的学修を支援している。

医薬学図書館には、医学・看護学・薬学などの医療系を中心に幅広い図書・資料を収集している。医薬学図書館の蔵書は、約20万冊の図書、約4,400の定期刊行物及び全学において電子ジャーナル約15,000タイトルを利用可能としており、学生の教育・研究利用に十分対応することのできる蔵書等を保有している。医薬学図書館の閲覧スペースは、3,285㎡、座席数は580席であり、加えて2部屋のグループ学習室が備えられており、それぞれ24名、12名程度での利用が可能であって大型ディスプレイ、ホワイトボード、レーザーポインター、マイク等が利用可能であるほか、2階スペースの閲覧座席はその一部がラーニングコモンズ用として設計されており机や椅子が自由に移動可能であることから、グループでの学習・研究のほか授業・ミーティング等にも利用することができる。

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
	7/10 50 34 45	平日 8:45~22:00	
五福キャンパス	附属図書館 中央図書館	土日 10:00~17:00 図書:約 106万冊	図書:約126万
		雑誌:約1万7,000種	凶音・約 120 //
	附属図書館 ・ 医薬学図書館	平日 9:00~20:00	"" 雑誌:約2万
		土日 9:00~17:00	1.400 種
杉谷キャンパス		(特別利用により24時間使用可能)	11100 12
		図書:約20万冊	
		雑誌:約4,400万種	

12. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学環では本学の五福キャンパス及び杉谷キャンパスにおいて教育研究を行う。

理学・工学に関連する教育については理工学研究科が拠点を置く五福キャンパスで実施する。これは、当該科目の担当教員の多くが、理工学研究科と医薬理工学環で専任教員を兼ねているためである。

医学・薬学に関連する教育を総合医薬学研究科が拠点を置く杉谷キャンパスで実施する。 これは、当該科目の担当教員の多くが総合医薬学研究科と医薬理工学環で専任教員を兼ね ているためである。



図1 富山大学のキャンパスの所在地

五福キャンパスと杉谷キャンパスの間は車で約20分であり、キャンパス間は路線バスなどの公共交通機関を利用する。

なお、実験・実習及び演習科目についてはその科目の性格から対面で実施するが、講義科目についてはインターネットを介してライブまたはオンデマンドで遠隔受講できるようにし、学生のキャンパス間移動に伴う負担を軽減する。

13. 管理運営及び事務組織

(1) 全学体制

富山大学では、教育研究組織と教員組織を分離し、教員が一元的に所属する組織として「学術研究部」を設け、戦略的な人事計画の立案・実施と高度で特色ある分野横断的な教育研究を推進している。

学術研究部には、分野ごとに 11 の学系を設け、本学の教員はいずれかの学系に所属し、 その専門性に応じて学部、研究科等の教育研究組織に配置され、教育・研究等の業務に従事 している。

(2) 学環委員会等

医薬理工学環は総合医薬学研究科と理工学研究科による研究科等連係課程実施基本組織として設置するが、独立した管理運営組織を組織する。学環長は、医薬理工学環の授業及び研究指導を担当する専任の教授の中から学長が任命する。学環長は、学環の管理運営(教育課程、入試等)、教員配置、予算配分の責任者となり、学環長の下に、医薬理工学環委員会、医薬理工学環代議員会、各プログラム部会、医薬理工学環教務委員会を置く。

1) 医薬理工学環委員会

教授会に代わり、医薬理工学環における重要な事項を審議するため、「医薬理工学環 委員会 | を置く。

構 成 員:(1)大学院医薬理工学環長

- (2) 大学院医薬理工学環副学環長
- (3) 大学院医薬理工学環に研究指導配置される教員
- (4) その他医薬理工学環長が必要と認めた者

開催頻度:審議事項の発生に伴い、都度不定期にて開催する。

審議内容:(1)入学,課程の修了その他学生の身分に関する事項

- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 大学院担当教員に関する事項
- (5) 教員の配置に関する事項

に係る内容を審議し、決定を行う学長に意見を述べることとしている。

2) 医薬理工学環代議員会

医薬理工学環における審議事項のうち、医薬理工学環委員会から付託された事項について審議するため、「医薬理工学環代議員会」を置く。また、医薬理工学環代議員会の 議決をもって医薬理工学環委員会の議決とすることができることとする。

構成員:(1)大学院医薬理工学環長

- (2) 大学院医薬理工学環副学環長
- (3) 大学院医薬理工学環の各プログラム長
- (4) 大学院医薬理工学環の各プログラムから選出された教務委員会委員 のうち教授 各1人(教務委員長を選出するプログラムにあっては,教務 委員長とする。)
- (5) その他学環長が必要と認めた者

開催頻度:審議事項の発生に伴い、都度不定期にて開催する。

審議内容:医薬理工学環の管理運営に関する事項等,医薬理工学環委員会から付託された事項

3) プログラム部会

医薬理工学環委員会に、各プログラムに係る事項を審議するため、次の部会を置く。 (「博士後期課程創薬・製剤工学プログラム部会」「博士後期課程応用和漢医薬学プログラム部会」「博士後期課程認知・情動脳科学プログラム部会」「博士後期課程メディカルデザインプログラム部会」)

構成員:大学院医薬理工学環の博士後期課程に研究指導配置される教員のうち、各 プログラムを担当する教員及びその他学環長が必要と認めた者

開催頻度:審議事項の発生に伴い、都度不定期にて開催する。

審議内容:学位審査や教員資格審査を始め、各プログラムに関する事項

4) 医薬理工学環教務委員会

医薬理工学環における教育課程及び教務等に関する事項を審議するため、「医薬理工 学環教務委員会 | を置く。

構成員:(1)医薬理工学環創薬・製剤工学プログラムの講師以上の専任教員から 選出された教員2人(教授1人を含むものとする。)

- (2) 医薬理工学環応用和漢医薬学プログラムの講師以上の専任教員から 選出された教員 2人(教授 1人を含むものとする。)
- (3) 医薬理工学環認知・情動脳科学プログラムの講師以上の専任教員から選出された教員2人(教授1人を含むものとする。)
- (4) 医薬理工学環メディカルデザインプログラムの講師以上の専任教員 から選出された教員 2人(教授 1人を含むものとする。)

開催頻度:審議事項の発生に伴い,都度不定期にて開催する。

審議内容:(1)教務に関すること。

- (2) 学生生活に関すること。
- (3)入学者選抜に関すること。
- (4) その他学生の教育に関すること。

(3) 事務組織

本学の事務組織は監査課,総務部,財務施設部,学務部,研究推進部,五福高岡地区事務 部,杉谷地区事務部で構成している。事務組織及び各部課の所掌事務の範囲は「国立大学法 人富山大学事務組織規則【資料 13】」で明確に定めている。

また、教育・学生支援機構に、全学的な立場から学生相談の対応、生活指導体制の充実や 課外活動支援の企画・実施を行い、学生支援活動の充実発展に寄与するための「学生支援センター」及び学生の就職活動支援やキャリア形成支援を行うための「就職・キャリア支援センター」を設置しており、学生の厚生補導を行う体制が整っている。

14. 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では、国立大学法人富山大学大学評価規則第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。同委員会は、評価担当理事を委員長とし、各学系から選出された教授で構成されている。また、同委員会では主に、学校教育法第109条第1項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価、国立大学法人評価委員会が行う中期計画の評価に関する事項等を審議している。また、令和4年度からは、自己点検・評価等の業務を更に充実するため、評価担当理事を室長とする国立大学法人富山大学計画・評価室を設置し、評価に関する業務を行っている。

そして、計画・評価委員会や計画・評価室と各部局が密接に連携し、自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価報告書を作成している。

(2) 評価結果の公表及び活用

自己点検・評価結果については本学のウェブサイト等を通して大学内及び社会に対して 広く公表・公開している。また、この評価を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた取 組の改善を検討することとしている。

15. 情報の公表

(1) 大学全体の公表体制

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、広報担当理事を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

(2) 大学ウェブサイトにおける情報提供

公式 Web サイト (https://www.u-toyama.ac.jp) において、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織,教員の数及び各教員が有する学位並びに業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目,授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること(学 位論文に係る評価に当たっての基準を含む)
- ⑦ 校地,校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料,入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学,進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 上記①~⑨

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/ ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報の公開

① その他

■学則等各種規程

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/index.htm

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報 > 国立大学法人富山大学規則集

■学部等の設置に係る情報

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/establish/

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報> 学部等の設置に係る情報

■中期目標・中期計画

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画

■法人評価, 認証評価, 自己点検・評価

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画 > 大学評価

また、学生はインターネットを介した「学務情報システム(ヘルン・システム)」により、学籍情報照会、シラバス閲覧、履修登録、成績照会を行うことが可能であるとともに、PC やスマートフォン等から休講・補講等の情報を確認することができるよう、アプリケーション「とみだい iNfo」を公開している。

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組状況

本学では、教育・学生支援機構の下に、教育担当理事をセンター長とした、「教育推進センター」を設置し、教育の質保証や教育評価、全学的FDの企画立案・実施・評価等を行っている。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学的に職務関連研修 を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させ るために以下の取組を実施している。

- ① 個人情報保護に関する研修会(役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの)
- ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育(非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japan プロジェクトによる e-ラーニングを実施するもの)
- ③ 情報セキュリティ研修(本学において情報システム利用ユーザ ID を使用する派遣 社員を含めたすべての教職員を対象に、本学における組織的な情報セキュリティ水準 の向上を促すために、e-ラーニングを実施するもの)
- ④ 事務系職員スキルアップ研修(事務系職員を対象に、本学職員における階層(フレ

ッシュ~マネージャークラス) ごとに求められる必要な知識を学ぶために, e-ラーニングを実施するもの)

(2) 医薬理工学環における取組

医薬理工学環では、全学での取組に加え、独自にあるいは他の研究科等と合同して FD 講演会・研修会等を開催し、本学環教員の参加を義務付け、資質の維持向上に努めていくこととしている。FD 講演会・研修会等により議論を深めるとともに、学生の修了時アンケートや、修了数年後に実施する修了者アンケート、就職先調査等の各種アンケート調査結果も活用しながら、FD や教務委員会等において継続的に大学院教育のカリキュラムの改善を図っていく。

資料目次

(設置の趣旨等を記載した書類)

資料1	医薬理工学環で養成する人材像及び3つのポリシー02
資料 2	各プログラムのカリキュラムマップ07
資料3	プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデル11
資料4	富山大学医の倫理に関する規則19
資料 5	富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則23
資料 6	国立大学法人富山大学臨床研究審査委員会規則25
資料 7	富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則32
資料8	国立大学法人富山大学動物実験取扱規則36
資料 9	国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則45
資料10	国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則91
資料11	国立大学法人富山大学職員就業規則96
資料12	国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則110
資料13	国立大学法人富山事務組織規則111

医薬理工学環 博士後期課程の三つのポリシー

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うため の深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

医薬理工学環は、医学、薬学、理学及び工学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い 知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究 の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度専門職業人又は研究者とし ての人材を育成することを目的とする。

学環の養成する人材像

創薬・製剤、和漢医薬学、脳・神経科学研究、ヘルスケア機器・サービスの4つの分野を中核として、「"人"と"地"の健康」に貢献する次世代の科学・技術の開拓と社会の発展を担う人材

	ディプロマ・ポリシー	キロチーニノ・ギロク ・	71,200
【修了認定・学位授与		カリキュラム・ポリシー 【教育課程編成方針】	アドミッション・ポリシー 【入学者受入れの方針】
及び応用を教授研究 る職業を担うための。 間の連携、融合によ ている。 この目的に基づい 技能、さらに他の教育 度な専門的知識と倫	医学、薬学、理学及び工学分野の学術の理論、技術 たし、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められ、 深い学識及び卓越した能力を培い、さらにこれら分野 り人と他の健康文化の進展に寄与することを目的として、 で、医学、薬学、理学及び工学における普遍的知識・ 育研究分野と幅広い学問の基盤的能力を修得し、高 理報を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出す 薬理工学環が示す学修成果を上げた者に博士の学	医薬理工学環では、修了認定学位授与の方針(ディブロマ・ボリシー)に示す「基盤的能力」「専門的学識」「倫理観」「創造力」の能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実習の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。 【教育課程実施方針】 3年間の講義・演習・実習によるカリキュラムを実施する。講義は、大学院共通科目を開修するほか、各プログラムが実施するものを、学生が主体的に選択できるものとする。具体的には次のとおりである。・学生が主体的に選択できるものとする。具体的には次のとおりである。・学生が主体的に選択できるものとする。具体的には次のとおりである。・基盤的能力を身に付けるため、各プログラム専門科目に医学、薬学、理学及び工学関連領域に係る特論(講義)科目、演習科目及び実習科目を設定する。 ・専門的学識を身に付けるため、各プログラム専門科目に関学、薬学・理学及び工学関連領域に係る特論(講義)科目、演習科目及び実習科目を設定する。 ・専門的学識を身に付けるため、各プログラム専門科目に特別演習科目及び特別研究科目と設定する。 ・倫理観については、特別研究等の研究を進める中で、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を実践的に修得する。 ・倫理観については、特別研究等の研究を進める中で、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を実践的に修得する。 ・・倫理教と身に付けるため、大学院共通科目、学環共通科目及び特別研究科目を設定する。 各授業科目の評価は各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。	い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人と地の健康文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。 そのため入学者選抜の基本方針として、複数の受験機会や多様な学生を評価できる入試を提供する。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。各プログラムともに一般入試、外国人留学生特別入試を実施する。各プログラムともに一般入試、外国人留学生特別入試を実施する。
	学修成果の到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
	【学修成果】	【学修内容】	【求める資質・能力】
	研究遂行に必要な医学、薬学、理学及び工学関連 領域に係る幅広い豊かな学識と総合的な判断力を 身に付けている。	医学、薬学、理学及び工学領域を含む、博士として身に付けるべき幅広い 知識の修得のために、特論(講義)科目、演習科目及び実習科目等を実施す る。	大学院博士前期(修士)課程修了レベルの基礎知識及び語学力を 身に付けている。 医学、薬学、理学及び工学関連領域に係る幅広い豊かな知識を修 得したいという意欲を持っている。
基盤的能力	【到達指標】 特論(講義)科目, 演習科目及び実習科目等の修	【学修方法】 講義、演習及び実習等により学修する。	
	了要件単位を修得していること。	【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。	
	【学修成果】	【学修内容】	【求める資質・能力】
	医学、薬学、理学及び工学関連領域の発展に寄与 する自立して研究活動を行う教育研究者、高度に専 門的な業務に従事する高度専門職業人として必要 な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学 識、技術、態度を身に付けている。	医学、薬学 理学及び工学関連領域の高度専門職業人又は教育研究者と して必要な高度の専門知識、技術を修得するために、プログラム専門科目の 特別演習科目・特別研究科目を実施する。	高度の専門知識、技術の修得のために必要な基礎知識、語学力、 理解力及び論理的思考能力を身に付けている。
専門的学識	【到達指標】 特別演習科目及び特別研究科目の単位を修得すること。	【学修方法】 特別演習科目では、各分野における最新の知見について紹介するととも に、それに基づく討論を行う。 融合型・分野横断的教育を目的として、分野を横断した他の研究室での実 験・実習指導や他分野の教員を副指導教員とするシステムを導入する。 特別研究科目では、各分野における背景に基づいて設定された研究課題に 取り組みながら、専門知識や技術について実践的に指導を受ける。	
		【学修成果の評価方法】 特別演習科目・特別研究科目では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、 その成果を総合的に評価する。	
	【学修成果】 高度専門職業人又は教育研究者として活動する 上で必要な研究倫理や関連する法令の規範意識及 び人間尊重の精神を身に付けている。	【学修内容】 高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理の規 範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。	【求める資質 能力】 大学院博士前期(修士)課程修了程度の倫理観, 道徳観を身に付けている。
倫理観	【到達指標】 研究倫理に関する規範意識を身に付けていること。 特別研究科目の単位を修得していること。	【学修方法】 特別研究科目を中心に主指導教員、副指導教員等から研究倫理の規範意識や人間尊重について指導を受ける。 また博士前期課程で大学院共通科目「研究倫理」を履修していない場合は、講義及びe-ラーニング形式により必ず学修する。 【学修成果の評価方法】 法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。	
創造力	【学修成果】 豊かな専門知識、高度の技術を統合、応用して創 遠性の高い研究を遂行し、医学、薬学、理学及び工 学関連領域の諸課題を解決するための豊かな学 識、並びに研究成果やその価値を説明、議論できる 高度の能力を身に付け、自らが新たな知を創造 し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付けている。 【到達指標】 博士論文の審査及び試験に合格していること。	【学修内容】 創造性の高い研究を遂行するための豊かな学識及び研究価値を説明、議 論でさる高度の能力の修得のために大学院共通科目及び学環共通科目、特 別研究科目を実施し、その成果をまとめて博士論文を作成するとともに、博士 学位論文発表会にて発表を行う。 【学修方法】 論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法を指導、添削を受 け、博士論文を完成させる。 【学修成果の評価方法】 博士学位論文発表会のプレゼンテーションや質疑応答、学位論文評価基準 に基づく博士論文の審査及び試験により総合的に評価する。	【求める資質・能力】 医学、薬学、理学及び工学関連領域の研究課題に取り組み、それを解決して社会に貢献したいという意欲を持っている。

医薬理工学環 博士後期課程 創薬・製剤工学プログラムの三つのポリシー 【 博士(薬科学) 】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

医薬理工学環 博士後期課程 創薬・製剤工学プログラムは創薬・製剤の高度の知識と技能を生かし、製薬企業の創薬部門における医薬品設計や製剤開発研究部門における製剤設計を自立して担当できる研究者、専門的技術者を養成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

理学・工学との融合	的教育を行うことにより、富山大学の特色である創薬の	D教育と研究を基盤とし,新しい医薬品の創生,製剤開発により貢献し,健康・	医療を担う人材
	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
尊重の精神を基本とを兼ね備え、医薬品分野で先導的に活造高度専門職業人やこの目的に基づい「基盤的能力」、「専	与の方針】 ログラムでは、幅広い学識基盤と高度の専門性、人間 レザる高い倫理観と、総合的な判断力、豊かな創造力 は開発・医薬品工学など創薬・製剤関連領域の幅広い 環して学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる 教育研究者を育成することを目的としている。 で、原則3年以上在学して必要な研究指導を受け、 門的学識」、「倫理観」、「創造力」を身に付け、定めら 分な学修成果を上げた者に博士(薬科学)の学位を授	【教育課程編成方針】 創業・製剤工学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。 薬学、医学、理工学との協同体制を基盤とし、創薬・製剤工学を総合した 特色ある教育課程を編成する。 【教育課程実施方針】 3年間の講義・演習・実験実習によるカリキュラムを実施する。講義は、大学院共通科目、学環共通科目を履修するほか、各分野が実施するものを、 学生が主体的に選択できるものとする。 演習と特別研究は、研究室等で実施する。	【入学者受入れの方針】 創業・製剤工学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディブロマ・ポリン学)に示す人材育成の目的に基づき、総合的な判断力を持った創造性豊かな研究者・教育者・技術者を志し、創薬・製剤の最先端を学びたいという意欲を持つ者を受け入れる。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】大学院博士前期(修士)課程修了見込みの者だけでなく、社会人等の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。 入学者の選抜は、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。
	【学修成果の到達指標】	【学修内容, 学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
	【学修成果】 研究遂行に必要な最先端の創薬・製剤工学に関す る幅広い学識と総合的な判断力を身に付けている。	【学修内容】 創薬・製剤工学関連領域の最先端の知識と技術の修得のために、特論、 実習、インターンシップ等を実施する。	【求める資質・能力】 博士前期(修士)課程修了レベルの薬学あるいは理工学の基礎知 識及び語学力を身に付けている。 創薬・製剤工学関連領域の幅広い知識を修得したいという意欲を 持っている。
基盤的能力	【到達指標】 選択科目の修了要件単位を修得していること。	【学修方法】 講義及び実習形式により学修する。 【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。	
専門的学識	【学修成果】 創薬・製剤工学関連領域で自立して研究活動を行う教育研究者、高度な業務に従事する専門職業人として必要な専門知識、技術を身に付けている。 【到達指標】 「創薬・製剤工学特別演習」及び「創薬・製剤工学特別研究」の単位を修得していること。	【学修内容】 創薬・製剤工学関連領域で自立して研究活動を行う教育研究者、高度な業務に従事する専門職業人として必要な専門知識、技術を修得するために、プログラム専門科目の講義及び実習・演習・特別研究を実施する。 【学修方法】 講義は、対面又は多様なメディアを高度に利用することにより学修する。演習では、各分野における背景、課題及び最新の知見について紹介するとともに、それに基づく討論を行う。「創薬・製剤工学特別研究」では、各分野における背景に基づいて課題を設定し、その研究課題に取り組みながら、先端的分野の専門知識や技術について実践的に指導を受ける。 【学修成果の評価方法】 講義では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 演習・特別研究では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。	【求める資質・能力】 高度な専門知識、技術の修得のために必要な基盤的専門知識、 語学力、理解力及び論理的思考能力を身に付けている。
倫理観	【学修成果】 研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。 【到達指標】 「創薬・製剤工学特別研究」の単位を修得していること。 剽窃検査ソフトによる学位論文のチェックで問題がないこと。 本学大学院において大学院共通科目「研究倫理」 の単位を修得していること。	【学修内容】 研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。 【学修方法】 特別研究を中心に主指導教員、副指導教員等から研究倫理の規範意識や人間尊重について指導を受ける。 研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。 博士前期課程で大学院共通科目「研究倫理」を履修していない場合は、講義及びe-ラーニング形式により必ず学修する。 【学修成果の評価方法】 研究倫理教育を受講した上で、法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。	【求める資質・能力】 医薬品に関わるものとして適切な倫理観, 道徳観を身に付けている。
創造力	【学修成果】 創薬・製剤工学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題を設定し、専門知識、技術を統合、応用して創造性の高い研究を遂行し、課題を解決する能力、並びに研究成果の学術的、社会的意義を説明、議論し、国際社会に発信できる能力を身に付けている。 【到達指標】 「先端研究企画演習」と「学際融合発表演習 I・II」の単位を修得していること。 博士の学位論文の審査及び試験に合格していること。	融合発表演習 I・II」を実施する。さらに「創薬・製剤工学特別研究」を実施し、その成果をまとめて博士の学位論文を作成するとともに、博士論文発表会にて発表を行う。	【求める資質・能力】 創薬・製剤工学関連領域の最先端研究に取り組み、研究成果を国際社会に発信し、社会に貢献したいという意欲を持っている。

医薬理工学環 博士後期課程 応用和漢医薬学プログラムの三つのポリシー

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

「つのポリシー 【博士(薬科学)】 研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担 うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 医薬理工学環 博士後期課程 応用和漢医薬学プログラムは和漢医薬学を応用できる専門的で幅広い知識と技術を授け、医薬品開発とレギュレーション、未病研究に基づいた健康・医療の創生などを行える薬科学関連領域の研究者・教育者・技術者、および審査官(行政官)など、和漢医薬を含めた伝統医薬からの創薬と人々の健康維持、並びに学術研究の進歩に貢献できる高度な人材を育成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

和漢医薬学,天然物化学,生命科学,創薬化学,生物工学等の幅広い学問領域を融合的に学ぶことで,幅広い視野と専門性を具備した,大学・研究機関の研究者,企業の研究者,行政機関における薬事審査官等 として,健康・医療を担うことのできる人材

を担うことのできる人材		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
ジログラムでは、和漢医薬学を応用できる専門的で	応用和漢医薬学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。 業学、医学、理工学との協同体制を基盤とし、和漢医薬学と理工学の融	【入学者受入れの方針】 応用和漢医薬学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)に示す人材育成の目的に基づき、総合的な 判断力を持った創造性豊かな研究者、教育者及び技術者を志し、 応用和漢医薬学の基礎と実践を学びたいという意欲を持つ者を受け入れる。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 大学院博士前期(修士)課程修了見込みの者だけでなく、社会人 等の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、 年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。 入学者の選抜は、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試 験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了 相当の学力、意欲、能力等について評価する。
【学修成果】 研究遂行に必要な応用和漢医薬学関連領域の幅	【学修内容】 応用和漢医薬学関連領域の最先端の知識と技術の修得のために、特	【求める資質・能力】 「求める資質・能力】 大学院博士前期(修士)課程修了レベルの薬学あるいは理工学の 基礎知識及び語学力を身に付けている。 応用和漢医薬学関連領域の幅広い知識を修得したいという意欲 を持つている。
【到達指標】 講義科目の修了要件単位を修得していること。	【学修方法】 講義及び実習形式により学修する。 【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。	
【学修成果】 応用和漢医薬学関連領域の発展に寄与する自立 して研究活動を行う教育研究者、高度に専門的な 業務に従事する高度専門職業人として必要な高度 の研究能力及びその基礎となる豊かな学識、技 術、態度を身に付けている。		【求める資質・能力】 高度な専門知識、技術の修得のために必要な基盤的専門知識、 語学力、理解力及び論理的思考能力を身に付けている。
【到達指標】 演習及び応用和漢医薬学特別研究の修了要件 単位を修得していること。	【学修方法】 講義科目では対面又は多様なメディアを高度に利用して学修する。演習 科目では、各専門分野における最新の知見について紹介するとともに、そ れに基づく討論を行う。演習では、各分野における背景、課題及び最新の 知見について紹介するとともに、それに基づく討論を行う。 応用和漢医薬学特別研究では、各分野における背景に基づいて課題を 設定し、その研究課題に取り組みながら、先端的な専門知識や技術につ いて実践的に指導を受ける。 融合型・分野横断的教育を目的として、分野を横断した他の研究室での 実験や演習、及び他分野の教員を副指導教員とするシステムを導入す る。	
「学 修成単】	【学修成果の評価方法】 講義では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価 する。 演習・特別研究では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を 総合的に評価する。	【求める資質・能力】
(予呼級本) 教育研究者又は高度専門職業人として活動する上で必要な研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。 【到達指標】 「応用和漢医薬学特別研究」の単位を修得していること。 研究倫理に関する規範意識を身に付けていること。	高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。 【学修方法】 特別研究を中心に主指導教員、副指導教員等から研究倫理の規範意識や人間尊重について指導を受ける。 また博士前期課程で大学院共通科目「研究倫理」を履修していない場合は、講義及びe-ラーニング形式により必ず学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。 【学修成果の評価方法】	大学院博士前期(修士)課程で求められる倫理観,道徳観を身に付けている。
造性の高い研究を遂行し、課題を解決する能力、 研究成果の意義を説明、議論し国際社会に発信で きる能力、及び豊かな学識を身に付けている。 【到達指標】	文評価基準により評価する。 【学修内容】 応用和漢医薬学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題 応用和漢医薬学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題 を設定する能力を養成するために、「先端研究企画演習」を実施する。また、創造性の高い研究により応用和漢医薬学関連領域の課題を解決する 表と、研究成果やその価値を説明、議論できる能力を養成するために、「学際融合発表演習 I・II」を実施する。さらに「応用和漢医薬学特別研究」を実施し、その成果をまとめて博士の学位論文を作成するとともに、博士論文発表会にて発表を行う。 【学修方法】 【学修方法】 研究企画書、論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法 を指導教員から指導、添削を受け、研究発表を行うとともに、博士学位論	【求める資質・能力】 応用和漢医薬学関連領域の重要な研究課題に創造性豊かに取り組み、研究を通じて社会に貢献したいという意欲を持っている。
	要与の方針では、和漢医薬学を応用できる専門的で 海の創生などを行える薬料等関連領域の宛名 教 なび審査官(行政官)など、和漢医薬を含めた伝統医 なの健康維持・並びに学術研究の進歩に貢献できる とを目的としている。いて、本プログラムでは、原則3年以上在学して、同定な単位を格し、が一致を関連領域の領 広い世の学位を提与する。 「学修成果」 「韓田村代市者に博士(薬科学)の学位を授与する。 「学修成果」 「韓田和漢医薬学関連領域の幅 広い豊かな学識と総合的な判断力を身に付けている。 「到達指標」 「講義科目の修了要件単位を修得していること。 「学修成果」 「政策を行こ必要な応用和漢医薬学関連領域の経済、態度と専門的な業務に従事する高度専門職業人として必要な高度の研究活動を行う教育研究者、高度に専門的な業務に従事する高度専門職業人として必要な高度の研究活動を行う教育研究者、高度に専門的な業務に従事する高度専門職業人として必要な高度の研究活動を行う教育研究者、高度に専門的な業務に従事する高度専門職業人として必要な高度の研究活動を行う教育研究者、高度に専門的な業務に従事するを行う教育研究者、高度に専門的な業務に従事する高度専門は大きないの研究を対している。 「到達指標」 「東京東京 は、「東京 は、「東 は、「東 は、「東京 は、「東 は、「東、 は、「東京 は、「東京 は、「東 は、「東 は、「東 は、「東 は、「東 は、「東 は、「東 は、 は、「東 は、 は、「東	アグロマ・ボリシー

医薬理工学環 博士後期課程 認知・情動脳科学プログラムの三つのポリシー 大学院の目的 (大学院学則 第2条) 研究科(専攻・

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

のポリシー 【 博士(神経科学) 】 研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

医薬理工学環 博士後期課程 認知・情動脳科学プログラムは脳神経科学研究分野の幅広い知識、技術、研究手法を教授し、脳神経科学の基礎研究や脳神経疾患に対する治療法等の開発などを主体的に行える研究者・教育者・技術者など高度な人材の育成を目的とする。

プログラムの養成する人材像

医学、工学、薬学、理学を中心とした脳神経科学分野の教員と関係組織の連携・協力により幅広い学問領域の先端的融合を推進し、脳神経科学分野の基礎臨床研究のみならず精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の開 発を行うことができる学際的研究人材や医薬品開発人材

元で11フェンか じさん	る学際的研究人材や医薬品開発人材 		
	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
人間尊重の精神を割造力を兼ね備え、 医学の幅広い分野的に貢献できる研究 この目的に基づい 「基盤的能力」、「専	与の方針】 ブログラムでは、幅広い学識基盤と高度の専門性、 基本とする高い倫理観と、総合的な判断力、豊かな 認知「情動脳科学をはじめとする神経科学や基礎 で先導的に活躍して学術研究の進歩や社会に積極 毛者、教育者を育成することを目的としている。 で、原則3年以上在学して必要な研究指導を受け、 門的学識」、「倫理観」、「創造力」を身に付け、定め 一分な学修成果を上げた者に博士(神経科学)の学	【教育課程編成方針】 認知・情動脳科学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。 医学、薬学、理工学、人文科学との協同体制を基盤とし、認知・情動脳科学を総合した特色ある教育課程を編成する。 【教育課程実施方針】 3年間の講義・演習・実験実習によるカリキュラムを実施する。講義は、大学院共通科目、学環共通科目を履修する他、各分野が実施するものを学生が主体的に選択できるものとする。 演習と特別研究は、研究室等で実施する。	【入学者受入れの方針】 認知・情動脳科学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディブロマ・ボリシー)に示す人材育成の目的に基づき、総合的な判断力 を持った創造性豊かな研究者、教育者及び技術者を志し、認知・情動 脳科学の最先端を学びたいという意欲を持つ者を受け入れる。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 大学院博士前期(修士)課程修了見込みの者だけでなく、社会人等 の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2 回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。 入学者の選抜は、小論文・適性検査、外国語(英語)試験(原則として外部試験の成績提出)、口述試験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。
	【学修成果の到達指標】	【学修内容, 学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
	【学修成果の到達指標』 【学修成果】	【学修内容】 「学修内容、学修方法及び学修成来の評価方法」 【学修内容】	【水める資質・能力】 【求める資質・能力】
	研究遂行に必要な最先端の認知・情動脳科学に 関する豊かな学識と総合的な判断力を身に付けて いる。	認知・情動脳科学関連領域の最先端の知識と技術の修得のために、特論、実習等	認知・情動脳科学を中心とした神経科学分野の高度な研究を遂行するにあたり、それを支える生命科学、工学、人文科学などの大学院博士前期(修士)課程修了程度の能力を持っている。 脳神経科学、認知科学、生命科学分野での専門的及び学際的な物事に深い興味を持ち、高度かつ最先端の研究を遂行する意欲があ
基盤的能力	【到達指標】 講義科目の修了要件単位を修得していること。	【学修方法】 講義及び実習形式により学修する。	ర ం
		【学修成果の評価方法】 各授業科目にて実施する試験、レポート、プレゼンテーション等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。	
	【学修成果】 認知・情動脳科学関連領域で自立して研究活動	【学修内容】 認知:情動脳科学関連領域の教育研究者、高度な業務に従事する専門職業人とし	【求める資質・能力】 大学院博士前期(修士)課程修了レベルの基礎知識及び語学力を身
	を行う教育研究者、高度な業務に従事する専門職業人として必要な専門知識、技術を身に付けている。	て必要な高度の専門知識,技術を修得するために,演習及び「認知・情動脳科学特別研究」を実施する。	に付けている。 自らの専門領域において、解決すべき課題を設定できる。 自らの専門性のみならず、その周辺領域にも強く関心を持ってい
	【到達指標】 「認知·情動脳科学特別演習」及び「認知·情動脳 科学特別研究」の単位を修得していること。	【学修方法】 専門講義科目では対面又は多様なメディアを高度に利用して学修する。演習科目 では、各専門分野における最新の知見について紹介するとともに、それに基づく討論 を行う。	 δ.
専門的学識	付予付が別が見り手座と移行していること。	(2月)の 情動脳科学特別研究」では、各分野における背景に基づいて設定された研究 課題に取り組みながら、専門知識や技術について実践的に指導を受ける。 融合型・分野横断的教育を目的として、分野を横断した他の研究室での実験・実習 指導や他分野の教員を副指導教員とするシステムを導入する。	
		【学修成果の評価方法】 プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。	
	【学修成果】	【学修内容】	【求める資質・能力】
	教育研究者として活動する上で必要な研究倫理	高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理の規範意識 や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。	一般的な倫理観、道徳観を身に付けている。
倫理観	【到達指標】 「認知・情動脳科学特別研究」の単位を修得していること。	【学修方法】 特別研究を中心に主指導教員、副指導教員等から研究倫理の規範意識や人間尊 重について指導を受ける。	
	研究倫理に関する規範意識を身に付けていること。	また博士前期課程で大学院共通科目「研究倫理」を履修していない場合は、講義及びe-ラーニング形式により必ず学修する。	
		【学修成果の評価方法】 法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。	
	【学修成果】 豊かな専門知識,高度の技術を統合,応用して 創造性の高い研究を遂行」。認知・情動脳科学問	【学修内容】 創造性の高い研究を遂行するための豊かな学識及び研究価値を説明, 議論できる 高度の能力の修得のために、「認知・情動脳科学特別研究」を実施し、専門領域及	【「求める資質・能力】 自らの専門領域およびその周辺領域において、課題の設定や解決 に向けて創造性豊かに取り組み、研究を通じて社会に貢献したいとし
		び周辺領域の知識と自身の研究課題を元に独創的な研究を進め、博士の学位論文	
創造力	【到達指標】 特別研究の単位を修得し、博士の学位論文審査 及び最終試験を受け、合格の判定を受けているこ と。	【学修方法】 論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法を研究室の教員から指導、添削を受け、博士論文を完成させる。	
		【学修成果の評価方法】 博士論文発表会のブレゼンテーションや質疑応答、学位論文評価基準に基づく博 士論文の審査及び試験により総合的に評価する。	

医薬理工学環 博士後期課程 メディカルデザインプログラムの三つのポリシー

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

【博士(医工学)】

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

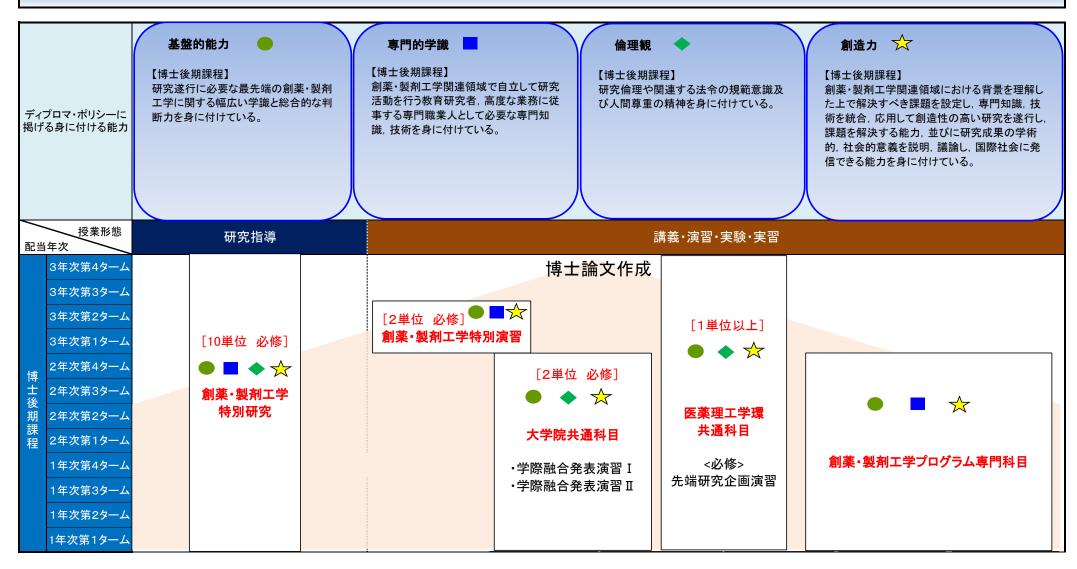
医薬理工学環 博士後期課程 メディカルデザインプログラムは学生に基礎から臨床・社会実装に至る幅広い観点から医学・福祉・看護学・理工学等の基礎的な考え方と知識、疾病の予防・病態解明・診断・治療・社会復帰に関する医工学の知識と研究手法を修得させ、実践的な研究活動と成果発表を体験学修させる。これらの教育を通じで企業等において先端的な医療・福祉機器・サービスの研究開発を担い、あるいは大学や研究機関において未来の医療・福祉・研究分野を創造し、デザインする研究者や開発者として活躍する高度専門職業人を育成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

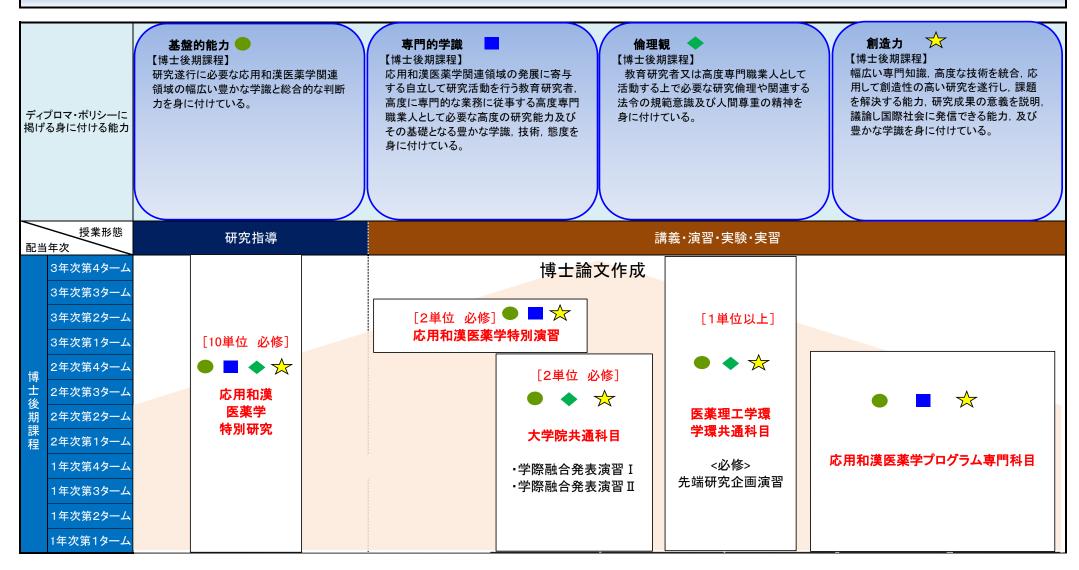
医療・福祉に関わる広い医学分野(メディカル)と工学を中心とした学問分野の先端的融合を推進し、医療・福祉機器・サービスの研究開発を担うことができる人材、および未来の医療・福祉・研究分野を創造するとともに当該分 野の従事者及び後進を指導できる人材

110 K7 120 K2	EC 11年 CC の人物		
【修了記かけいかは、 では、 を呼びれたいが、 を呼びれたいが、 を呼びれたいが、 を修得させ、 をは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないは、 ないに、 をのいた。 を	プログラムでは、学生に基礎から臨床・社会実装に至学・福祉・理工学等の基礎的な考え方と知識、疾病の 所・治療・社会復帰に関する医工学の知識と研究手法 は研究活動と成果発表を体験学修させる教育を通して 的な医療・福祉機器・サービスの研究開発を担い、あ 関において未来の医療・福祉・研究分野を創造し、デ 開発者として活躍する高度専門職業人を育成すること	カリキュラム・ポリシー 【教育課程編成方針】 医工学・福祉工学分野の高度専門職業人となるべく、医学・薬学・医療・福祉・理工学に関する幅広い知識を体系的に身に付けさせる教育課程を編成する。医学・薬学・医療・福祉の基礎。医工学・福祉工学の高度な専門的知識、社会保障制度および医療経済学の基礎を修得させる科目を開設する。また、学生が所属する研究室における個人指導により医療・福祉機器・サービスの開発能力を修得させる。さらに、新規性と学術的重要性を含む学位論文の作成と発表を指導する。 【教育課程実施方針】 学生は所属研究室を中心に能動的な学修を行う。 1年次には、大学院共通科目・学環共通科目の履修を通じて研究開発者と通じて各学生の研究テーマに直接つながる医療・福祉・理工学の高度な専門的知識を修得させ、プログラムの必修科目の履修を通じて各学生の研究テーマに直接つながる医療・福祉・理工学の高度な専門的知識を修得させ、プログラムの選択科目の履修を通じて関連する分野の専門的知識を修得させ、プログラムの選択科目の履修を通じて研究成果の社会実装に必要な社会保障制度と医療経済学の基礎を修得させる。なお、理工系の博士前期(修工)課程出身者については、医療・福祉の基礎を修得させる。なお、理工系の博士前期(修工)課程出身者については、医療・福祉の基礎を修得させる。なお、理工系の博士前期(修工)課程出身者については、医療・福祉の基礎を修得させる。なお、理工系の博士前期(修工)課程出身者については、医療・福祉の基礎を修得させる。なお、理工系の博士前期(修工)課程出身者については、医療・福祉の基礎を修得させるために、医薬系教員が開講する各診療科の疾病、治療に関する特論科目を履修させる。	アドミッション・ポリシー 【入学者受入れの方針】 ・医工学・福祉工学に興味を持ち、医学・薬学・医療・福祉及び理工学の基礎知識、先端知識を修得する意欲のある人材を求める。・医工学を修学した高度な専門職業人・研究者として、医療・福祉・健康分野・その他様々な分野で社会に貢献する意欲のある人材を求める。・医療・福祉・健康分野において高度かつ先端的な研究・開発を遂行するために必要な基礎的能力を持っている人材を求める。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】大学院博士前期(修士)課程修了見込みの者だけでなく、社会人等の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。入学者の選抜は、外国語(英語試験(原則として外部試験の成績提出)、口述試験及び成績証明書の成績により、大学院博士前期(修士)課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。
	【学修成果の到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
基盤的能力	【学修成果】 「できない。」 「学修成果」 「研究分野における基本的な情報収集、論理的思 考情報発信ができる。英語論文の基本的な誘解と解説ができる。研究内容について他者と基本的な議 論ができる。 【到達指標】 「幅広い専門領域の中から選択科目を履修すること。研究室や履修科目において、研究分野の知識や 施文内容について議論できる能力を身に付けていること。専門分野の学会等において、情報収集、議論、情報発信ができる能力を身に付けていること。メディカルデザインブグラムで定める修了要件に必要な授業科目の単位を修得していること。	【学修内容】 専門分野における知識の修得、英語論文の読解を行う。 【学修方法】 能動的な学修による情報の収集、関連論文の収集と読解を行う。 【学修成果の評価方法】 執筆した学位論文の内容ならびに口頭発表について、学位論文評価基準に基づいて評価する。 カリキュラムにおける必修科目の修得について、成績評価基準に基づいて評価する。	【求める資質・能力】 研究分野に対する知的興味を持ち、能動的に学修を行い、初歩的な 英語論文読解力を有し、他者と論理的に議論することに関心を有して いる。
専門的学識	【学修成果】 専門分野の知識や論文内容について議論できる基本的な能力を身に付けている。専門分野の学会等において、情報収集、議論、情報発信ができる基本的な能力を身に付けている。 【到達指標】 専門分野における研究課題の解決方法が実践できること。研究成果を専門分野の学会で発表できること。	【学修内容】 専門分野における課題解決のための知識の収集、調査や実験の実施を行う。 【学修方法】 プログラム専門科目の履修、研究室での論文講読や研究結果の発表、専門学会での研究成果の発表と議論を学修する。 【学修成果の評価方法】 執筆した学位論文の内容ならびにロ頭発表について、学位論文評価基準に基づいて評価する。 カリキュラムにおける選択科目等の専門分野科目の修得について、成績評価基準に基づいて評価する。	【求める資質・能力】 能動的に学修を行い、関連分野の専門知識に関心を有している。
倫理観	【学修成果】 研究不正について説明でき、研究倫理に関する基本的な規範意識を身に付けている。 【到達指標】 「メディカルデザイン特別研究」の単位を修得していること。 研究に必要な研修(臨床研究、遺伝子組換え実験、動物実験、放射線使用実験など)を受講していること。	【学修内容】 研究不正の事例や研究不正防止方法について学ぶ。 【学修方法】 特別研究を中心に指導教員から研究倫理の規範意識や人間尊重について指導を受ける。 研究に必要な研修(臨床研究、遺伝子組換え実験、動物実験、放射線使用実験など)を受講する。 【学修成果の評価方法】 研究倫理教育を受講した上で、法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。	【求める資質・能力】 一般的な倫理観、道徳論を身に付けている。
創造力	【学修成果】 自身の研究成果をもとに、次の研究課題の設定と解決方法の考察ができる。 【到達指標】 学位論文を執筆できる能力を身に付けている。学会等で、議論できること。 博士学位論文審査及び最終試験を受け、合格の判定を受けていること。	【学修内容】 学位論文の作成方法、学会等での発表準備方法を学修する。 【学修方法】 能動的な学修による学位論文作成、学会発表の準備を行う。 【学修成果の評価方法】 執筆した学位論文の内容ならびに口頭発表について、学位論文評価基準に 基づいて評価する。	【求める資質・能力】 幅広い知的興味をもち、創造性に対して関心を持っている。

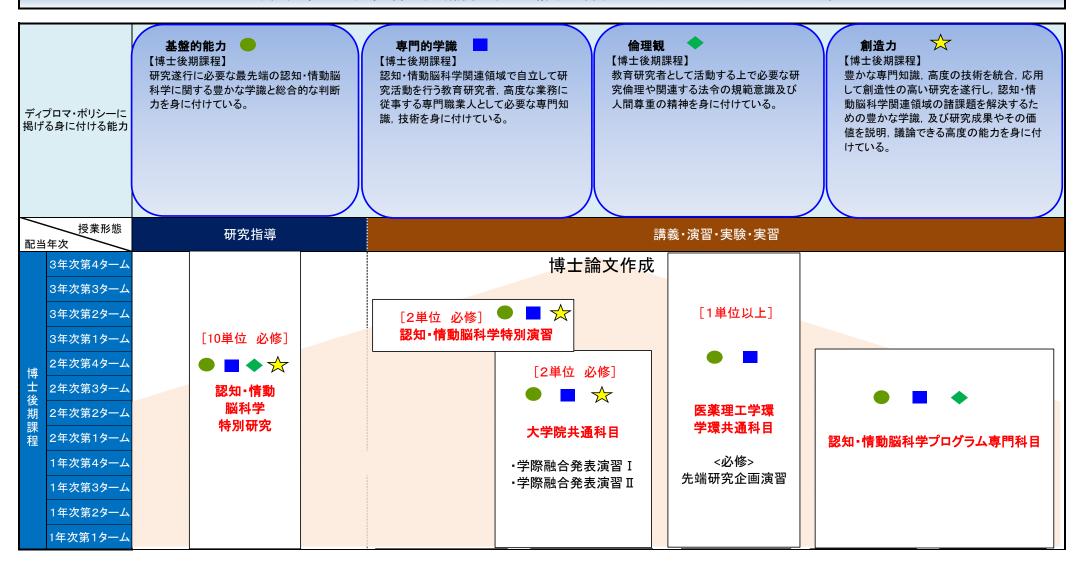
大学院医薬理工学環(博士後期課程)創薬・製剤工学プログラム カリキュラムマップ(案)



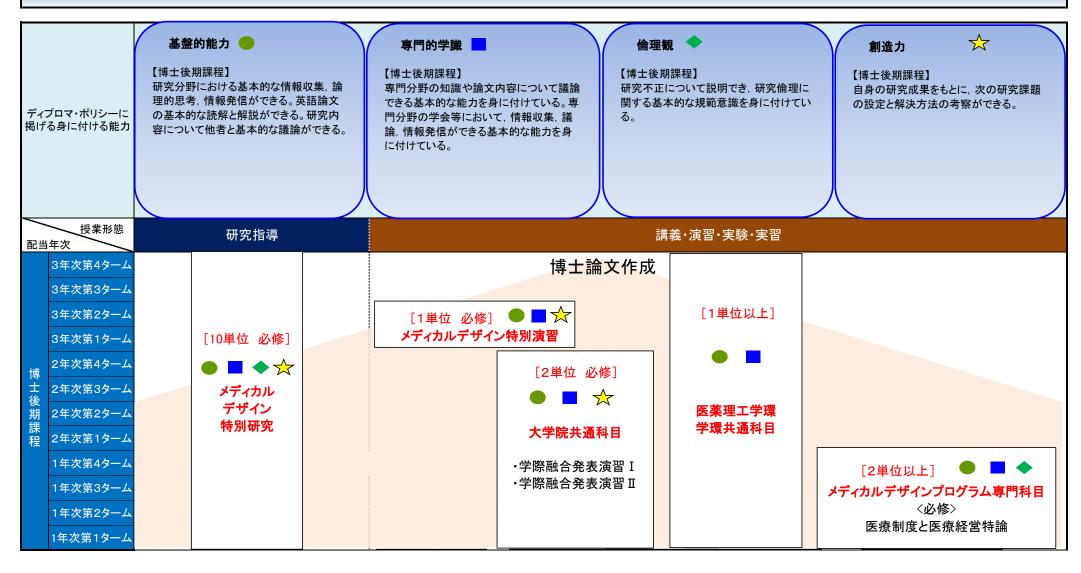
大学院医薬理工学環 博士後期課程 応用和漢医薬学プログラム カリキュラムマップ(案)



大学院医薬理工学環 博士後期課程 認知・情動脳科学プログラム カリキュラムマップ(案)



大学院医薬理工学環(博士後期課程)メディカルデザインプログラム カリキュラムマップ(案)



医薬理工学環 博士後期課程 創薬・製剤工学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 製薬企業で新規ドラッグデリバリーシステムの開発に挑戦する研究者

研究テーマ :生体内関門組織における薬物輸送機構の解明

		上		学環共通科目		プログラム専門科目				
		大学院共通科目		于來六應付口		専門科目		研究指導		
	1 T									
1	2 T			先端研究企画演習	1	創薬・製剤工学特論	1			
1 年 次	3 T	学際融合発表演習 I	1							
	4 T									
	1 T									
2 年 次	2 T							創薬・製剤工学特別研究	10	
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1					引来	10	
	4 T									
	1 T					創薬・製剤工学特別演習	2			
3 年 次	2 T					剧采" 表別工子付別				
次	3 T									
	4 T									
修得	単位数	2		1		3		10		
沙付	干山奴	۷		1		13				

医薬理工学環 博士後期課程 創薬・製剤工学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 製薬企業で次世代の創薬モダリティの開発を目指す創薬研究者

研究テーマ : 新規触媒機能をもつ人工 RNA の分子設計

		上岗岭井沼利日		学環共通科目		プログラム専門科目				
		大学院共通科目		于绿六週代日		専門科目		研究指導		
	1 T									
1	2 T			先端研究企画演習	1					
1 年 次	3 T	学際融合発表演習 I	1							
	4 T									
	1 T									
2	2 T							創薬・製剤工学特別研究	10	
2 年 次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1					剧朱·娄州工于付加州九	10	
	4 T					- 創薬・製剤工学特別実習	1			
	1 T					剑带 制划工 兴 胜则决羽	2			
3	2 T					創薬・製剤工学特別演習	2			
3 年 次	3 T									
	4 T									
//女/坦	単位数	2		1		3		10		
修行	半世級	2		1		13				

医薬理工学環 博士後期課程 応用和漢医薬学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 生薬を扱う製薬企業の研究者

研究テーマ : 和漢医薬を含めた伝統医薬からの創薬

		上岗岭井沼利日		学環共通科目		プログラム専門科目				
		大学院共通科目		于垛六炬行口		専門科目		研究指導		
	1 T									
1	2 T			先端研究企画演習	1					
年 次	3 T	学際融合発表演習 I	1					- - - - - - 応用和漢医薬学特別研究		
	4 T					国際応用和漢医薬学特論	1			
	1 T									
2 年 次	2 T								10	
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1						10	
	4 T									
	1 T					応用和漢医薬学特別演習	2			
3	2 T					心用相决区笨于付別,	~			
3 年 次	3 T									
	4 T									
修 但	単位数	2		1		3		10		
	干山奴	2			1		13			

医薬理工学環 博士後期課程 応用和漢医薬学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 生薬を扱う製薬企業や研究所で研究プロジェクトを主導できる研究者

研究テーマ : 有用天然資源の持続的活用と創薬への展開

		十		学環共通科目		プログラム専門科目			
		大学院共通科目		子块共理科日		専門科目		研究指導	
	1 T								
1	2 T			先端研究企画演習	1				
1 年 次	3 T	学際融合発表演習 I	1					- - - - - - 応用和漢医薬学特別研究	
	4 T								
	1 T								
2 年 次	2 T								★田和港医薬学特別研究 1
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1		10
	4 T					応用和漢医薬学特別実習	1		
	1 T					応用和漢医薬学特別演習	2		
3 年 次	2 T					心用相决区笨子付別與自			
次	3 T								
	4 T]	
修得	単位数	2		1		3		10	
沙付	干山奴	2		1	1		13		

医薬理工学環 博士後期課程 認知・情動脳科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 幅広い学問領域の先端的融合を推進し、脳神経科学分野の基礎臨床研究のみならず精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の

開発を行うことができる学際的研究人材や医薬品開発人材

研究テーマ : 認知・情動脳科学をはじめとする神経科学

		十			プログラム専門科目					
		大学院共通科目		子块六 进 附日	于來八起付口		専門科目			
	1 T					認知・情動脳科学特論	1			
1	2 T			先端研究企画演習	1					
1 年 次	3 T	学際融合発表演習Ⅰ	1					 		
	4 T									
	1 T									
2 年 次	2 T								10	
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1						10	
	4 T									
	1 T					認知・情動脳科学特別演習	2			
3 年 次	2 T					於A				
次	3 T									
	4 T									
修得	単位数	2		1		3		10		
沙竹	干以奴	۷		1		13				

医薬理工学環 博士後期課程 認知・情動脳科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 認知・情動脳科学関連領域で自立して研究活動を行う教育研究者

研究テーマ : 精神疾患や認知症の新たな診断や治療法の開発

		上		学環共通科目		プログラム専門科目				
		大学院共通科目		于垛穴通付日		専門科目		研究指導		
	1 T									
1	2 T			先端研究企画演習	1					
1 年 次	3 T	学際融合発表演習 I	1							
	4 T									
	1 T					認知・情動脳科学特別実習	1	- - - 認知・情動脳科学特別研究 -		
2	2 T								10	
2 年 次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1						10	
	4 T									
	1 T					到 fp	2			
3	2 T					認知・情動脳科学特別演習	2			
3 年 次	3 T									
	4 T									
//女/旦	当 <i>仁</i> ****	2		1		3 10				
修行	単位数	۷		1	1		13			

医薬理工学環 博士後期課程 メディカルデザインプログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 医療・福祉に関わる広い医工分野の先端的融合を推進し、とくに神経疾患に関する医療・福祉機器・サービスをデザイン

する開発者を目指す人材

研究テーマ : デジタル技術による認知症患者の緩和ケアの促進

		大学院共通科目		プログラム専門科目					
						専門科目		研究指導	
1	1 T					医療制度と医療経営特論 脳・神経システムダイナミクス特 論	1		
1 年 次	2 T			先端研究企画演習	1				
次	3 T	学際融合発表演習 I	1						
	4 T							- - メディカルデザイン特別研 究	
	1 T								
2 年 次	2 T								10
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4 T								
	1 T					- メディカルデザイン特別演習	1		
3 年 次	2 T					- スティカルテッイン行が演自			
次	3 T								
	4 T								
	当冶粉	2		1		3	_	10	
修得単位数		2		1		13			

医薬理工学環 博士後期課程 メディカルデザインプログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : グローバルな医療・福祉の先端的な動向を俯瞰しながら、地域の未来の医療・福祉の問題を解決する研究者を目指す人材

研究テーマ : ICT を用いた産学公連携による地域医療・福祉ニーズの探索

		大学院共通科目		· 学疆北海刹日		プログラム専門科目			
				子泉共通科日		専門科目		研究指導	
1	1 T					医療制度と医療経営特論 メディカルデザイン・アントレプ レナーシップ特論	1		
1 年 次	2 T								10
次	3 T	学際融合発表演習 I	1						
	4 T								
	1 T							- - - メディカルデザイン特別研 究	
2 年 次	2 T								
次	3 T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4 T			国際連携実習	1				
	1 T					- メディカルデザイン特別演習	1		
3 年 次	2 T								
次	3 T								
	4 T								
(タ/旦	畄仏粉				3 10				
修得単位数		2				13			

平成18年1月19日制定 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正 平成22年4月1日改正 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正 平成27年4月1日改正 平成28年12月1日改正 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正 令和3年6月30日改正 令和3年12月7日改正 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章総則(第1条)
- 第2章 倫理委員会(第2条~第4条)
- 第3章 倫理審查委員会(第5条~第7条)
- 第4章 委員会の議事等(第8条, 第9条)
- 第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続(第10条~第12条)
- 第6章 専門委員会(第13条)
- 第7章 雑則(第14条~第17条)附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 富山大学(以下「本学」という。)において行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為(以下「研究等」という。)について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)及び富山大学臨床・疫学研究等に関する倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

第2章 倫理委員会

(所掌事項)

- 第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 医の倫理の在り方について必要な事項の調査及び検討
- (2) 本学で行う特定の医療行為に係る倫理基準等の制定・認定
- (3) 医の倫理に係る広報・啓発・教育活動
- (4) 患者の治療に直接関係のある医療行為(臨床研究及び病院臨床倫理委員会所掌事項を除く。)のうち、倫理 的検討を必要とする実施計画に係る審査
- (5) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討 (組織)
- 第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 医学部長
- (2) 医学部教授会から選出された教授 4人 (基礎系1人, 臨床系2人, 看護系1人とする。)
- (3) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (5) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (6) 医学分野以外の学内の教授又は准教授(倫理委員会が必要と認めた場合) 若干人
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第3章 倫理審查委員会

(所掌事項)

第5条 審査委員会は,第1条に規定する研究等に係る実施計画(第2条第4号に該当するものを除く。)及びその成果の出版・公表予定内容を倫理的・社会的観点から審査する。 (組織)

- 第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 医学部教授会から選出された教授 4人

(基礎系1人, 臨床系2人, 看護系1人とする。)

- (2) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (4) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (5) 医学分野以外の学内の教授又は准教授(審査委員会が必要と認めた場合) 若干人
- (6) その他審査委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が審査の対象となる臨床研究に携わる場合又は委員長に 事故がある場合は、その職務を代行する。

第4章 委員会の議事等

(議事等)

- 第8条倫理委員会及び審査委員会(以下「各委員会」という。)は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第5号または第6条第1項第4号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 議決を要する事項(次条第1項の審査の判定を除く。)については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

- 第9条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる 表示により行う。
- (1) 承認
- (2) 修正した上で承認
- (3) 条件付承認
- (4) 不承認
- (5) 保留(継続審査)
- (6) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
- (7) 停止(研究の継続は適当でない)
- 2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。
- 3 各委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、各委員会が特に 必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表するこ とができる。

第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

- 第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。
- 2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長に報告しなければならない。
- 3 前項の通知に当たり、審査の判定結果が前条第1項第2号から第7号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

- 第11条 申請者は前条第2項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員長に再度の審議を1回に限り申請することができる。
- 2 委員長は、審議終了後速やかに、異議申立に対する指針書により申請者に通知しなければならない。

(研究等実施計画の変更)

- 第12条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長にその旨を報告するものとする。
- 2 委員長は、前項の変更に係る研究等実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第13条 各委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。
- 3 委員長が、必要と認めたときは、専門委員会委員を委員会に出席させ、調査検討事項の報告を 受け、又は討議に加えることができる。
- 4 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(医薬品等の臨床研究及び組換えDNA実験等の取扱い)

- 第14条 本学附属病院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬の取扱いについて は、富山大学附属病院医薬品受託研究実施要領に定めるところによる。
- 2 本学において実施される生命科学領域における基礎研究等のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の取扱いについては国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則の 定めるところによる。

(委員以外の出席)

第15条 各委員会及び専門委員会の委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて 意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、杉谷地区事務部経営管理課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は各委員会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。
- 2 この規則施行の際,現に改正前の富山医科薬科大学医の倫理に関する規程第3条の規定により富山医科薬科大学倫理委員会委員である者は、この規則の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の第3条第1項第2号から第8号により選出された第6条に 規定する委員は、改正後の第6条第1項の規定により選出された委員とみなし、任期は、第6 条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までとする。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、医学薬学研究部教授会医学系部会及び薬学系部会から選出された倫理委員会 委員及び審査委員会委員については、医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和元年10月30日までとする。
- 3 令和元年11月1日に選出される倫理委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第3条第2項及び第6条第2項の 規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附則

この規則は、令和3年12月7日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則

平成 18 年1月 19 日制定 平成 19 年4月 1 日改正 令和 3 年3月30日改正

- 第1条 この細則は、富山大学医の倫理に関する規則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。
- 第2条 委員会は、倫理委員会委員長から付託された専門の事項について調査検討する。
- 第3条 委員会は、倫理委員会委員1人以上を含む本学の専任教員(助教を含む。) 若干人の 委員により組織する。
- 2 委員の任期は、倫理委員会委員長が必要と認めた期間とする。
- 第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから倫理委員会委員長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 第5条 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 前項の出席委員のうち、1人以上は倫理委員会委員でなければならない。
- 第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 第7条 委員会は、付託された専門の事項に係る調査検討を行った場合は、その概要及び所 見を専門委員会調査検討報告書(別紙様式)により、速やかに倫理委員会委員長に報告し なければならない。
- 第8条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、倫理委員会がこれを決定する。

附則

この細則は, 平成 18 年1月 19 日から施行する。

附 則

- この細則は, 平成 19 年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和3年4月1日から施行する。

専門委員会調査検討報告書

【付託事項】		
【調査検討概要】		
【総合所見】		
富山大学倫理委員会委員長	長殿	
上記のとおり報告します。		
年月日		
(所属	·職名)(氏 名 ₎	
専門委員会委員長	委 員	
委 員	委 員	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	~ ~	
委 員	委 員	

国立大学法人富山大学臨床研究審查委員会規則

平成 30 年 5 月 29 日制定 令和 3 年 7 月 26 日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、臨床研究法(平成29年法律第16号。以下「法」という。)の定めに基づき、 国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)に設置する富山大学臨床研究審査委員会(以下 「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規則における用語の定義は、法及び臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号、以下「省令規則」という。)の定めるところによる。

(権限の委任)

第3条 国立大学法人富山大学長(以下「学長」という。)は、委員会の円滑な運営を目的として、 委員会の管理運営に関する権限を富山大学附属病院長(以下「病院長」という。)に委任する。

(審査意見業務)

- 第4条 委員会は、特定臨床研究に関する次に掲げる業務(以下「審査意見業務」という。)を行う。
 - (1) 特定臨床研究の実施に関する計画等(変更を含む。以下「実施計画等」という。)について研究責任医師(多施設共同研究の場合は研究代表医師。以下「研究責任医師等」という。)から意見を求められた場合に、臨床研究法施行規則に照らして審査を行い、倫理的及び科学的観点から実施の適否並びに実施に当たって留意すべき事項について意見を述べること。
 - (2) 特定臨床研究の実施に起因すると思われる疾病等報告及び不具合報告を受けた場合に、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、当該報告に係る疾病等の原因の究明又は再発防止のために講ずべき措置について意見を述べること。
 - (3) 定期報告を受けた場合に、必要があると認めるときは、当該研究責任医師等に対し、当該報告に係る特定臨床研究の実施に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項について意見を述べること。
 - (4) 利益相反管理基準及び利益相反管理計画について審査し、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、利益相反に関する事項について意見を述べること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させるために改善すべき事項又は疾病等の発生防止のために講ずべき措置について意見を述べること。
- 2 委員会は、法第21条の規定により特定臨床研究以外の臨床研究に関する計画に係る意見を求められ、これに応じた場合は、審査意見業務に準じた業務を行うよう努めるものとする。

(組織)

- 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外の 号に掲げる者を兼ねることができない。
 - (1) 医学又は医療の専門家
 - (2) 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある 法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の一般の立場の者
- 2 委員会の構成は、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 委員が5人以上であること。
- (2) 男性及び女性がそれぞれ1人以上含まれていること。
- (3) 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。) に所属している者が半数未満であること。

- (4) 本学の職員以外の者が2人以上含まれていること。
- 3 第1項各号の委員は、病院長が指名又は委嘱する。
- 4 委員の指名又は委嘱に当たっては、次の各号に掲げる者でないことを確認する。
 - (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 法及び臨床研究法第 24 条第 2 号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令(平成 30 年政令第 号)で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期)

- 第6条 第5条第1項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を助け、委員長が審査意見業務の対象となる臨床研究の実施者である場合 又は委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(議事)

- 第8条 委員会は、次に掲げる要件を満たさなければ議事を開くことができない。
 - (1) 5人以上の委員が出席していること。
 - (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
 - (3) 第5条第1項各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席していること。
 - (4) 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している者が出席者の半数未満であること。
 - (5) 本学の職員以外の者が2人以上含まれていること。
- 2 審査意見業務の結論(以下「審査結果」という。)を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、委員会において議論を尽くしても、 出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査結果とすることができる。
- 3 審査結果は、承認、不承認又は継続審査のいずれかとする。
- 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(技術専門員)

- 第9条 病院長は、審査意見業務の対象となる特定臨床研究ごとに、審査意見業務の対象となる疾 患領域の専門家を技術専門員に指名する。
- 2 前項に定めるもののほか,病院長は,必要に応じて審査意見業務の対象となる特定臨床研究ごとに,毒性学,薬力学,薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬理学の専門家,生物統計家その他の臨床研究の特色に応じた専門家を,技術専門員に指名する。
- 3 委員会は、第4条第1項第1号に掲げる審査意見業務を行うときは、前2項の技術専門員からの評価書を確認しなければならない。
- 4 委員会は,第4条第1項第2号,第3号又は第5号に掲げる審査意見業務を行うときは,必要 に応じて第1項及び第2項の技術専門員から意見を聴かなければならない。
- 5 技術専門員は、委員会に出席することを要しない。ただし、委員会が必要と認めた場合に、出席して意見を述べることを妨げない。

(審査意見業務への関与)

- 第10条 次に掲げる委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第2 号又は第3号に規定する委員又は技術専門員については、委員会の求めに応じて、当該委員会に おいて意見を述べることを妨げない。
 - (1) 審査意見業務の対象となる実施計画等に係る研究責任医師等

- (2) 審査意見業務の対象となる実施計画等に係る研究責任医師等と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施される共同研究(特定臨床研究に該当するもの及び医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験のうち,医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。)を実施していた者
- (3) 審査意見業務を依頼した研究責任医師等が属する医療機関の管理者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査意見業務を依頼した研究責任医師等又は審査意見業務の対象 となる特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している者であっ て、当該審査意見業務に参加することが適切でないもの

(事前確認不要事項及び簡便審査の取扱い)

- 第11条 省令規則第80条第4項の業務規程に定める方法は, 次項及び第3項に定めるとおりとする。
- 2 委員会が行う第4条第1項第1号に掲げる業務のうち、別表1に定める変更(審査方法が簡便 審査であるものを除く。)については、委員会の事務が、当該変更が事前確認不要事項に該当す ることを確認することで、当該変更を承認したものとみなし、研究責任医師等に受付の押印をし た「変更審査依頼書」の写しを交付する。なお、承認日は受付日とし、後日、審査結果を委員会 において報告する。
- 3 委員会は、審査意見業務の対象となるものが、臨床研究の実施に重要な影響を与えないものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長のみの確認により、簡便審査を行うことができる。この場合、委員長は、後日、審査結果を委員会において報告する。
 - (1) 別表1に定める変更(審査方法が事前確認不要事項であるものを除く。)
 - (2) 委員会が簡便審査を行うことが適切であると判断した変更

(緊急審查)

第11条の2 委員会は、第4条第1項第2号又は第5号に規定する審査意見業務を行う場合であって、 臨床研究の対象者の保護の観点から緊急に当該臨床研究の中止その他の措置を講ずる必要がある場合には、委員会の開催を行うことなく委員長及び委員長が指名する1人の委員による審査意見業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、後日、直近の委員会において結論の妥当性について審査し、再度結論を得なければならない。

(特定臨床研究の実施に係る手続)

- 第12条 研究責任医師等は、実施計画等を作成の上、委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は,前項の実施計画等を受理したときは,当該実施計画等について審査意見業務を行い, 審査結果について意見を求めた研究責任医師等に対し,審査結果通知書により通知するものとす る。

(報告)

- 第13条 委員長は、委員会の意見を速やかに病院長に報告する。
- 2 病院長は、委員会が第4条第1項第2号、第3号及び第5号の意見を述べたときは、遅滞なく、 厚生労働大臣にその内容を報告しなければならない。

(委員会の活動の自由及び独立の保障)

第14条 病院長は、委員会の審査意見業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立を保障するものとする。

(審査料)

- 第15条 特定臨床研究に関する計画に係る審査を申請する者は、所定の期日までに別表2に定める審査に要する費用(以下「審査料」という。)を支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、病院長が特に認めた場合は、審査料を減免又は免除することができる。
- 3 既納の審査料は、返還しない。

(帳簿の備付け等)

- 第 16 条 病院長は、審査意見業務に関する事項を記録するための帳簿を備え、最終の記載の日から5年間保存しなければならない。
- 2 病院長は、委員会における審査意見業務の過程に関する記録を作成しなければならない。
- 3 病院長は、審査意見業務に係る実施計画等その他の審査意見業務を行うために研究責任医師等から提出された書類、前項の記録(技術専門員からの評価書を含む。)及び研究責任医師等に審査結果を通知した文書の写しを、当該実施計画等に係る特定臨床研究が終了した日から5年間保存しなければならない。
- 4 病院長は, 臨床研究審査委員会の認定申請の際の申請書及びその添付書類並びにこの規則並び に委員名簿を, 委員会の廃止後5年間保存しなければならない。

(委員等の教育又は研修)

- 第17条 病院長は、委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者(以下「委員等」という。) に対し、年1回以上、教育又は研修を受けさせなければならない。
- 2 病院長は、前項の教育又は研修の実施日、内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、 受講状況を管理するものとする。

(情報の公表)

- 第 18 条 病院長は、研究責任医師等が、委員会に関する情報を容易に収集し、効率的に審査意見 業務を依頼することができるよう、次の各号に掲げる内容を厚生労働省が整備するデータベース に記録することにより公表する。
 - (1) 審査料
 - (2) 委員会開催日
 - (3) 受付状況

(守秘義務)

第19条 委員等は、審査意見業務に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。 その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の廃止)

- 第 20 条 病院長は、委員会を廃止するときは、あらかじめ、その旨を委員会に実施計画等を提出 していた研究責任医師等に通知する。
- 2 前項の場合において、病院長は、委員会に実施計画等を提出していた研究責任医師等に対し、 当該特定臨床研究の実施に影響を及ぼさないよう、他の認定臨床研究審査委員会を紹介するなど 適切な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の場合において、学長は、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(相談窓口)

第 21 条 富山大学附属病院臨床研究管理センター(以下「臨床研究管理センター」という。) に、 委員会に関する業務についての苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置する。

(事務)

- 第22条 委員会の事務は、臨床研究管理センターにおいて処理する。
- 2 委員会の運営に関する事務を行う者は、4人以上とし、うち2人は臨床研究審査委員会等に関する業務について1年以上の経験年数を有する専従者とする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附則

この規則は、平成30年5月29日から施行する。

附則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

別表1 (第11条関係) 事前確認不要事項及び簡便審査の取扱い

実施計画等に係る変更において、各事項と審査方法については次に示す通りとする。

審查方法:(事)事前確認不要事項

(簡) 簡便審査

(1) 実施計画等について

以下の変更において研究計画書,説明同意文書等の変更を伴う場合は,簡便審査にて審査を行うことができる。

事前確認不要事項のうち*印は実施計画事項軽微変更届出書(様式第

三)を提出。それ以外は実施計画事項変更届出書(様式第二)を提出。

	変更内容	審査力	法
1	特定臨床研究に従事する者の氏名及び連絡先の変更であって,特 定臨床研究に従事する者の変更を伴わない場合	(事)	*
2	地域の名称の変更又は地番の変更	(事)	*
3	研究計画書から読み取れる実施計画等の誤記	(事)	
4	漢字,読み仮名等の誤記	(事)	
5	実施医療機関の管理者及びその許可の有無	(事)	
6	第1症例登録日の追加	(事)	
7	進捗状況の変更(募集前→募集中,募集中→募集終了の変更)	(事)	
8	契約締結日の追加	(事)	
9	e-Rad 番号の変更	(事)	
10	認定臨床研究審査委員会の承認日	(事)	
11	jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) のシステム変更に 伴う修正事項	(事)	
12	研究代表医師 (単施設研究の場合は研究責任医師) の組織改編や人 事異動による所属,役職や連絡先の変更	(簡)	
13	研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者の組織改編や 人事異動による所属,役職や連絡先の変更	(簡)	
14	統計解析担当者の組織改編や人事異動による所属,役職や連絡先 の変更	(事)	
15	多施設共同研究における各機関の研究責任医師の組織改編や人事 異動による所属,役職や連絡先の変更	(事)	
16	データマネジメント担当機関、モニタリング担当機関、監査担当機関、研究・開発計画支援担当機関、調整・管理実務担当機関の 担当責任者又は担当者並びにそれらの所属、役職や連絡先の変更	(事)	

(2)研究分担医師リストについて

		変更内容	審査方法
Ī	1	組織改編や人事異動による、所属部署や役職等の名称の変更	(簡)
Ī	2	研究分担医師の削除のみの変更	(簡)

別表 2 (第 15 条関係)

(審査料表)

審査区分	金額(税込)			
新規課題審査 (疾病等報告含む)		126, 000	円	
	上記以外	403, 000	円	
継続課題審査	研究責任医師等が 本学職員	120, 000	円	
(疾病等報告、定期報告含む)	上記以外	220, 000	円	
経過措置にかかる再審査		50, 000	円	

富山大学人を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則

平成27年12月17日制定 平成29年12月11日改正 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正 令和5年2月22日改正 令和5年3月29日改正

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 委員会(第2条~第4条)

第3章 委員会の議事等(第5条~第7条)

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続(第8条~第10条)

第5章 雑則 (第11条~第13条)

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 富山大学(以下「本学」という。)において行う人を対象とする研究(医療を目的とした研究を除く。以下「研究」という。)についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学人を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2章 委員会

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)倫理的・社会的観点からの研究の実施計画及びその成果の出版・公表予定内容の審査
 - (2) その他前号の審査に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部の教授又は准教授 各1人
 - (2) 学外の学識経験者 若干人
 - (3) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、 欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き,委員の互選により選出する。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行

第3章 委員会の議事等

(議事等)

- 第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 議決を要する事項(次条第1項の審査の判定を除く。)については、出席委員の3 分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

- 第6条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3)条件付承認
 - (4)変更の勧告
 - (5) 不承認
- 2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。
- 3 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び当該研究の実施に携わる者の同意を得て 審議経過及び結論の内容を公表することができる。

(迅速審査)

- 第7条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。
 - (1)他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (5) その他委員長が認めた審査
- 2 前項の審査については、別に定める。

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長(附属病院における研究に関しては附属病院長。以下「学長等」という。)に提出しな

ければならない。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。
- 4 前項の通知に当たり、審査の判定結果が第6条第1項第3号から第5号までの一 に該当する場合は、その理由を付さなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

- 第9条 申請者は、前条第3項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に 必要事項を記入し、学長等に再度の審議を1回に限り申請することができる。
- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知 しなければならない。

(研究の実施計画の変更)

- 第10条 申請者が研究の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長等に報告するものとする。
- 2 学長等は、前項の変更に係る研究の実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第5章 雑則

(委員以外の出席)

第 11 条 委員長が必要と認めたときは,委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は委員会が別に定める。

附則

- この規則は, 平成27年12月17日から施行する。 附 則
- 1 この規則は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行日において委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年2月22日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

平成19年10月1日制定 平成19年11月15日改正 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正 平成27年4月1日改正 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正 令和4年8月24日改正 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 適用範囲(第4条)
- 第3章 組織(第5条~第13条)
- 第4章 動物実験等の実施(第14条~第17条)
- 第5章 施設等 (第18条~第23条)
- 第6章 実験動物の飼養及び保管(第24条~第32条)
- 第7章 安全管理(第33条・第34条)
- 第8章 教育訓練(第35条)
- 第9章 自己点検・評価及び検証(第36条)
- 第10章 情報公開(第37条)
- 第11章 補足 (第38条~第41条)

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(以下「法」という。)及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)(以下「飼養保管基準」という。)に基づき、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月文部科学省策定)(以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本学における動物実験等については、法、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則

である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。),使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育,試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
 - (3) 実験室 実験動物に実験操作(48 時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
 - (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
 - (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。) をいう。
 - (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
 - (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち,動物実験等の実施に関する業務を統括 する者をいう。
 - (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(部局長、センター長、分野長など)をいう。
 - (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験 動物の管理を担当する者(専任教員など)をいう。
 - (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
 - (12) 管理者等 学長,管理者,実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者をいう。
 - (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

- 第4条 この規則は、本学において実施される全ての動物実験等に適用する。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先に おいて基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等 が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

- 第5条 学長は,動物実験計画の承認,実施状況及び結果の把握,飼養保管施設及び実験室の承認,教育訓練,自己点検・評価,情報公開,その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として,動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 学長が指名した理事は、本学における動物実験等の取扱いに関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

(審議事項)

- 第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。
 - (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
 - (5) 自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項 (構成)
- 第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 理学部及び工学部から選出された教員 各1人
 - (2) 医学部及び薬学部から選出された教員 各1人
 - (3) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1人
 - (4) 附属病院から選出された教員 1人
 - (5) 教育学部から選出された人文・社会科学系の教員 1人
 - (6) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット動物実 験施設長
 - (7) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの業務 に従事する教員の中から学長が指名した者 1人
 - (8) 動物実験を行わない教員の中から学長が指名した者 1人
 - (9) 動物に関し専門的な知識を有する学外者で学長が委嘱した者 1人 (委員長等)
- 第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 (任期)
- 第9条 第7条の委員(同条第6号の委員を除く。)の任期は2年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議事)
- 第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員は,自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議には加わらないものとする。 (秘密の保持)
- 第11条 委員は,動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は,必要に応じて,委員以外の者の出席を求め,説明又は意見を聴取する ことができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、研究推進部研究振興課が行う。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

- 第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が別に定める動物実験計画書を所属する部局等の長を経て学長に提出しなければならない。
 - (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等,例えば,致死的な毒性試験,感染実験,放射線照射実験等を行う場合は,動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を 付議し、その結果を当該動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、当該動物実験責 任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験計画の変更又は追加の申請)

第15条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画(変更・追加)承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

(実験計画の終了又は中止の報告)

第16条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験結果報告書を部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

(実験操作)

- 第17条 動物実験実施者は,動物実験等の実施に当たって,法,飼養保管基準,指針等に 則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期(人道上エンドポイントを含む。)の配慮

- ハ 適切な術後管理
- ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的,化学的に危険な材料,病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
- (4) 前号に定める実験を行う場合は、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

- 第18条 管理者は、飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得なければならない。
- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または 非承認を決定する。
- 3 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管 施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

- 第19条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床や内壁などが清掃,消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気,騒音,廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 動物実験管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

- 第20条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、 委員会が別に定める実験室設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承 認を得なければならない。
- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を 決定する。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等 (48 時間以内の一時的保管を含む。) を行うことができない。

(実験室の要件)

- 第21条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第22条 管理者は,実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持 管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

- 第23条 管理者は,施設等を廃止する場合,委員会が別に定める施設等廃止届を部局等の 長を経て学長に届け出なければならない。
- 2 施設等を廃止する場合には、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第24条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第25条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,飼養保管基準を遵守し,実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第26条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第27条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験動物の生理,生態,習性等に応じて,適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

- 第28条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合,実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 29 条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養,保管する場合,その組合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第30条 管理者等は,実験動物の入手先,飼育履歴,病歴等に関する記録を整備,保存しなければならない。
- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第31条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第32条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

- 第33条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び 実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第34条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

- 第35条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,次に掲げる事項に関する所定の 教育訓練を受けなければならない。
 - (1) 関連法令,指針等,本学の定める規定等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければ ならない。

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

- 第36条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせるものと する。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者 等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

- 第37条 学長は、次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。
 - (1) 動物実験等に関する規則
 - (2) 実験動物の飼養保管状況
 - (3) 自己点検・評価及び検証の結果の公開方法等

第11章 補足

(進用)

第38条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については,飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第39条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、第27条、第28条、第30条、第33条及び第34条を除き本規則を適用しない。

(部分開示)

第40条 動物実験計画書は、開示請求があった場合、全面開示を原則とするが、やむを得ない理由により部分開示を求める場合には、動物実験責任者は、動物実験計画書提出時に開示しない箇所及びその理由を付して申し出ることとする。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則(平成17年10月1日制定)
 - (2) 国立大学法人富山大学動物実験委員会規則(平成17年10月1日制定)
 - (3) 国立大学法人富山大学動物実験委員会五福キャンパス専門部会要項(平成 17 年 10 月 1 日制定)
 - (4) 国立大学法人富山大学動物実験委員会杉谷キャンパス専門部会要項(平成 17 年 10月1日制定)

附則

この規則は、平成 19 年 11 月 15 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和4年8月24日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、人間発達科学部から選出された委員であった者は、 この規則により教育学部から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第9 条の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則

平成23年11月29日制定 平成24年4月1日改正 平成26年5月15日改正 平成26年7月8日改正 令和4年3月30日改正

目次

第1章 総則(第1条~第2条)

第2章 安全管理体制(第3条~第9条)

第3章 安全管理基準(第10条~第23条)

第4章 健康管理(第24条~第28条)

第5章 遵守義務と禁止等の措置(第29条~第30条)

第6章 感染症発生予防(第31条)

第7章 雑則 (第32条~第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)において取り扱う病原体等の安全管理について定めることにより、本学における病原体等に起因して発生するばく露及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。)に規定する事故の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 病原体等 ヒト若しくは動物の生体内に入った場合にヒト若しくは動物を発病させ、又は死亡させるものであって、ウイルス、細菌、真菌、原虫、寄生虫等の生物、プリオン、及び前記の生物によって産生される毒素(人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む。)をいう。ヒト若しくは動物に接種することを目的に使用されるワクチンについては、その目的に使用する場合は除外するものとする。
 - (2) 特定病原体等 感染症法で規定する一種病原体等,二種病原体等,三種病原体等及 び四種病原体等をいう。
 - (3) 安全管理 病原体等へのばく露等を予防すること (バイオセーフティ) 及び病原体

等の紛失、盗難、濫用・悪用等を防止すること(バイオセキュリティ)をいう。

- (4) 職員等 本学の職員,学生及び大学院生等で本学において病原体等を取り扱う者, 管理区域に立入る者,その他病原体等に係わる業務等に従事する者をいう。
- (5) 病原体等取扱者 病原体等を研究,教育,診療の目的で取り扱う者をいう。
- (6) 病原体等取扱責任者 病原体等取扱者のうち、病原体等取扱実験又は検査の実施 に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 病原体等取扱主任者 学長が任命し、感染症法が定める特定病原体等を含む病原体等の本学における安全管理を行う者をいう。
- (8) 病原体等取扱副主任者 学長が任命し、本学環境衛生マネジメント規則で定める 各事業場のうち病原体等を取り扱う事業場における病原体等の安全管理を行い、本学 病原体等取扱主任者を補佐する者をいう。
- (9) 実験室管理者 病原体等を取扱う実験室を管理する者をいう。
- (10) 病原体等取扱実験室 別表1に定める病原体等を取扱う実験室をいう。
- (11) 病原体等取扱検査室 附属病院内において別表1に定める病原体等を取扱う検査 室をいう。

第2章 安全管理体制

(学長の責務)

- 第3条 学長は、病原体等の取扱いに関して「届出」及び「申請」の受理又は承認、実施状況及び結果の把握、施設等の認可、「教育訓練」及び「健康管理」等を行う。
- 2 学長は、特定病原体等の所持者として、感染症法に基づき、次に掲げる任務を行うもの とする。
 - (1) 特定病原体等の所持に係る「許可申請」及び「届出」
 - (2) 「病原体等安全管理規則」(「感染症発生予防規程」を含む)の見直し及び届出
 - (3) 「病原体等取扱主任者」の選任及び届出並びに「病原体等取扱副主任者」の選任
 - (4) 特定病原体等を取り扱う者に対する「教育訓練」の実施
 - (5) 特定病原体等の保管,使用,滅菌等に関する事項及び感染症の発生の予防及びまん延 の防止に関し必要な事項の「記帳」の義務化
 - (6) 滅菌譲渡義務者として「滅菌等」の実施

(7)

- (8) 事故発生時(盗取,所在不明等)の「事故届」の届出
- (9) 災害時の応急措置

(病原体等安全管理区域)

第4条 病原体等安全管理区域(以下「管理区域」という。)とは、病原体等取扱実験室、

病原体等取扱検査室及びその他病原体等の安全管理に必要な区域をいう。この場合において、管理区域には、病原体等取扱実験室、病原体等取扱検査室の監視に係わる区域、空調及び排水に係わる設備区域及び病原体等を保管または滅菌する区域(以下「実験室等」という。)が含まれる。

2 前項の管理区域の安全性を確保するため、立入りの制限、病原体等の保管、使用、運搬 及び滅菌、記帳の義務、関連情報等に関しては、別に定める病原体等安全管理区域運営基 準を満たさなければならない。

(病原体等取扱主任者及び病原体等取扱副主任者)

- 第5条 病原体等取扱主任者(以下「主任者」という。)は、感染症の発生の予防及びまん 延の防止について監督し、立入検査等の立会い及び職員等への教育訓練等その職務を遂 行する。
- 2 病原体等取扱副主任者(以下「副主任者」という。)は、各事業場において、感染症の 発生の予防及びまん延の防止、病原体等取扱申請及び届出等(様式1~12)についての 取りまとめを行い、主任者を補佐しなければならない。

(病原体等取扱責任者)

- 第6条 病原体等取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)は,第20条で定める教育訓練 を必ず受講しなければならない。
- 2 取扱責任者は、病原体等の適切な取扱い等を病原体等取扱者(以下「取扱者」という。) に遵守させなければならない。
- 3 取扱責任者は、主任者の指示に従わなければならない。
- 4 取扱責任者は、管理区域内で行われる実験又は検査等の業務の調整と統括を行わなければならない。
- 5 取扱責任者は,第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。 (病原体等取扱者)
- 第7条 取扱者は、取り扱う病原体等に関し、その本質、人体に対する病原性、実験中に起こり得るバイオハザードの範囲及び安全な取扱い方法並びに実験室等の構造、使用方法及び事故発生などの緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ技術的修練を積まなければならない。
- 2 取扱者は、第20条に定める教育訓練を受講しなければならない。ただし、カリキュラムの学生実習等において、教育訓練受講前に病原体等を取り扱う必要のある場合は、取扱責任者の監督・指導の下で取り扱わなければならない。
- 3 取扱者は,第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。 (実験室管理者)
- 第8条 実験室管理者は、病原体等を取扱う実験室等の設置基準、構造及び使用方法について十分な知識を有し、実験室の設置申請及び安全管理について行わなければならない。 (委員会の設置)

- 第9条 学長は、本規則の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として富山大学 病原体等安全管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。
- 2 管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 安全管理基準

(病原体等の取扱い基準及び分類)

- 第10条 病原体等の取扱いに係わる基準は、別表2から別表4に定める。
- 2 病原体等のバイオセーフティレベル(以下「BSL」という。)の分類は、別表1に定める。
- 3 病原体等を用いた動物実験のバイオセーフティレベル(以下「ABSL」という。)の 分類は、別に定める。
- 4 病原体等のリスクによる分類・評価項目は別表1に定める。
- 5 学長は、病原体等のBSL分類及びABSL分類を変更する必要が生じた場合、管理委員会に諮り、実験方法及び取扱いの量等により当該病原体等の取扱い分類を別に決定する。

(特定病原体等の分類)

- 第11条 感染症法に基づいて、特定病原体等の分類を別表1に定める。
- 2 本学では、一種病原体等を所持してはならない。二種病原体等の所持には厚生労働大臣 への許可申請が必要である。三種病原体等の取扱いは所持後7日以内の厚生労働大臣へ の届出が必要である。四種病原体等は許可申請及び届出は不要であるが、施設の基準、保 管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守が求められる。

(実験室等の安全設備及び運営に関する基準等)

- 第12条 実験室管理者は,病原体等の取扱いにおいて,実験室又は検査室を設置する場合は, 学長に申請して承認を得なければならない。
- 2 病原体等を取り扱う実験室等は、別に定める基準に従って必要な設備を備え、運営しなければならない。
- 3 特定病原体等の保管,使用又は滅菌等を行う実験室等は,感染症法施行規則の定める施設の基準を満たし,かつ保管,使用又は滅菌等の基準に従って運営しなければならない。
- 4 実験室管理者は、病原体等(特定病原体等を含む)を取り扱う実験室等としての使用を 終了するときは、学長に届出なければならない。
- 5 事故(盗取,所在不明等)等のために,職員等以外の者が立入る必要が生じた場合は, 管理委員会に予め申出て,その指示に従わなければならない。
- 6 前5号に規定する以外に立入る必要が生じた場合は、実験室管理者及び取扱責任者の 指示に従わなければならない。

(病原体等の取扱い、分与・譲渡、滅菌廃棄の手続き)

第13条 本学ではBSL4の病原体等の所持及び取扱いはできないもとする。

- 2 取扱責任者は、BSL1及びBSL2のうち病原体等(特定病原体等及び監視伝染病病 原体を除く。)を保管して実験を行うときは、学長に届出なければならない。(様式12)
- 3 取扱責任者は、BSL3のうち、病原体等(特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。) を新たに保管して実験を行おうとするときは、予め学長に申請して承認を得なければな らない。(様式9)
- 4 取扱責任者は、BSL3のうち、病原体等(特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。) を本学以外の機関に分与若しくは譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なけれ ばならない。(様式10)
- 5 取扱責任者は、BSL3のうち、病原体等(特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。) を滅菌して廃棄するときは、学長に届出なければならない。(様式11)
- 6 取扱責任者は、病原体等(特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。)の保有状況について、毎年、学長に報告しなければならない。

(特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱い,分与・譲渡,滅菌廃棄の手続き)

- 第14条 本学では一種病原体等の所持及び取扱いはできないものとする。
- 2 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を新たに保管して実験を行おうと するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。(様式3,様式6)
- 3 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体の本学以外の機関へ分与若しくは 譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。(様式4,様式7)
- 4 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を滅菌して廃棄するときは、予め学 長に届出なければならない。(様式 5, 様式 8)
- 5 取扱責任者は,第2項の申請事項に変更の必要が生じた場合は,新たに申請しなければ ならない。
- 6 取扱責任者は,第2項から第4項までの特定病原体等及び監視伝染病病原体の保有状況について,毎年,学長に報告しなければならない。
- 7 学長は,第2項から第5項に関する承認をした場合,感染症法及び家畜伝染病予防法に 基づく手続きを遅滞なく行わなければならない。

(病原体等の運搬の制限等)

- 第15条 取扱責任者は、二種病原体等又は三種病原体等の事業所外への運搬については、国家公安委員会規則に基づき、公安委員会(管轄の富山県警察本部生活安全企画課)に「届出対象病原体等運搬届出書」を提出し、「届出対象病原体等運搬証明書」の交付を受けなければならない。
- 2 取扱責任者は、厚生労働省告示による特定病原体等、BSL2及びBSL3の病原体等 を事業所外へ運搬する時は容器包装等の基準を遵守しなければならない。
- 3 取扱責任者は、特定病原体等、BSL2及びBSL3の病原体等を事業所外へ運搬する 時は取扱方法や交通事故や火災の発生の時の措置等の留意事項を記載した書類を携行し なければならない。(別表6,別表7)

(バイオハザード標識の表示)

- 第16条 特定病原体等, BSL2及びBSL3の病原体等を取扱う管理区域の出入口には 厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識(以下「バイオハザード標識」という。) を表示しなければならない。
- 2 特定病原体等, BSL2及びBSL3の病原体等を取扱う実験室等及び保管施設の出入口にバイオハザード標識を表示しなければならない。

(取扱い病原体等の滅菌等の処置)

第17条 取扱責任者は、BSL2及びBSL3の病原体等(これらに汚染されたおそれのある物品を含む。次項において同じ。)の廃棄にあたっては、当該病原体に最も有効な滅菌等(滅菌及び無害化)の方法に従って処置しなければならない。

(記帳)

第18条 学長は、特定病原体等について受入れ又は払出し、保管、使用及び滅菌等に関する 事項の帳簿を整え、実験室等への入退室等、施設の点検、教育訓練の実施等の事項につい て記帳し、それを5年間保存しなければならない。(別表8)

(情報管理)

- 第19条 学長は、各様式(様式1~様式12)で提出した病原体等の情報セキュリティ管理 を適切に行わなければならない。
- 2 電子媒体に保存する場合には、データが勝手に修正又は、外部からの不正アクセス等により改ざんされたり、更には不注意で削除してしまったりする等のないように管理を行わなければならない。

(教育訓練)

- 第20条 学長は、職員等を対象として、病原体等の安全管理に必要な知識及び技術の向上を 図り、安全管理に係る社会的責任を周知させるために、教育訓練を毎年実施しなければな らない。
- 2 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は教科担当の教員等による教育 訓練をもって代えるものとする。

(ばく露と対応)

- 第21条 次に掲げる場合は、これをばく露として取り扱うものとする。
- (1) 外傷,吸入,粘膜ばく露等により,BSL2及びBSL3の病原体等が職員等の体内 に入ったおそれのある場合
- (2) 実験室等内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
- (3) BSL2及びBSL3の病原体等により、実験室等内が広範に汚染された場合
- (4) 職員等の健康診断の結果,管理区域内で取り扱う病原体等によると疑われる異常が認められた場合
- 2 前項のばく露を発見した者は、速やかに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な措置を講 じなければならない。

(事故と対応)

- 第22条 特定病原体等の盗取,所在不明等は感染症法で規定する「事故」とし,事故を発見した者は,直ちに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく警察署等に届出なければならない。 (災害時の応急措置)
- 第23条 学長は、地震又は火災等による災害が発生し、病原体等の安全管理に関して、この 規則の定めによることができないと認めたときは、感染症法で定める災害時の応急措置 を講じなければならない。なお、必要に応じて国立大学法人富山大学危機管理規則に基づ く危機対策本部を設置するものとする。

第4章 健康管理

(定期の健康診断及び血清保存)

- 第24条 学長は、職員等の健康管理について定期の健康診断を実施し、BSL2及びBSL 3の病原体等の取扱いに係わる職員等は受診しなければならない。
- 2 学長は、BSL2及びBSL3の病原体等の取扱いに係わる職員等には、必要に応じて ワクチン接種等の措置を行うものとする。
- 3 BSL2及びBSL3の病原体等を取り扱う職員等については、定期の健康診断の際に原則として血清を採取して保存することとし、ばく露等が発生した場合は、当該職員の了解のもとに必要に応じて公的な第三者機関による血清学的検査を受けることとする。 (臨時の健康診断)
- 第25条 学長は、必要と認める場合には、職員等に対して臨時の健康診断を受けさせなければならない。

(健康診断の記録)

- 第26条 学長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、職員等ごと に記録を作成しなければならない。
- 2 前項の記録は、職員等の離職又は卒業、退学若しくは除籍後5年間、これを保存しなければならない。

(健康診断後の措置)

- 第27条 学長は、健康診断の結果、職員等に管理区域内の病原体等による感染が疑われるときは、管理委員会の助言を得て、直ちに必要な感染防止の措置を講ずるものとする。 (病気等の届出等)
- 第28条 BSL2及びBSL3の病原体等を取り扱う職員等は,第21条第1項に該当しない場合においても,当該病原体等による感染が疑われる場合は,直ちに取扱責任者にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた取扱責任者は管理委員会に届出るとともに、その指示に従って、直ちに当該病原体等による感染ばく露の有無について詳細な調査をしなければならない。
- 3 管理委員会は,前項の調査の結果,当該病原体等に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は,直ちに学長に報告しなればならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な感染防止の措置を講じなければならない。

第5章 遵守義務と禁止等の措置

(遵守義務)

- 第29条 職員等は、病原体等の取扱いについて、安全管理の重要性を十分に理解し、この規則を遵守するとともに、感染症法、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令378号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律97号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)等の関連法規に定められた規定を遵守しなければならない。
- 2 職員等は、この規則の定めるところによらなければ病原体等を取り扱うことはできない。
- 3 職員等は、「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則」、「国立大学法人富山大学遺伝子 組換え生物等使用実験安全管理規則」等の関連規則を遵守しなければならない。
- 4 職員等のうち、取扱者以外の者が特定病原体等の管理区域に立入るときは実験室管理 者及び取扱責任者の指示に従わなければならない。
- 5 職員等は、この規則に反する重大な事項に気づいた場合は、管理委員会に報告しなければならない。

(立入り禁止等の措置)

第30条 学長は、この規則の各条項に違反した職員等に対し、管理区域への立入り及び実験 室等の使用等について禁止又は制限等の措置をとることができる。

第6章 感染症発生予防

(感染症発生予防)

第31条 この規則は、感染症法に基づく二種病原体等許可所持者が作成し厚生労働大臣に 届出る感染症発生予防規程を含むものとする。

第7章 雑則

(点検及び規則の見直し)

- 第32条 管理委員会は、この規則に基づき安全管理が行われていることを点検し、学長に報告しなければならない。
 - 2 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、この規

則の見直しを行わなければならない。

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条から第18条の規定については、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規則は、令和3年7月8日から施工する。

別表一覧

別表 1	病原体等の B	病原体等の BSL/ABSL 分類			
	感染症法に基	染症法に基づく特定病原体等の分類			
	監視伝染病病	i原体の分類			
別表 2		スクによる分類・評価項目			
	付表 1	 病原体等のリスク群による分類			
	付表 2	 リスク評価項目			
	付表 3	 動物実験におけるリスク評価項目			
	付表 4	病原体等安全管理区域運営基準			
別表3	付表 1	病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準			
	 付表 2	病原体等取扱実験室の安全設備基準			
	付表 3	病原体等のリスク群分類と、実験室のBSL分類、			
		実験室使用目的、実験手技及び安全機器との関連			
別表4	付表 1	病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基			
		準			
	付表 2	病原体等取扱動物実験室の ABSL 分類, 実験手技,			
		安全機器および設備基準			
別表 5	付表 1	特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染			
		症対策の概要			
	付表 2	一種~四種病原体等所持者と法律上の義務一覧			
別表 6	特定病原体等	特定病原体等の運搬体制			
別表 7	病原体等の運	病原体等の運搬のための容器包装			
別表8	記帳事項に関	記帳事項に関する一覧(感染症法 56 条 23 項)			
別表 9	病原体等を取	病原体等を取扱うに必要な教育訓練			
別表 10	災害時の対応	災害時の対応内容(感染症法 56 条 29 項)			
別表 11	感染症発生予	感染症発生予防規程対照表(感染症法 56 条 18 項)			

様式一覧

様式 1	病原体等取扱実験室等設置承認申請書
様式 2	病原体等取扱実験室等使用終了届
様式 3	監視伝染病病原体取扱申請書
様式 4	監視伝染病病原体分与・譲渡申請書
様式 5	監視伝染病病原体滅菌廃棄届
様式 6	特定病原体等取扱申請書
様式 7	特定病原体等分与・譲渡申請書
様式 8	特定病原体等滅菌廃棄届
様式 9	BSL 3 病原体等取扱届
様式 10	BSL 3 病原体等分与・譲渡届
様式 11	BSL 3 病原体等滅菌廃棄届
様式 12	病 原 体 等 取 扱 · 保 管 報 告 書
様式 13	バイオハザード表示

病原体等の BSL/ABSL 分類	国立感染症研究所		
	「病原体等安全管理規程別冊1病原体等」		
	参照		
感染症法に基づく特定病原体等の分類	厚生労働省		
	「病原体等の名称と疾患名称の対照表」参		
	照		
監視伝染病病原体の分類	農林水産省		
	「監視伝染病病原体と伝染病の名称の対		
	照表」参照		

※病原体等の分類に関して上記に参照がない場合は適宜根拠となる資料を参照のこと

病原体等のリスクによる分類・評価項目

病原体の取扱いにおいては、病原体等のリスク群分類(付表1)を基準として、付表2に示した各項目をリスク評価し、病原体等のバイオセーフティレベル(BSL)分類を定め、これに対応する実験手技と安全機器及び実験室の設備(別表3)を適用することで、病原体等取扱者と以下に掲げる関連者の安全を確保する。また、実験動物における病原体等の取扱いについても同様とする。

別表2 付表1

病原体等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常の取扱量及び取扱方法を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、病原体等を4つのリスク群に分類したものであり、家畜、環境、大量生産、バイオテロリズム対策など、それ以外の条件下における病原体等のリスク群分類としては利用できない。「病原体等取扱者」及び「関連者」(病原体等取扱者と感染の可能性がある接触が直接あるいは間接的に起こりうるその他の人々。)の健康への影響に基づき、国際保健機関(WHO)の示す「実験室バイオセーフティ指針第3版」の考え方をもとにして分類されている。

リスク群1

(「病原体等取扱者」及び「関連者」に対するリスクがないか低リスク) ヒトあるいは動物に疾病を起こす見込みのないもの。

リスク群2

(「病原体等取扱者」に対する中等度リスク,「関連者」に対する低リスク)

ヒトあるいは動物に感染すると疾病を起こし得るが,病原体等取扱者や関連者に対し,重 大な健康被害を起こす見込みのないもの。また,実験室内のばく露が重篤な感染を時に起 こすこともあるが,有効な治療法,予防法があり,関連者への伝播のリスクが低いもの。

リスク群3

(「病原体等取扱者」に対する高リスク、「関連者」に対する低リスク)

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こすが,通常,感染者から関連者への伝播 の可能性が低いもの。有効な治療法,予防法があるもの。

リスク群4

(「病原体等取扱者」及び「関連者」に対する高リスク)

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接 または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの。

別表2付表2

リスク評価項目

病原体等を実験室内で取扱う場合の病原体等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル(BSL)分類は、付表1(病原体等のリスク群による分類)を参照に、国際保健機関(WHO)の示す「実験室バイオセーフティ指針第3版」の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

- 1. 取扱う病原体等の病原性(量,取扱い条件も考慮する)。
- 2. 病原体等の取扱い様式 (エアロゾル発生の有無を考慮する)。
- 3. 取扱う病原体等が国内に常在するか否か。
- 4. 取扱う病原体等の伝播様式と宿主域(取扱い病原体等に対する免疫状況,宿主集団の密度及び移動,媒介動物の存在,衛生状況も考慮する)。
- 5. 有効な予防対策法をとることができるか否か(予防接種等による予防,衛生対策,宿主動物または媒介動物対策も考慮する)。
- 6. 有効な治療法がありそれを受けることができるか否か(血清療法,ばく露後ワクチン接種及び,抗菌剤,抗ウィルス剤,その他の化学療法剤も考慮する)。
- 7. 薬剤耐性株の出現の可能性。
- 8. 院内感染の重要な病原体等であるか否か。

註:本学安全管理規則では,

- ① 国内に常在しない病原体等については、より高い BSL に分類する場合がある。
- ② 臨床検体及び診断用検体の取扱いは通常 BSL2で行う。ただし、臨床診断等 からよりリスクの高い病原体等が原因として疑われるときは、より高い BSL で扱うことを考慮する。
- ③ この分類において、「動物」は実験動物とする。

別表2 付表3

動物実験におけるリスク評価項目

病原体等を用いた動物実験においては、付表2に以下の項目を加え、実験動物およびヒトへの感染のリスク評価を行い、動物バイオセーフティレベル(ABSL)分類を決定する。

- 1. 取扱う病原体の実験動物間での感染・伝播様式
- 2. 取扱う病原体を実験動物に接種する場合の感受性
- 3. 接種した病原体の体外への排出機構およびその量
- 4. 感染動物が野外へ出た場合,同種野生動物への感染およびヒトへの伝播

註:感染を伴わない毒素接種による検査については別途考慮する。

別表2付表4

病原体等安全管理区域運営基準

- 1. BSL2, 3 及び 4 実験室の設備及び運営は、別表 3 及び別表 4 の条件に適合すること。
- 2. 本学安全管理規則に適合する安全管理体制,実験室の使用を整備すること。
- 3. その他, 本規則の内容に適合する安全設備のメインテナンス, 事故(盗取, 所在不明等) 等の処理方法, 連絡系統を整備すること。
- 4. 病原体等を取扱う実験においては、標準微生物実験手技に従うこと。
- 5. 病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するに当たっては、別に定める方法で滅菌すること。
- 6. 実験室での飲食、喫煙、化粧及び食物を含む私物の保管等を禁止すること。
- 7. BSL 2, 3 及び 4 実験室の範囲を外部より容易に知りうるように明確に把握し,バイオ ハザード標識を表示すること。
- 8. BSL 2, 3 及び 4 病原体等の保管場所は当該病原体等の BSL 実験室と同一の安全基準 を満たし、保管容器は施錠し、保管及び出し入れの記録を整備すること。
- 9. BSL2, 3 及び 4 実験室において、病原体等を取扱う者の健康管理について定め、予防接種その他の予防法がある場合は、実施すること。
- 10. 如何なる状況の下にあっても、15歳以下の小児の実験室への立入り許可をしてはならないこと。
- 11. 事故(盗取,所在不明等),機械のメインテナンス等のために,職員等以外の者が立入る必要が生じた場合は,病原体等取扱責任者に予め申出て,その指示に従うこと。
- 12. その他 BSL2, 3 及び 4 実験室の安全管理(バイオセーフティ及びバイオセキュリティ) に必要な事項を遵守すること。

別表3付表1

病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

- BSL1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
 - (2) 一般外来者は当該部の管理者(病原体等取扱責任者等)の許可及び管理者が指定した者の立会いのもと立ち入ることができる。
- BSL2 (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
 - (2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
 - (3) オートクレーブは実験室内,ないし前室(実験室につながる隣室)あるいは周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
 - (4) 実験室の出入口は施錠できるようにする。
 - (5) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する。
 - (6) 実験室の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL3 (1) BSL3 区域は、他の区域から実質的、機能的に隔離し、二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。
 - (2) 実験室の壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 - (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
 - (4) 給排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。
 - (5) 実験室からの排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
 - (6) 実験室からの排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
 - (7) 病原体を用いる実験は、生物学用安全キャビネットの中で行う。
 - (8) オートクレーブは実験室内に置く。
 - (9) BSL3区域の出入口は施錠できるようにする。
 - (10)入室を許可された職員名簿に記載された者及び管理に関わる者以外の立入り を禁止する。
 - (11) BSL3 区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL4 本学では取扱いしない。
 - * 上位のBSL レベルでは下位のBSL レベルも含め満たすこと。

別表3 付表2 (実験室の安全設備)

病原体等取扱実験室の安全設備基準

	BSL				
	1	2	3	4	
実験室の独立性*1	不要	不要	必要	必要	
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	必要	必要	
換気:					
内側への気流	不要	不要	必要	必要	
制御換気系	不要	不要	必要	必要	
排気の HEPA 濾過	不要	不要	必要	必要	
入口部二重ドア(インターロック*2)	不要	不要	必要	必要	
エアロック*3	不要	不要	不要	必要	
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要	
前室*4	不要	不要	必要	必要*5	
排水処理*6	不要	不要	必要	必要	
オートクレーブ:					
管理区域内	不要	必要	必要	必要	
実験室内	不要	望ましい	必要	必要	
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要	
生物学用安全キャビネット	不要	必要* ⁷	必要	必要	
作業従事者の安全監視機能*8	不要	不要	必要	必要	

- *1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離
- *2 二重ドアで構成される部屋は前室に相当する。なお、インターロックドアとは同時に 2枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。
- *3 エアロックとは気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。
- *4 実験室につながる隣室。
- *5 BSL4実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーが相当する。
- *6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。
- *7 エアロゾルの発生のおそれがある場合は、安全キャビネットが必要。
- *8 たとえば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備など。

別表3付表3 (実験手技と安全機器)

病原体等のリスク群分類と、実験室の BSL 分類、実験室使用目的、 実験手技及び安全機器との関連

病原体等を取扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室(BSL1及びBSL2)と、封じ込め実験室(BSL3)、高度封じ込め実験室(BSL4)のいずれかに分類される。BSL1~4実験室の分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技や機器の運用方法に基づき決定される。実験手技と安全機器は、病原体等を取扱う際に必要な実験室のBSLを決定するための基準と、病原体等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、病原体等の取扱いBSLは複数の要因を複合的に判断して決定するため、病原体等のリスク群と使用すべき実験室のBSLは、厳密に1対1対応するものではない。

病原体等の リスク群	実験室の BSL	実験室の 使用目的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室	教育,研究	GMT	特になし(開放型実験
	-BSL 1			台)
2	基本実験室	一般診断検査,	GMT, 個人防護具, バ	開放型作業台+エアロ
	-BSL2	研究	イオハザード標識表示	ゾル発生の可能性があ
				る場合は BSC で行う
3	封じ込め実験	特殊診断検査,	上記 BSL 2 の各項目,	病原体の取扱いの全操
	室	研究	専用防護服, 立入厳重	作を BSC あるいは, そ
	-BSL3		制限,一方向性の気流	の他の一次封じ込め装
				置を用いて行う
4	高度封じ込め	高度診断検査	上記 BSL 3 の各項目,	クラスⅢBSC または,
(本学では取	実験室		エアロックを通っての	陽圧スーツとクラスⅡ
扱いしない)	-BSL4		入室, 退出時シャワー,	BSC に加え、両面オー
			専用廃棄物処理	トクレーブ、給排気は
				フィルター濾過

*略語:BSC:生物学用安全キャビネット,GMT:標準微生物学実験手技

別表4付表1

病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

ABSL1の動物実験は通常の動物実験施設,ABSL2以上の動物実験は動物実験施設内病原体等安全管理区域(動物安全管理区域)で行う。

ABSL 1

- (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来者の立入りを禁止する。
- (2) 防護服等を着用する。
- (3) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
- (4) 動物実験施設への昆虫や野ネズミの侵入を防御する。
- (5) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (6) 実験施設の壁・床・天井,作業台,飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

ABSL2

- (1) 入室は認可された者に限る。
- (2) 入口は施錠できるようにする (動物実験施設の入口でも可)。
- (3) 動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (4) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (5) 糞尿,使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (6) 動物実験施設内にオートクレーブを設置する。
- (7) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (8) 個人防護装備を着用する。
- (9) 手洗い器を設置する。
- (10) メス、注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。
- (11) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL3

- (1) 入室者を厳重に制限する。
- (2) 動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっていること。
- (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
- (4) 給排気系を調節することにより、常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われ

るようにする。

- (5) 排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
- (6) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
- (7) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。
- (9) 全操作及び飼育を生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。
- (10) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL4 本学では取扱いしない。

別表4付表2 (病原体等取扱動物実験室の安全設備基準)

病原体等取扱動物実験施設の ABSL 分類,実験手技,安全機器および設備基準

 $ABSL\ 1\sim 4$ の動物実験を実施し、また動物実験施設を運営するために、各 $ABSL\$ に対応する実験手技、安全機器および設備基準について下表にまとめた。なお実施にあたっては、「富山大学動物実験取扱規則」に従うものとする。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準	
1	通常の動物実験の条件と	特になし	通常の動物実験設備の条件	
	して、		として,	
	・標準動物実験手技		・動物実験施設の独立性	
	・標準微生物学実験手技		・立入者の管理・記録	
	・立入制限		• 動物逸走防止対策	
	・専用服		・昆虫・野ネズミ等の侵入防	
	を要する。		止	
			・室内、飼育装置などの洗	
			浄・消毒可能な仕様	
			を要する。	
2	ABSL 1 の要件に加え,	エアロゾル発生の恐れがあ	ABSL 1 の要件に加え,	
	・個人防護具	る場合は陰圧飼育装置及び	・立入者の制限	
	・バイオハザード標識表示	BSC, 動物実験施設内にオ	・動物安全管理区域からの	
	・糞尿・ケージ等の滅菌処	ートクレーブ	動物逸走防止対策	
	理,移動用密閉容器		を要する。	
	を要する。			
3	ABSL2の要件に加え,	全操作 BSC 使用	ABSL 2 の要件に加え,	
	・専用防護服および履物	飼育は動物飼育用 BSC, グ	・立入者の厳重制限	
	・2重以上の気密容器によ	ローブボックス,またはア	・出入口インターロック	
	る移動	イソレーションラックを使	・前室の設置	
	を要する。	用	・気流の一方向性	
		動物安全管理区域内にオー	・排気の HEPA ろ過	
		トクレーブ	・作業者の安全監視機能	
			を要する。	
4	ABSL3の要件, 及びその	ABSL3の要件,及びその他	ABSL3の要件, 及びその他	
(本学で	他は BSL 4 に準じる	は BSL 4 に準じる	は BSL 4 に準じる	
は取扱				
しない)				

*略語:BSC:生物学用安全キャビネット

別表5付表1 特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

所持等の禁止 [一種病原体等]

- ○エボラウイルス○クリミア・コンゴ出血 熱ウイルス
- ○痘そうウイルス
- 〇南米出血熱ウイルス
- ○マールブルグウイルス ○ラッサウイルス

所**持等の許可** [二種病原体等]

- OSARSコロナウイルス
- 〇炭疽菌
- 〇野兎病菌 〇ペスト菌
- 〇ボツリヌス菌
- 〇ボツリヌス毒素

所持等の届出 [三種病原体等]

- OMERSコロナウイルス、OSFTSウイルス
- OQ熱コクシエラ、O狂犬病ウイルス
- 〇多剤耐性結核菌
- 〇コクシジオイデス真菌
- 〇サル痘ウイルス
- ○腎症候性出血熱ウイルス
- 〇西部ウマ脳炎ウイルス
- ○ダニ媒介脳炎ウイルス
- 〇オムスク出血熱ウイルス
- 〇キャサヌル森林病ウイルス
- ○東部ウマ脳炎ウイルス
- 〇二パウイルス、〇日本紅斑熱リケッチア
- 〇発しんチフスリケッチア、
- 〇ハンタウイルス肺症候群ウイルス、
- OBウイルス、O鼻疽菌
- Oブルセラ属菌
- ○ベネズェラウマ脳炎ウイルス
- 〇ヘンドラウイルス
- 〇リフトバレーウイルス、〇類鼻疽菌
- ○ロッキー山紅斑熱リケッチア



- ○病原体等の種類について厚生労働 大臣への事後届出(7日以内)
- 〇運搬の届出(公安委)

基準の遵守

[四種病原体等]

- ○インフルエンザウイルス(血清亜型がH2N2のもので新型インフルエンサー 等感染症の病原体を除く)
- ○インフルエンザウイルス(血清亜型H5N1, H7N7, H7N9のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)
- 〇新型インフルエンザ等感染症の病 原体
- ○黄熱ウイルス
- ○クリプトスポリジウム
- 〇結核菌(多剤耐性結核菌を除く。)
- 〇コレラ菌
- 〇志賀毒素
- 〇赤痢菌属
- 〇チフス菌
- 〇腸管出血性大腸菌
- OパラチフスA菌
- ○ポリオウイルス ○ウエストナイルウイルス
- 〇オウム病クラミジア
- 〇デングウイルス
- 〇日本脳炎ウイルス
- OSARS-CoV-2ウイルス



○国又は政令で定める

法人のみ所持(施設の

指定が必要)、譲渡及

び譲受けが可能(痘そ

うウイルスは除く)

指定が必要

〇発散行為の処罰

○輸入については、別途

〇運搬の届出(公安委)



○試験研究等の目的

び譲受けが可能

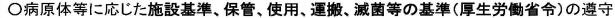
〇運搬の届出(公安委)

で厚生労働大臣の

許可を受けた場合に、

所持、輸入、譲渡し及





- 〇厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査
- 〇厚生労働大臣による改善命令
- 〇改善命令違反に対する罰則



別表 5 2

一種~四種病原体等所持者と法律上の義務一覧

義務項目	一種	二種	三種	四種
所持・輸入の大臣指定	0			
所持・輸入の許可		0		
所持・輸入の届出			0	
感染症発生予防規程の作成	0	0		
病原体等取扱主任者の選任	0	0		
教育訓練	0	0		
滅菌譲渡	0*	0*	0	\circ
記帳義務	0	0	0	
施設の基準	0	0	0	0
保管等の基準	0	0	0	0
運搬の届出 (都道府県公安委員会宛)	0	0	0	
事故届出	0	0	0	0
災害時の応急措置	0	0	0	0

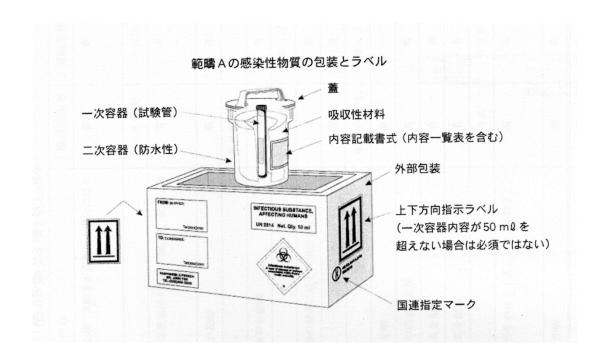
^{*} 一種、二種病原体等については、病院、検査機関等が業務に伴い所持することとなった場合に加え、所持に係る指定、許可の取消し等の場合にも、滅菌譲渡等の義務あり。

特定病原体等の運搬体制

種 (最低人数)	運転者	同行者 (知識を有する者)	運転責任者	見張人	備考
一種	車両あたり1名	車列あたり1名	車列あたり1名	車列あたり1名以上	状況に応じ、追加的に
— <u>/</u> 里	(長距離の場合は車両あ	*病原体等取扱主任者又は	*長距離の場合	*運搬実施体制を鑑	必要な措置を講ずる
(4名)	たり2名	同等の要件を満たす者(研究	+1(副運行責任	み減らすことは可能	ことが望ましい
(4.41)		者等)	者をおく)		
二種	車両あたり1名	車両あたり1名	運転者、同行者又	車両あたり1名以上	状況に応じ、伴走車両
1里	(長距離の場合は車両あ	*病原体等取扱主任者の用	は見張人のいず	*運搬実施体制を鑑	による車列編成など
(3名)	たり2名)	件と同等の要件を満たす者	れかをもって充	み減らすことは可能	追加的に必要な措置
(3/1)		又は講習会受講修了者	てる		を講ずることが望ま
					しい
三種	車両あたり1名	車両あたり1名	運転者又は同行		状況に応じ、見張人の
1里	(長距離の場合は車両あ	*病原体等取扱主任者の用	者のいずれかを		配置など追加的に必
(2名)	たり2名)	件と同等の要件を満たす者	もって充てる		要な措置を講ずるこ
(2 41)		又は講習会受講修了者			とが望ましい
四種	運転者は、必要に応じて、				
四個	病原体等の安全な取扱い				
(1 名)	に関する資料の確認など				
(1.41)	安全確保に努める				

特定病原体等の安全運搬マニュアル、厚生労働省結核感染症課・警察庁出典

別表 7 病原体等の運搬のための容器包装



(IATA: International Air Transport Association(国際航空運送協会), カナダ・モントリオール)

「実験室バイオセーフティ指針(WHO第3版)」より

一種~四種病原体等を運搬する場合は、すべてカテゴリーAの容器に入れて運搬する必要がある。

範疇Aの感染性物質

「その物質へのばく露によって、健康なヒトまたは動物に恒久的な障害や、生命を脅かす様な、あるいは致死的な疾病を、引き起こす可能性のある状態で輸送される感染性物質をいう。」

「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2007-2008版」(WHO版) 日本語訳・監修 国立感染症研究所

記帳事項に関する一覧(感染症法第56条の23)

	省令での記載項目	頭目 記帳の内容 1		2種病原体等	3 種病原体等
病	受入れ又は払出しに係る病原体等の種類(毒素	事業所ごとに受入れ元, 払出し先を記帳(実験室が複数ある場合にはそ	有	有	有
病原体等	にあってはその種類及び量)	れら実験室ごとに記帳)			
34	病原体等の受入れ又は払出しの日時	年月日·時刻	年月日	年月日	
	病原体等の保管の方法及び場所 受入れした病原体等の保管形態及び保管場所を記帳(同上),使用ごと			有	有
		の保管庫の施錠状況も記帳			
	使用に係る病原体等の種類	実験室での使用ごとに、その使用者が記帳	有	有	有
	病原体等の使用に係る日時	病原体等を使用した時刻を記帳	年月日·時刻	-	-
	滅菌等に係る病原体等の種類	実験室ごとに滅菌・無害化した病原体等を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等の日時	滅菌・無害化の日時を記帳	年月日。時刻	年月日	年月日
	病原体等の滅菌等の方法及び場所	滅菌・無害化の条件等を記載(委託等の場合にはその場所も記帳)	有	有	有
人	実験室等に立入り又は退出に係る者の氏名	実験室ごとに記帳	有	有	有
	実験室等への立入り又は退出の日時	実験室ごとに記帳	年月日·時刻	年月日	年月日
		病原体等を使用の有無を含め目的を記帳	有	-	1
		病原体等を受入れ、払い出しした者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の使用に従事する者の氏名	実験室で病原体等を使用した者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等に従事する者の氏名	病原体等を滅菌・無害化した者の氏名を記帳	有	有	有
施設	病原体等取扱施設の点検等の実施日時	事業所ごとに記帳	年月日	年月日	年月日
政	点検を行った者の氏名	事業所ごとに記帳(実験室ごとに担当者が分かる場合には,実験室ごと	有	有	有
		の者の氏名を記帳)			
	点検の内容、結果及びこれに伴う措置内容	措置を伴う項目については具体的に記帳	有	有	有
教育	教育訓練の実施年月日、対象者及び内容等	教育訓練ごとに記帳	有	有	有

病原体等を取扱うに必要な教育訓練

対 豺	入	教 育 訓 練 項 目	回 数 等	備考
病原体等の取扱い,	管理区域に立入る者	・病原体等の性質	年1回以上	・病原体等のセキュリティ及
管理又はこれに付		・病原体等の管理		びセーフティについて,項目
随する業務に従事		・ 病原体等による感染症の発生の予防		ごとに、その詳細な内容の教
する者		及びまん延の防止に関する法令		育等を行う。
		· 感染症発生予防規程		
	管理区域に立入らない	・ 病原体等の管理	年1回以上	・主に病原体等のセキュリテ
	者	・ 病原体等による感染症の発生の予防		ィについて、項目ごとに、一
		及びまん延の防止に関する法令		般的事項(概要)を中心とし
		· 感染症発生予防規程		た教育等を行う。
その他の者		・病原体等による感染症の発生の予防・	必要に応じて適宜	・設備のメンテナンスに立入
		まん延防止に関して必要な事項		る者, 施設の見学者, 共同研
				究者等が対象となる。
				・対象者に応じた必要最低限
				の教育等を行う。

註 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は、教科担当の教員等による教育訓練をもって代えるものとする。

災害時の対応内容(感染症法第56条の29)

- 1. 火災発生時・延焼の恐れがある場合に、消火又は延焼防止に努めるとともに、直ちに別に定める連絡体制に従い連絡する。
- 2. 感染症の発生・まん延防止に必要がある場合には、病原体取扱施設内にいる者、運搬に従事する者、又はこれらの付近にいる者に対して非難を警告。
- 3. 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、縄を張る・標識を設ける・見張り人をつける等により、関係者以外の者が入らないための措置を講ずるように努めること。
- 4. その他, 感染症の発生・まん延防止に必要な措置。
- 5. 上記の緊急作業を行う場合には、防御具の着用、ばく露時間の短縮等により、ばく露を できる限り少なくするものとすること。

別表11

感染症発生予防規程対照表(感染症法第 56 条の 18)

	省令第 31 条の 21 での記載項目	具体的内容	本学病原体等安全管理規
	1 1 分 31 未 0 21 (0)	关体1071 <u>4</u>	
			則の該当部分
組織及び職	病原体等取扱主任者その他の病	管理委員会の設置を含む事業所全	学長の責務:第3条
務	原体等の取扱い及び管理に従事	体の組織体制,委員会の管理・運営	病原体等取扱主任者:第5
	する者に関する職務及び組織に	等。予防規定の制定・改廃,立入り	条
	関すること	検査等への立会い,従事者等への教	安全管理体制:第3条から
		育訓練, 所持者に対する意見具申な	第8条
		ど, 病原体等取扱主任者の職務の規	予防規定の制定・改廃:第
		定。	31条,第 32条
管理区域	病原体等の取扱いに従事する者	管理区域,実験室等への人の立入り	第 4 条, 第 15 条
	であって,管理区域に立入る者の	制限	
	制限に関すること		
	管理区域の設定並びに管理区域	管理区域の設定, 管理区域内の遵守	第 4 条, 第 11 条, 第 15
	の内部において感染症の発生を	事項等	条
	予防し,及びそのまん延を防止す		
	るために講ずる措置に関するこ		
	٤		
施設の維持	一種病原体等取扱施設又は二種	定期的な点検、必要な措置等。点検	第11条, 第17条
管理	病原体等取扱施設の維持及び管	結果の記録 (→記帳)。	
	理に関すること		
病原体等の	病原体等の使用,保管,運搬及び	病原体等の使用,保管,滅菌等の基	第 10 条から第 14 条,第
取扱等	滅菌譲渡に関すること	準の遵守事項・手続等。保管状況(施	16条,第17条
		錠、鍵の管理等を含む)の確認等。	
		事業所内の運搬の規定。	
	病原体等の受入れ、払出し及び移	病原体等のみだりな移動の制限, 受	第 10 条から第 14 条,第
	動の制限に関すること	入れ、払い出しの手続等	17条
教育訓練	病原体等による感染症の発生を	教育訓練の対象者及びその内容等。	第 19 条
	予防し、並びにそのまん延を防止	(実施要領は別途事業所ごとに規	
	するために必要な教育及び訓練	定。)	
	に関すること		
健康管理等	病原体等にばく露した者又はば	病原体等取扱者の定期的な健康診	第 20 条, 第 23 条から第
	く露した恐れのある者に対する	断。病原体等にばく露した場合の必	27条
	保健上の必要な措置に関するこ	要な措置等。	
	٤		
<u>L</u>	I.	1	

記帳等	法第56条の23に規定する記帳及	病原体等の管理,人の立入り等に係	第 17 条
	び保存に関すること	る記帳。保存方法。	
情報管理	病原体等の取扱いに係る情報の	病原体等の取扱いに係る情報への	第 18 条
	管理に関すること	アクセス制限等	
事故等対応	病原体等の盗取, 所在不明その他	連絡体制,警察署等への届出の手続	第 21 条
	の事故が生じた時の措置に関す	等	
	ること		
応急措置	災害時の応急措置に関すること	災害発生時の連絡・通報体制、汚染	第 22 条
		拡大の防止,関係者以外の立入禁止	
		等の応急措置等。届出の手続等。	
その他	その他病原体等による感染症の	その他必要な事項	第 28 条,第 29 条
	発生の予防及びまん延の防止に		
	関し必要な事項		

病原体等取扱実験室等設置承認申請書

富山大学長 殿

申請者	所属	
T 0 H 1 H	1/1/12	

E]		式 名 :
V 申	、て申請します。 申請年月日 年 月 日 □新規 □変更 既月		実験室設置等の承認につ 受付番号 (該当項目にチェック)
	1. 実験室の名称 		
	2. 実験室管理者	所属・職名・氏名: 連絡先:	印
	3. BSL/ABSL 分類		
	4. 実験室の概要 (BSL 分類の場合は 左の欄にチェック, ABSL 分類の場合は 左右両方の欄に チェックのこと)	以下の該当する項目にチェックする。 BSL2 □ 生物学用安全キャビネット □ オートクレーブ □ 実験室の施錠 □ バー 実験室の施錠 □ バー 実験室の施錠 □ バー に に に に に に に に に に に に に に に に に に	分類がABSLの場合は以下の項目にもチェックする。 ABSL1 □ 防護服の着用 □ 立入者の管理・記録 □ 動物逸走防止策 □ 昆虫・野ネズミ等の侵入防止 □ 室内,飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様 ABSL2 □ 手洗い器の設置 □ 立入者の制限 □ 動物安全管理区域からの動物 逸走防止対策

5. 特記事項 ※変更の場合は、変更 点及び変更理由等を記 入すること。	・主たる使用者等
6. 事務記入欄	現地確認月日: 年 月 日 現地確認者:病原体等安全管理委員会 現地確認項目:病原体等安全管理委員会規則に定める実験室の安全設 備及び運営基準 現地確認結果: □ 良好であった。 □ その他
7. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号:第 号 富 山 大 学 長

注意事項

- ①申請者は実験室管理者であること。
- ②実験室の概略図を添付の事。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

病原体等取扱実験室等使用終了届

膏	111	大	***	Ħ.	殿
呂	Ш	人	7	12	烘▽

届出日	令和	年	月	日	
届出者	所属_				
	氏名				卸

所轄実験室(検査室)について、富山大学病原体等安全管理規則第 11 条第 4 項の 規定に基づき、病原体等取扱(実験室・検査室)として終了することを届出ます。

- 1. 実験室等名
- 2. 使用終了年月日

令和 年 月 日

3. 取扱病原体等の名称・BSL分類

注意事項 届出者は病原体等取扱責任者であること。

	病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
	扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長
L				

監視伝染病病原体取扱申請書

富山大学長 殿

	申請日	令和	年	月	日	
	申請者	所属_				
		氏名_				印
1. 監視伝染病病原体の名称(種別,						
BSL)(毒素にあっては,名称,						
種類及び数量)						
2. 監視伝染病病原体を取り扱う目的						
3. 監視伝染病病原体の実験方法						
4. 実験に必要な期間	令和	年	月	日 ~ 令和	年	月
				日		
5. 実験終了後の監視伝染病病原体等						
の措置(消毒, 滅菌法, 保管方法等						
について記入すること。)						
6 監視伝染病病原体等の取扱責任者						
7. 監視伝染病病原体等の取扱者	所 属					
	職名					
	氏 名					
	連絡先					
*動物実験を行う場合	1. 行う					
	動	物実験施	設の使用	(1. 有	2. 無)
	動	物を取扱	う講習受講	毒(1. 有	2. 無)
	2. 行わない	()				
8. 実験室等名						
9. 監視伝染病病原体等を外部から受						
入れる場合 (外部機関名, 外部機						
関の取扱責任者名,分与・譲渡承						
認日及びその他)						

- 注意事項 ① 届出者は監視伝染病病原体等取扱の責任者であること。
 - ② 海外から輸入する場合は、輸入許可書等の写しを添付すること。
 - ③ 国内であっても、外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

監視伝染病病原体 分与·譲渡 申請書

富山大学長 殿

申	請日	令和	年	月	日	
申	請者	所属_				
		氏名_				印
八片, 溶油十、贮坩仁洗 住住 匠 休 の 夕						

	以名
1. 分与・譲渡する監視伝染病病原体	ぶの名
称(種別, BSL)(毒素にあっては, 名称	尔,種
類及び数量)	()
2.分与・譲渡先の外部機関の輸入許可	「の有 (有・無) 有の場合は、相手側の機関の受入れ許可証明書又は確認書の
無又は届出確認の有無	写しを添付すること
	無の場合は、その理由を次の中から選ぶこと
	1. 国内分離株のため
	2. 海外分離株だが検疫感染症や感染症法の届出感染症の病原体でないため
	3. その他:理由()
3. 移 動 理 由	
4. 許可の有無(重点管理家畜伝染	投 病病
原体と要管理家畜伝染病病原	体の
場合のみ)*注③	
分与・譲渡先機関名	
分与・譲渡先機関の責任者	所属・氏名
	住所
	TEL · e-mail
5. 移 動 方 法	1. 郵便 2. 配達業者 3. 持参 4. その他
6. 監視伝染病病原体の取扱責	任者 職 名: 氏 名:
施設名・搬出実験室等名	施設名: 実験室等名:
監視伝染病病原体の取扱者	
所属講座等の長	
7. 移動予定日	令和 年 月 日
8. 備 考	
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ 	

注意事項

- ① この申請書は、監視伝染病病原体を本学以外の機関へ分与・譲渡する場合に提出する。
- ② 申請者は監視伝染病病原体の取扱責任者であること。
- ③「4. 許可の有無」の欄は、家畜伝染病予防法に基づく分与・譲渡先の監視伝染病病原体の取扱責任者許可の有無を記載すること。
- ④相手側からの分与・譲渡の依頼書 (施設見取り図等含む)を添付する。
- ⑤ 分与若しくは譲渡のいずれかを○で囲む。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

監視伝染病病原体滅菌廃棄届

富山大学長 殿

届出日	令和	年	月	日	
届出者	所属				
	氏名				印

			()	
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
職名:		氏名:			
TEL(内線):		e-mail:			
	令和 職名:	令和 年 職名:	令和 年 月 職名: 氏名:	令和 年 月 日 職名: 氏名:	令和 年 月 日 職名: 氏名:

注意事項

- ① この申請は、監視伝染病病原体について、滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は監視伝染病病原体の取扱責任者であること。
- ③ 備考は、特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

特定病原体等取扱申請書

富山大学長 殿

申請日	令和	年	月	日	
申請者	所属				
	氏名				印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき、特定病原体等の取扱いを申請いたします。

2.	特定病原体等の名称(種別, BS							
	L)(毒素にあっては, 名称, 種類							
	及び数量)							
2.	特定病原体等を取り扱う目的							
3.	特定病原体等の実験方法							
4.	実験に必要な期間	f	介和	年	月	日 ~ 令和	年	月
						目		
5.	実験終了後の特定病原体等の措置							
	(消毒,滅菌法,保管方法等につい							
	て記入すること。)							
6.	特定病原体等の取扱責任者							
7.	特定病原体等の取扱者	所	属					
		職	名					
		氏	名					
		連	絡先					
	*動物実験を行う場合	2.	行う					
			動	物実験施	記の使用	(1. 有	2. 無)
			動	物を取扱	めう講習受調	構(1. 有	2. 無)
		2. 1	テわな ₩	, \				
8.	実験室等名							
9.	特定病原体等を外部から受入れる							
	場合 (外部機関名, 外部機関の取							
	扱責任者名,分与・譲渡承認日及							
	びその他)							

注意事項 ① 届出者は特定病原体等取扱の責任者であること。

- ② 海外から輸入する場合は、輸入許可書等の写しを添付すること。
- ③ 国内であっても、外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

特定病原体等 分与・譲渡 申請書

富山大学長 殿

所属			
氏名			印
	所属 氏名	 <u> </u>	

富山大学病原体等安全管理規則第13条第3項の規定に基づき、特定病原体等の分与・譲渡について申請 します。

- 3. 7 0	
1. 分与・譲渡する特定病原体等の名称	
(種別, BSL)(毒素にあっては, 名称, 種類	
及び数量)	()
2.分与・譲渡先の外部機関の輸入許可の有	(有・無) 有の場合は、相手側の機関の受入れ許可証明書又は確認書の
無又は届出確認の有無	写しを添付すること
	無の場合は,その理由を次の中から選ぶこと
	1. 国内分離株のため
	2. 海外分離株だが検疫感染症や感染症法の届出感染症の病原体でないため
	3. その他:理由()
3. 移 動 理 由	
4. 許可の有無(二種のみ)*注③	
分与・譲渡先機関名	
分与・譲渡先機関の責任者	所 属・氏名
	住所
	TEL • e-mail
5. 移 動 方 法	1. 郵便 2. 配達業者 3. 持参 4. その他
6. 特定病原体等の取扱責任者	職 名: 氏 名:
施設名・搬出実験室等名	施設名: 実験室等名:
特定病原体等の取扱者	
所属講座等の長	
7. 移 動 予 定 日	令和 年 月 日
8. 備 考	
V). ## ####	

注意事項

- ① この申請書は、特定病原体等を本学以外の機関へ分与・譲渡する場合に提出する。
- ② 申請者は特定病原体等の取扱責任者であること。
- ③「4. 許可の有無」の欄は、感染症法に基づく分与・譲渡先の二種病原体等許可所持者の許可の有無を記載すること。
- ④ 相手側からの分与・譲渡の依頼書(施設見取り図等含む)を添付する。
- ⑤ 分与若しくは譲渡のいずれかを○で囲む。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

特定病原体等滅菌廃棄届

富山大学長 殿

届出日	令和	年	月	日	
届出者	所属				
	氏名				印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第4項及び第16条第2項の規定に基づき,特定 病原体等の滅菌廃棄について届出ます。

	滅菌廃棄する特定病原体等の						
名	「称(種別)(毒素にあっては名						
秋	下,種類及び数量)					()
2.滅	菌廃棄の理由						
3.	滅菌廃棄の理由発生日		令和	年	月	日	
4.	滅菌廃棄の方法						
5.	滅菌廃棄予定日		令和	年	月	日	
6.	特定病原体等の取	職名:		Į	氏名:		
	扱 責 任 者						
	連絡先	TEL(内線)):		e-mail:		
	保管場所 (施設名, 実験室等						
	名)						
	特定病原体等の取扱者						
	所属講座等の長						
7.	備考						

注意事項

- ① この申請は、特定病原体等について、滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は特定病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は、特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

BSL3 病原体等取扱申請書

(特定病原体および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富	111	十	学	長	殿
ш	\mathbf{H}	\mathcal{I}	7	IX.	1/30

	届出	日 名		年	:		月		日				
	届出	者 戸	斤属										
			氏名										印
1.	BSL3病原体等の名称(種別, BS												
	L)(毒素にあっては,名称,種類及び												
	数量)												
2.	病原体等を取扱う目的												
3.	病原体等の実験方法												
4.	実験に必要な期間		令和	年	月	目	\sim	令和	年	月	目		
5.	実験終了後の病原体等の措置												
	(消毒,滅菌法,保管方法等について記												
	入すること)												
6.	病原体等取扱責任者												
7.	病原体等取扱者	所	属										
		職	名										
		氏	名										
		連絡	各先										
	*動物実験を行う場合	1. 1	手 う										
			動物実	験施記	2の仮	も 用		(1.	有		2.	無)
			動物を	取扱 き	講習	習受詞	冓	(1.	有		2.	無)
		2. 行	わない										
8.	取扱場所 (実験室等名)												
9.	病原体等を外部から受入れる場合(外			_									
	部機関名,外部機関の取扱責任者名,												
	分与・譲渡承認日及びその他)												

- 注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。
 - ② 海外から輸入する場合は、輸入許可書等の写しを添付すること。
 - ③ 国内であっても、外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること

の長

BSL3 病原体等 分与・譲渡 申請書

(特定病原体等および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

申請日 令和 年 月 日

氏名_____

年

月

日

印

申請者 所属____

富山大学長 殿

1. j	分与・譲渡するBSL3病原体等										
の名	称(種別)(毒素にあっては、名										
称,	種類及び数量)								()
2.病	原体等の分与・譲渡先の外部	(有	• 無) 有	の場合は,	相手側	の期間の受	入れ許	可証明	明書又に	は確認書の
機関	の輸入許可の有無又は届出確			写	しを添付す	-るこ	と				
認の	有無			無	の場合は,	そのヨ	理由を次の中	から選	こぶ髪	と	
		1. 国内	內分離	株のため	5						
		2. 海ダ	卜分離	株だが枕	食疫感染症	や感染	症法の届出原	感染症	の病原	原体でな	いため
		3. その)他:	理由()
3. ₹	多動理由										
4.	分与・譲渡先機関名										
	分与・譲渡先機関の責任者	所 属									
		氏 名									
		住所									
		TEL									
		e-mai	1:								
5. 利	多動 方 法	1. 郵	便	2.	配達業者	Ĺ	3. 持参		4.	その他	ī
6.	病原体等取扱責任者	職名	<u>:</u>				氏名:				
	施設名・搬出実験室等名	施設名	<u>:</u>				実験室等名	:			
	病原体等取扱者										
	所属講座等の長										

令和

注意事項

8. 備 考

7. 移動予定日

- ① この申請書は、病原体等を本学以外の機関へ分与・譲渡する場合に提出する。
- ② 申請者は病原体等取扱責任者であること。
- ③ 相手側からの分与・譲渡依頼書(施設見取り図等含む)を添付する。
- ④ 分与若しくは譲渡のいずれかを○で囲む。

病原体等取	病原体等取	申請者所属	申請者所属
扱主任者	扱副主任者	部局等の長	講座等の長

BSL3病原体等滅菌廃棄届

(特定病原体等および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富	Ш	大	学	長	殿

	油口			月	P		
	届出						
		氏名_				印	
1.	滅菌廃棄するBSL3						
	病原体等の名称(種別,BSL)						
	(毒素にあっては、名称、種類及び					()
	数量)						
2.	滅菌廃棄する理由						
	光						
3.	滅菌廃棄の方法						
4.	滅菌廃棄予定日		令和	年	月	日	
5.	病原体等取扱責任者	職名:			氏名:		
	連 絡 先	内線)	:		e-mail:		
	実験室等名						
	病原体等取扱者						
	所属講座等の長						
6.		当該病原体	保持期間	:			

注意事項

- ① この届は、BSL3病原体等について、滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は、特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等保管·取扱届

富山大学長	殿						
		届出日	令和	年	月	目	
		届出者	所属				
		(病原体	\$\$ 取扱者	')			
			氏名				即

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき、特定病原体等以外のBSL1,2病原体等の取扱いについて届出ます。

2.	BSL1, 2病原体等の名称(種別)(毒		
	素にあっては、名称、種類及び数量)		
2.	病原体等のレベル		
3.	レベルの根拠		
4.	動物実験の有無	2.	行う
			動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無)
			動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無)
		2.	行わない
5.	保管および実験場所		
6.	病原体等を外部から受入れる場合(外		
	部機関名,外部機関の取扱責任者名,		
	分与・譲渡承認日及びその他)		

注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。

② 海外から輸入する場合は、輸入許可書等の写しを添付すること。



BIOHAZARD

関係者以外立入禁止

実 験 室 名	
BSL レベル	
実験室管理者	
緊急時の連絡先 電話番号	

国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則

平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 4 月 1 日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「法律」という。)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。)、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年度文部科学省・環境省令第1号。以下「二種省令」という。)及び関連した告示(以下「法律等」という。)に基づき、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)における遺伝子組換え生物等の使用等を行う実験(以下「実験」という。)を計画し、実施する際に遵守すべき必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「部局等」とは、実験を実施しようとする各学部等をいう。
- 2 この規則の解釈に関する用語の意義については、法律等に定めるところによる。 (学長、理事及び部局等の長の責務)
- 第3条 学長は、本学における実験の安全管理に関し総括する。
- 2 学長が指名した理事は、本学における実験の安全管理に関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。
- 3 部局等の長は、法律等及びこの規則に定めるところに従い、当該部局において行う実験の安全確保に努めなければならない。

(委員会)

- 第4条 学長は、実験について調査・審議するため、国立大学法人富山大学遺伝子組換え 生物等使用実験安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、実験に関して学長及び部局等の長に対し意見を述べることができる。
- 3 学長及び部局等の長は、前項の意見を尊重し、何らかの措置を講ずるものとする。
- 4 委員会は,必要に応じ実験管理者及び安全主任者に対し,報告を求めることができる。
- 5 委員会に関する規則は、別に定める。

第2章 安全主任者等

(遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者)

- 第5条 実験の安全確保について部局等の長を補佐するため、遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者(以下「安全主任者」という。)を置く。
- 2 安全主任者は、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止する ための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した部局等 の教員をもって充てる。
- 3 安全主任者は、当該部局等の長が推薦し、学長が任命する。

4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全主任者の任務)

- 第6条 安全主任者は、実験の安全確保に関し、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
 - (1) 実験が法律等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験管理者及び実験従事者に対して指導助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関して必要な事項の処理に当たること。
- 2 安全主任者は、前項に規定する任務を果たすに当たり、委員会と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

(実験管理者)

- 第7条 実験ごとに、実験計画の遂行について責任を負う者として、実験管理者を定めなければならない。
- 2 実験管理者は、実験従事者のうち、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員のうちから定めなければならない。

(実験管理者の任務)

- 第8条 実験管理者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
 - (1) 実験計画の立案及び実施に際して、法律等及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
 - (2) 実験従事者に対し、実験の安全確保に必要な教育訓練を行うこと。
 - (3) 実験の安全確保及び拡散防止措置の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合 又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、部局等 の長、委員会及び安全主任者に報告すること。
 - (4) 実験の終了又は中止の報告を行うこと。
 - (5) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第9条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たって安全確保及び拡散防止措置について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通、習熟し、実験管理者の指示に従わなければならない。

第3章 実験計画

(機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

- 第 10 条 機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等を所属部局等の長を経て、学長に提出し、その承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。
- 2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの

決定を行うものとする。

(大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

- 第11条 大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等に加えて二種省令に定める様式により申請書を作成し、所属部局等の長を経て、学長に提出しなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。
- 2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの決定を行い、承認した実験計画について文部科学大臣の確認を求めるものとする。 (遺伝子組換え生物等の第一種使用等の手続き)
- 第 12 条 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする実験管理者は、安全主任者 の同意を得た上で、実験計画を作成し、所属部局等の長を経て、学長に申請しなければ ならない。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て妥当と認められた場合に、 当該計画の生物多様性影響評価の実施、第一種使用規程の作成等、法律等に定められた 作業の実施を承認する。
- 3 実験管理者は、前項で承認を受けた研究計画につき、法律等で定められた生物多様性 影響評価を行い、申請書及び生物多様性影響評価書を作成し、委員会に提出しなければ ならない。
- 4 委員会は、提出された申請書及び生物多様性影響評価書の法律等への適合性を審議する。
- 5 学長は、委員会の意見を聴いて、当該申請を承認するか否かの決定を行い、 承認した研究計画については、文部科学大臣に申請するものとする。

(承認通知)

- 第 13 条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局等の長にその旨通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた部局等の長は、安全主任者及び当該実験管理者にその旨通知する ものとする。

(審査基準)

第 14 条 委員会は,法律等に定める拡散防止措置等に関する基準に対する適合性及び実験 従事者の訓練経験の程度等に基づき実験計画等を審査するものとする。

第4章 実験の安全確保のための措置

(実験室等及び実験設備の管理及び保全)

- 第 15 条 部局等の長は、拡散防止措置等に係る実験室等及び実験設備を法律等に定める 基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。
- 2 実験管理者は、施設・設備について法律等に定める拡散防止措置等の基準に適合するように維持しなければならない。

(実験に係る表示)

第 16 条 実験管理者は、実験が進行中の場合又は遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物を保管する場合は、法律等で定めるところにより表示しなければならない。

(点検)

- 第 17 条 実験管理者は、実験室等及び実験設備の管理保全の状態を適宜点検しなければ ならない。
- 2 実験管理者は、前項の点検で異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を部局等の長を通じて学長及び安全主任者に報告するものとする。

(実験室等への立入り)

- 第 18 条 実験管理者は、実験関係者以外の者の実験室等への立入りについては、当該実験の程度に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。
- 2 P3レベル以上の実験を行う実験管理者は,実験従事者以外の者(安全主任者を除く。) を実験室等に立ち入らせたときは,管理簿に必要な事項を記入し,当該帳簿を当該実験 終了後,5年間保管しなければならない。

(実験試料等の取扱い等)

- 第 19 条 実験管理者は、実験従事者に対し、実験の開始前及び実験中において、常時実験に用いられる核酸供与体、供与核酸の種類、宿主及びベクター等が拡散防止措置等の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。
- 2 実験管理者は、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬について、 管理簿に記録を作成し、保存しなければならない。ただし、P2、P2A、P2P又は LS1レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代える ことができる。
- 3 遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供する場合は、法律等に定める情報及び当該遺伝子組換え生物等を適切に取扱うために供給することが望ましいと判断される情報を提供しなければならない。また、遺伝子組換え生物等を譲渡された際に提供を受けた情報等については、実験が終了又は中止するまで保管しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、実験従事者は、実験試料の取扱いに当たっては、法律等に定められた注意事項を遵守しなければならない。

(実験の記録及び報告)

- 第20条 実験管理者は、実験中は記録簿に実験の記録を行い、当該実験終了後5年間保存しなければならない。ただし、P2、P2A、P2P又はLS1レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。
- 2 実験管理者は,実験が終了したとき又は実験を中止したときは,速やかに所定の報告書を作成し,部局等の長を経て,学長に報告しなければならない。

第5章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

- 第 21 条 実験管理者は、実験開始前に実験従事者に対し、法律等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。
 - (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術
 - (2) 拡散防止措置等に関する知識及び技術
 - (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識

(4) 事故発生の場合の措置に関する知識

(健康管理)

- 第22条 部局等の長は、実験従事者に対し、学校保健法(昭和33年法律第56号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等に基づき必要な健康管理を行うものとする。
- 2 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意し、次の各号の一に該当するときは、速やかに部局等の長に報告するものとする。
 - (1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
 - (2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され除去できないとき、又は感染をおこす 可能性があるとき。
 - (3) 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
 - (4) 遺伝子組換え生物等により健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期に わたる病気にかかったとき。
- 3 部局等の長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査し、必要な措置を講ずるとと もに学長に報告しなければならない。

第6章 緊急事態発生時の措置

(緊急事態発生時の措置)

- 第 23 条 実験管理者及び実験従事者は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちにその旨を当該部局等の長及び安全主任者に通報するとともに、災害防止のための応急の措置を講じなければならない。
 - (1) 地震,火災等の災害によって遺伝子組換え生物等が実験施設外へ漏出し,又は漏出するおそれのあるとき。
 - (2 遺伝子組換え生物等によって人体や実験施設が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- 2 前項の規定により通報を受けた部局等の長及び安全主任者は、直ちに適切な措置を講 ずるとともに、当該部局等の長にあってはこの旨を学長に報告しなければならない。

第7章 雜則

第24条 この規則に定めるもののほか,実験の安全確保に関し必要な事項は,学長が別に 定める。

附則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学遺伝 子組換え生物使用実験安全管理規則に基づき承認された実験計画については、この規則 により承認されたものとみなす。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正 平成24年10月1日改正 平成27年3月25日改正 平成29年3月14日改正 平成30年3月27日改正 平成31年1月29日改正 令和元年12月24日改正 令和2年10月27日改正 令和4年1月25日改正 令和4年3月22日改正 令和4年9月27日改正 令和4年10月25日改正 令和4年12月6日改正 令和5年3月22日改正

平成18年4月1日改正 平成19年10月1日改正 平成20年7月8日改正 平成22年4月1日改正 平成26年9月9日改正 平成28年2月9日改正 平成29年6月27日改正 平成30年11月13日改正 令和元年6月25日改正 令和2年1月28日改正 令和3年3月9日改正 令和4年2月22日改正 令和4年6月28日改正 令和4年10月11日改正 令和4年11月22日改正 令和5年1月24日改正

目次

第1章 総則(第1条~第4条)

第2章 任免 (第5条~第24条)

第1節 採用(第5条~第7条)

第2節 昇任及び降任(第8条, 第9条)

第3節 異動 (第10条)

第4節 休職 (第11条~第14条)

第5節 退職及び解雇 (第15条~第24条)

第3章 給与(第25条)

第4章 服務 (第26条~第30条)

第5章 知的財産権(第31条)

第6章 労働時間、休日、休暇等(第32条~第34条)

第7章 研修(第35条)

第8章 勤務評定 (第36条)

第9章 賞罰 (第37条~第42条)

第10章 安全衛生(第43条)

第11章 出張 (第44条, 第45条)

第12章 福利・厚生 (第46条)

第 13 章 災害補償 (第 47 条~第 49 条)

第 14 章 退職手当 (第 50 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、「労働基準法」(昭和22年法律第49号。 以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人富山大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

- 第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。
- 2 職員のうち,教授,准教授,講師,助教,助手,特命教授,特命准教授,特命講師,特 命助教,病院助教,病院特別助教,特別研究教授,寄附講座教員,寄附研究部門教員,共 同研究講座教員,校長(併任を除く。),園長(併任を除く。),副校長,副園長,教頭,主 幹教諭,指導教諭,教諭,養護教諭,及び栄養教諭の職にある者を教育職員という
- 3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第 2 章 任免 第 1 節 採用

(採用)

- 第5条 職員の採用は、選考による。
- 2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「<u>国立大学法人富山大学職員任免規則</u>」 による。

(労働条件の明示)

- 第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した 文書を交付する。
 - (1) 労働契約の期間に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻,所定労働時間を超える労働の有無,休憩時間,休日及び休暇に関する事項
 - (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
 - (5) 給与に関する事項
 - (6) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間(教諭については1年間)を試

用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学 の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

- 第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。
 - (1) 勤務実績が悪い場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
 - (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合
- 2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

- 第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向(以下「配置換等」という。)を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。
- 2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

- 第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。
 - (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き 90 日 (結核性疾患の場合は1年) を超える場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合
 - (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務 に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は 大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
 - (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
 - (5) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。), 顧問又は評議員(以下「役員等」と

- いう。)の職を兼ねる場合において,主として当該役員等の職務に従事する必要があり, 大学の職務に従事することができないと認められる場合
- (6) 日本国が加盟している国際機関,外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を 派遣する場合
- (7) 教諭,養護教諭又は栄養教諭が,学長の許可を受けて,教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する専修免許状の取得を目的として,大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において,職務に従事することができないと認められる場合。
- (8) 労働組合業務に専従する場合

(復職)

- (9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。 (休職の期間)
- 第12条 前条第1項第1号,第3号から第5号まで,第7号,第9号及び第10号の休職の 期間は必要に応じ,いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3 年に満たない場合においては,休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において これを更新することがある。
- 2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- 3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大 学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した 日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。
- 4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。
- 5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4 号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休 職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続 き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。
- 6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合,大学は,原則として休職前の職務に復帰させる。ただし,心身の条件その他を考慮し,他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第14条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第15条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。
 - (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
 - (2) 定年に達したとき。
 - (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
 - (4) 第12条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
 - (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

- 第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。
- 2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

- 第17条 職員(特別研究教授, 寄附講座教員, 寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。
- 2 前項の定年は,年齢65年とする。
- 3 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条,研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2及び大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第7条の規定に基づき,期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授,寄附講座教員,寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は,年齢70年とし,定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

- 第18条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。
- 2 前項による定年退職日の延長は、1年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から3年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3年を超えて更新することができる。
- 4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育

職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員(定年年齢が 60 歳の者に限る。)で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

- 第20条 大学は、職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。
- 2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。
 - (1) 勤務実績が著しく悪い場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
 - (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
 - (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
 - (6) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に在職し、業務の遂 行が著しく阻害されるおそれのある場合
 - (7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合
- 3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。 (解雇制限)
- 第21条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第22条第6号及び第7号の規定による休暇を取得している期間及びその後30日間

(解雇予告)

第22条 第20条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第39条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第23条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

- 第 24 条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、 遅滞なくこれを交付する。
- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。
 - (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由 (解雇の場合は、その理由)
- 3 職員が、第22条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。
- 4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを 証明するものとする。

第3章 給与

(諸手当)

- 第 25 条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。
- 2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、指導薬剤師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当、外部資金獲得手当、医療技術職員特別支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当及び面接指導実施医師手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあっては別に定める。
- 3 給与(期末手当,勤勉手当,期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。)は,その月の全額を毎月17日に支給するものとし,特殊勤務手当,大学入学共通テスト手当,時間外労働手当,休日給,宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は,その月の分を翌月17日に支給する。ただし,支給日(この項において毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは,15日に,支給日が土曜日に当たるときは,16日に,支給日が月曜日で,かつ,休日に当たるときは,18日に支給する。
- 4 期末手当,勤勉手当及び期末特別手当は,6月30日及び12月10日に支給する。ただ

- し、支給日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 5 外部資金獲得手当は、3月10日に支給する。ただし、支給日(3月10日をいう。以下 この項において同じ。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に 当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

(誠実義務)

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念する とともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
 - (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
 - (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
 - (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
 - (5) 大学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
 - (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(職員の倫理)

- 第28条 職員の倫理について,遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るため に必要な事項については,別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。 (ハラスメントに関する措置)
- 第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

(兼業)

- 第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。
 - (1) 職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
 - (2) 地域社会へ貢献するもの
 - (3) 産学官連携を推進するもの
 - (4) 学術の発展に寄与するもの

- (5) その他前各号に準ずるもの
- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」 による。

第5章 知的財産権

(知的財産権)

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間,休日,休暇等

(労働時間等)

第32条 職員の労働時間,休日,休暇等について必要な事項は,別に定める「国立大学法 人富山大学に勤務する職員の労働時間,休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

- 第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。
- 2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。
- 3 職員のうち,小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は,大学に申し 出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。
- 4 育児休業,出生時育児休業,育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は, 別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

- 第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業 又は介護部分休業の適用を受けることができる。
- 2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業 等に関する規則」による。

第7章 研修

(研修)

- 第 35 条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、 研究と修養に努めなければならない。
- 2 職員は,職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は,これを受けなければならない。
- 3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定

(勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があって他の模範とするに足りると 認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表 彰する。

(懲戒)

- 第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分 を行う。
 - (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反したとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
 - (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
 - (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
 - (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
 - (7) 前各号に準ずる行為があったとき。
- 2 職員の懲戒について必要な事項は,別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」 による。

(懲戒の種類・内容)

- 第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、 1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1 の範囲内とする。
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。
- 2 前項第1号から第3号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。
 - (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して60日 以内
 - (2) 再審査の請求がある場合で、当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した 日の翌日から起算して14日以内
 - (3) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内
 - (4) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により、譴責、減給又は出勤停止となった場

合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日以内 (管理監督責任)

第40条 管理監督下にある職員が第38条第1項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし、管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては、情状により懲戒を免ずることがある。

(厳重注意)

第41条 大学は,第38条第1項各号に準ずる者についても,服務を厳正にし,規律を保持する必要があるときは,厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第42条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は,第38条,第39条又は第40条の規定による懲戒処分等を行うほか,その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

- 第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。
- 2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。
- 3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全 衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

- 第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。
- 2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。 (旅費)
- 第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山 大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第46条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舎規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法 の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第48条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の 各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第49条 前2条に定めるもののほか,職員の労働災害等の補償について必要な事項は,別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第14章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員 退職手当規則」による。

附則

この規則は, 平成17年10月1日から施行する。 附 則

この規則は, 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規則は, 平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。 附 則

この規則は, 平成21年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規則は, 平成 24 年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この規則は, 平成 26 年 10 月 1 日から施行する。 附 則

この規則は, 平成27年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成28年2月9日から施行する。 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この規則は, 平成 29 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附則

この規則は、平成31年1月29日から施行する。

附則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

附則

この規則は,令和2年4月1日から施行する。(令和元年12月24日改正附則)

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和3年3月9日から施行する。ただし、医学系所属(ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る)の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第25条第3項の規定にかかわらず、その月の初日から20日分までを翌月17日に支給し、21日から末日分までを翌々月17日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和4年3月31日までとする。

附則

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が2級かつ国立大学法人富山大学職員給与規則第10条に規定する管理職手当が支給されていた者については、当該管理職手当が支給される間、改正後の第25条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、令和4年2月22日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第 25 条第 2 項に規定する特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等処遇改善 事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年6月28日から施行する。ただし、第25条第2項に規定する幼児教育体制支援手当については、令和4年2月1日から適用する。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規則は,令和4年 10 月 11 日から施行する。

附則

この規則は、令和4年10月25日から施行する。ただし、第25条第2項に規定する医療技術職員特別支援手当については、令和4年10月1日から適用する。

附則

この規則は、令和4年11月22日から施行する。

附則

この規則は、令和4年12月6日から施行する。

附則

この規則は、令和5年1月24日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62 年	
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで		
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで		

3 教育職員(校長(併任を除く。),園長(併任を除く。),副校長,副園長,教頭,主幹教 論,指導教論,教論,養護教諭及び栄養教諭は除く。)及び特命診療助手の定年は,前項 の規定にかかわらず,なお従前の例による。

国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則

令和元年6月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第18 条に規定する定年の特例に関し、必要な事項を定める。

(要件)

- 第2条 就業規則第18条第1項に規定する学長が認めた教育職員とは、専門分野において特に優れた業績を挙げ先導的な役割を果たしている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1)ノーベル賞受賞者
 - (2) 文化勲章受章者
 - (3) 文化功労者
 - (4)日本学士院賞受賞者
 - (5)紫綬褒章受章者

(就業条件等)

- 第3条 定年を延長する教育職員の職務内容及び就業条件は、従来のとおりとする。ただし、 給与は「国立大学法人富山大学年俸制適用教員給与規則」を適用するものとし、年俸額は学 長が別に定める。
- 2 定年を延長した教育職員が在職する間は、当該教育職員の後任を補充しない。
- 3 定年を延長した教育職員の人件費は、当該教育職員が所属する部局の負担とする。
- 4 大学は、定年を延長した教育職員に対し、大学及び部局の管理運営その他これらに関連する業務を免除することができる。

(手続)

第4条 学長は、教育職員の定年の延長を認めるに当たり、役員会の議を経るものとする。

附則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

国立大学法人富山大学事務組織規則

平成21年10月1日改正 平成22年4月1日改正 平成23年4月1日改正 平成24年4月1日改正 平成24年8月1日改正 平成24年10月1日改正 平成25年9月24日改正 平成26年3月25日改正 平成26年6月18日改正 平成26年6月20日改正 平成26年6月24日改正 平成26年7月8日改正 平成27年1月16日改正 平成27年3月25日改正 平成27年7月1日改正 平成27年12月11日改正 平成28年3月18日改正 平成28年4月21日改正 平成28年12月1日改正 平成29年9月25日改正 平成29年11月30日改正 平成30年3月27日改正 平成31年1月29日改正 令和元年6月3日改正 令和元年9月24日改正 令和元年12月27日改正 令和2年7月1日改正 令和2年10月30日改正 令和3年3月24日改正 令和4年3月30日改正 令和4年6月3日改正 令和4年10月25日改正 令和4年12月20日改正 令和5年3月22日改正 令和5年6月19日改正

平成20年4月1日全部改正 平成20年7月22日改正 平成21年4月1日改正

目次

第1章 総則(第1条~第11条)

第2章 事務局(第12条~第41条)

第1節 監査課(第12条)

第2節 総務部 (第13条~第17条)

第3節 財務施設部 (第18条~第22条)

第4節 学務部 (第23条~第26条)

第5節 研究推進部 (第27条~第30条)

第6節 五福高岡地区事務部(第31条~第35条)

第7節 杉谷地区事務部(第36条~第41条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)の事務組織及び 所掌事務の範囲に関し、必要な事項を定める。

(事務局)

- 第2条 事務局に監査課、総務部、財務施設部、学務部、研究推進部、五福高岡地区 事務部及び杉谷地区事務部を置く。
- 総務部に企画評価課、総務課、人事課、労務管理室及び情報推進課を置く。
- 3 財務施設部に財務企画課,経理第一課,経理第二課,施設企画課及び施設整備課 を置く。
- 4 学務部に学務課、学生支援課、入試課及び国際課を置く。
- 5 研究推進部に研究振興課,産学共創課,社会貢献課及び学術コンテンツ課を置く。
- 6 五福高岡地区事務部に人社系総務課,人社系学務課,芸術系総務・学務課,理工系 総務課及び理工系学務課を置く。

7 杉谷地区事務部に総務課,経営管理課,学務課,病院企画課,医事課及び医療支援課を置く。

第3条 削除

(チーム及び室)

第4条 課に次に掲げるチーム及び室を置く。

所属	課	チーム,室
総務部	総務課	広報・基金室
	情報推進課	DS・DX推進事務室
財務施設部	財務企画課	財務企画チーム
		財務分析チーム
	経理第一課	経理チーム
		契約チーム
	経理第二課	経理チーム
		契約チーム
	施設企画課	施設企画チーム
		施設計画チーム
		環境安全チーム
	学務課	学務企画チーム
>>> ☆ ☆ ☆ ₽		修学支援チーム
学務部		教養教育支援室
	学生支援課	就職・キャリア支援室
TT/5℃+#\`#\☆17	研究振興課	研究推進チーム
研究推進部 		研究センター等支援チーム
五福高岡地区事務	芸術系総務・学務課	総務チーム
部		学務チーム
杉谷地区事務部	総務課	総務チーム
		医薬系支援チーム
		職員支援室
	学務課	学部教務チーム
		大学院教務チーム
		学生支援チーム
	病院企画課	病院企画チーム
		臨床研修チーム
	医事課	医事チーム
		医療情報チーム
		診療情報管理チーム
	医療支援課	医療支援チーム
		地域医療連携チーム
		医療安全支援チーム

(事務局長)

- 第5条 事務局に事務局長を置く。
- 2 事務局長は,事務局の事務を掌理し,総括する。 (部長)
- 第6条 各部に部長を置く。
- 2 部長は、上司の命を受け、部の事務を遂行する。 (次長)
- 第7条 各部に次長を置くことができる。
- 2 次長は、部長の職務を補佐し、部の事務を遂行する。 (課長)
- 第8条 各課(労務管理室を含む。) (以下「各課」という。) に課長を置く。
- 2 課長は、上司の命を受け課の事務を遂行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長を置くことができる。

(高度専門職)

- 第8条の2 各課に高度専門職を置くことができる。
- 2 高度専門職は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接遂行する。
- 3 高度専門職は、担当する特定分野を付記して、課長と称することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する高度専門職を置くことができる。

(課長補佐)

- 第9条 各課に課長補佐を置くことができる。
- 2 課長補佐は、課長の職務を補佐し、課の事務を遂行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長補佐を置くことができる。

(専門職)

- 第9条の2 各課に専門職を置くことができる。
- 2 専門職は、課長の職務を補佐し、課の所掌事務のうち、専門的知識又は経験を必要 とする特定分野の事務を直接遂行する。
- 3 専門職は、担当する特定分野を付記して、課長補佐と称することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する専門職を置くことができる。

(係長, 主任, 事務職員及び技術職員)

- 第10条 各課に係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。
- 2 係長,主任,事務職員及び技術職員は,上司の命を受け,課の事務を遂行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(チームリーダー及び室長)

- 第11条 第4条に定めるチームにチームリーダーを、室に室長を置く。
- 2 チームリーダー及び室長は、上司の命を受け、チーム又は室の事務を遂行する。

第2章 事務局

第1節 監査課

(監査課)

- 第12条 監査課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 学内の定期及び随時監査に関すること。
 - (2) 外部監査に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 監事の監査に係る補助に関すること。
 - (4) 共済組合(長期給付を除く。)の監査に関すること。
 - (5) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
 - (6) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (8) その他監査に関すること。 第2節 総務部

(企画評価課)

- 第13条 企画評価課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 長期計画(将来計画)に関すること。
 - (2) 中期目標及び中期計画に関すること。
 - (3) 学部,学科等の設置及び改廃等に関すること。
 - (4) 大学等の設置に係る設置計画履行状況報告及び設置計画の変更手続きに関すること。
 - (5) 国立大学法人評価委員会による中期目標期間における実績に係る評価(国立大学 法人評価)に関すること。
 - (6) 大学機関別認証評価等外部評価に関すること。
 - (7) 評価に係るデータ収集に関すること。
 - (8) 自己点検評価に関すること。
 - (9)組織再編計画に関すること。
 - (10) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (12) その他企画及び評価に関すること。

(総務課)

- 第14条 総務課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 大学の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 役員会,経営協議会,教育研究評議会,学長選考・監察会議その他の所掌事務 に係る会議に関すること。
 - (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
 - (4) 学長及び事務局長等に係る学外諸会議に関すること。
 - (5) 渉外事務に関すること。
 - (6) 秘書事務に関すること。
 - (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
 - (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
 - (9) 法人文書管理に関すること。
 - (10) 文書の接受、発送及び整理保存並びに郵便物等の受理及び配布に関すること。

- (11) 情報公開,個人情報の保護に関すること。
- (12) 業務改善に関すること。
- (13) 社団法人国立大学協会に関すること。
- (14) 国立大学法人総合損害保険金に関すること。
- (15) 公用車(五福キャンパス)の管理及び運行に関すること。
- (16) 総務部の庶務に関すること。
- (17) インターンシップ等の受入に関すること。
- (18) 指定統計調査等の事務並びに所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (19) その他他の部に属しないこと。

広報·基金室

- (1) 広報の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 報道機関への広報等に関すること。
- (3) 大学概要等の編集及び発行に関すること。
- (4) 公式ウェブサイトに関すること。
- (5) 富山大学基金事務に関すること。
- (6) 同窓会連合会との連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他広報・基金に関すること。

(人事課)

第15条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 役職員の任免に関すること。
- (2) 役員の報酬及び退職手当に関すること。
- (3) 職員の給与及び退職手当に関すること。
- (4) 人件費の試算に関すること。
- (5) 給与計算及び支給,並びに給与からの各種控除に関すること。
- (6)給与支給による帳票・証明書作成に関すること。
- (7) 所得税・住民税の納付・届出・帳票作成に関すること。
- (8) 給与・事業主負担金の財務関係伝票作成に関すること。
- (9) 事務系職員の人材育成(研修・キャリアアップ等)に関すること。
- (10) 事務系職員の人事評価に関すること。
- (11) 教員業績評価に関すること。
- (12) 身上調書に関すること。
- (13) 客員教授, 名誉教授, 名誉博士等に関すること。
- (14) 障害者の雇用に関すること。
- (15) 次世代育成支援に関すること。
- (16) ダイバーシティ推進に関すること。
- (17) 身分証明書に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他人事事務に関すること。

(労務管理室)

- 第16条 労務管理室においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 職員の労働時間、休日、休暇等及び兼業に関すること。
 - (2) 職員の懲戒等に関すること。
 - (3) 職員の倫理及びハラスメントに関すること。
 - (4) 社会保険及び労働保険に関すること。
 - (5) 労使協定に関すること。
 - (6) 労働組合に関すること。
 - (7) 職員の災害補償に関すること。
 - (8) 職員の安全衛生管理(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
 - (9) 栄典及び表彰に関すること。
 - (10) 共済組合(短期給付,長期給付,福祉事業)に関すること。
 - (11) 財形貯蓄の加入解約等手続に関すること。
 - (12) 五福キャンパスの職員会館の管理に関すること。
 - (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (15) 就業管理システムに関すること。
 - (16) その他職員の労働及び福利厚生に関すること。

(情報推進課)

第17条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学全体の情報政策の策定に関すること。
- (2) 事務情報化推進計画の総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 富山大学CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の事務 に関すること。
- (4)情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ基本計画策定に関すること。
- (5) 事務情報システムの企画, 立案及び運用管理に関すること。
- (6)総合情報基盤センター情報システムの管理及び運用に関すること。
- (7) 全学ネットワークの管理及び運用に関すること。
- (8)総合情報基盤センター端末室の管理に関すること。
- (9)総合情報基盤センターの事務に関すること。
- (10) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (13) 教育研究推進系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (14) その他情報推進に関すること。

DS · DX推進事務室

- (1) 大学のデータサイエンス (DS) 及びデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進の企画及び調整に関すること。
- (2) 職員のデジタル技術活用に係る人材育成に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) DS推進に係る富山県及び富山市との連携事業に関すること。
- (5) DSに係る学校教育、社会人教育及び産学官金連携事業の推進に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(7) その他DS及びDXの推進に関すること。第3節 財務施設部

(財務企画課)

第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

財務企画チーム

- (1) 財務企画に関すること。
- (2) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) 会計事務に係る研修に関すること。
- (5) 会計事務の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 会計組織の命免に関すること。
- (7) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (8) 予算の総括に関すること。
- (9) 中期目標・中期計画期間の財政計画に関すること。
- (10) 概算要求(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 予算の編成方針及び予算の作成に関すること。
- (12) 予算の配分に関すること。
- (13) 予算の繰越に関すること。
- (14) 財務施設部の庶務に関すること。
- (15) 財務施設部の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (17) その他財務施設部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 財務分析チーム
 - (1)決算に関すること。
 - (2) 財務諸表等の作成及び報告に関すること。
 - (3) 財務の計算証明に関すること。
 - (4) 財務会計の分析に関すること。
 - (5) 資金の運用計画に関すること。
 - (6) 借入金に関すること。
 - (7) 勘定科目の照査に関すること。
 - (8) 資産管理システムへの登録(減価償却及び減損会計に係る取りまとめの総括事務を含む。)に関すること。
 - (9) 不動産の長期貸付に関すること。
 - (10) 不動産の一時貸付(職員会館並びに高岡キャンパスの体育施設及び洗心苑を除く。) に関すること。
 - (11) 物品の貸付に関すること。
 - (12) 物品の寄附に関すること。
 - (13) 物品の譲与に関すること。
 - (14) 物品の借入に関すること。
 - (15) 物品の移管に関すること。
 - (16) 物品の不用決定(発生物品及び生産品の不用決定を除く。) に関すること。
 - (17) 少額資産一覧表の整備に関すること。

- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他財務分析に関すること。

(経理第一課)

第19条 経理第一課においては、次の事務をつかさどる。

経理チーム

- (1) 経理事務の総括、企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 収入金(他の課の所掌に属するものを除く。)の徴収及び収納に関すること。
- (3) 取引銀行に関すること。
- (4) 債権の管理(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 有価証券の保管に関すること。
- (6) 支出金の支払いに関すること。
- (7) 科学研究費補助金等の経理及び支払(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (8) 現金及び預金(他の課の所掌に属するものを除く。) の出納並びに管理に関すること。
- (9)消費税に関すること。
- (10) 旅費及び謝金(他の課の所掌に属するものを除く。)の支出決議書の作成に関すること。
- (11) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (12) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (13) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (15) その他経理(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。

契約チーム

- (1) 契約事務の総括、企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 特定調達契約(他の課の所掌に属するものを除く。)の契約に関すること。
- (3) 全学共通に係る物品の調達及び役務の契約に関すること。
- (4) 物品(図書を除く。)の調達及び役務(他の課の所掌に属するものを除く。)の契約に関すること。
- (5) 建設工事、設計・測量業務及び施設関係の役務の契約に関すること。
- (6) 不用物品等の売り払い(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (7) 五福キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (9) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (10) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) その他五福キャンパス及び高岡キャンパスの契約に関すること。

(経理第二課)

第20条 経理第二課においては、次の事務をつかさどる。

経理チーム

(1) 杉谷キャンパスにおける収入金(他の課の所掌に属するものを除く。)の徴収及び

収納に関すること。

- (2) 杉谷キャンパスにおける債権(他の課の所掌に属するものを除く。)の管理に関すること。
- (3) 杉谷キャンパスにおける支払データの取りまとめに関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける科学研究費補助金等の経理及び支払に関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける現金及び預金(他の課の所掌に属するものを除く。)の出納並びに管理に関すること。
- (6) 杉谷キャンパスにおける旅費及び謝金の支出決議書の作成に関すること。
- (7) 杉谷キャンパスにおける防火に関すること。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (9) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (10) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) その他杉谷キャンパスの経理に関すること。

契約チーム

- (1) 杉谷キャンパスにおける特定調達契約の契約に関すること。
- (2) 杉谷キャンパスにおける物品(図書を除く。)の調達及び役務の契約に関すること。
- (3) 医療用消耗品の共同購入等経費抑制対策に関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける不用物品等の売り払いに関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (10) その他経理(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(施設企画課)

第21条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

施設企画チーム

- (1) 施設マネジメントの総括に関すること。
- (2) 施設費に係る事業計画・要求及び交付申請に関すること。
- (3) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (4) 施設関係の法令上の各種届出等に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (7) 不動産の買入,借入,売払,交換等に係る契約(国及び地方公共団体の行政財産の使用許可申請を含む。)に関すること。
- (8) 施設費及び所掌する事務に係る運営費交付金等の経理に関すること。
- (9) 固定資産税に係る償却資産の申告及び固定資産税の支払いに関すること。
- (10) 不動産(土地,立木竹,建物,建物附属設備及び構築物をいう。以下同じ。)及び 船舶の取得並びに処分に関すること。
- (11) 事務局における不動産の維持、保存及び運用に関すること。
- (12) 事務局における不動産及び船舶の監守計画に関すること。

- (13) 不動産の登記に関すること。
- (14) 不動産に係る道路,河川等の占用許可に関すること。
- (15) 職員宿舎の設置、維持・管理及び貸与事務に関すること。
- (16) 防災及び防火管理の総括及び事務局における防災及び防火管理に関すること。
- (17) 五福キャンパスの構内警備及び構内交通に関すること。
- (18) 黒田講堂の管理に関すること。
- (19) その他施設に関すること。

施設計画チーム

- (1) キャンパスマスタープランの企画・立案に関すること。
- (2) 施設の整備計画の企画・立案・実施に関すること。
- (3) 施設費に係る事業計画・要求の支援に関すること。
- (4) 建築物,工作物,屋外環境,電気・通信設備及び機械設備(以下「施設・設備等」 という。)の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関すること。
- (5) 施設の維持管理、維持保全に係る計画及び整備に関すること。
- (6) 施設・設備等に係る役務、修繕工事関係業務に関すること。
- (7)整備計画に基づく施設・設備等の設計に関すること。
- (8) 整備計画に基づく施設・設備等に係る積算に関すること。
- (9)整備計画に基づく施設・設備等に係る施工監理に関すること。
- (10) 建築物,電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関すること。
- (11) 基幹設備の運転監視に関すること。
- (12) 他課への技術的支援に関すること。
- (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (15) その他施設計画に関すること。

環境安全チーム

- (1) 環境安全推進センターの業務の支援に関すること。
- (2) 環境安全推進センターの事務に関すること。
- (3) 教育研究推進系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (4) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (5) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (6) その他環境安全に関すること。

(施設整備課)

- 第22条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) キャンパスマスタープランの企画・立案の支援に関すること。
 - (2) 杉谷キャンパス関連の施設の整備計画の企画・立案・実施に関すること。
 - (3) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関すること。
 - (4) 杉谷キャンパス関連の施設の維持管理,維持保全に係る計画及び整備に関すること。
 - (5) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る役務, 修繕工事関係業務に関すること。
 - (6) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等の設計に関すること。

- (7)整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る積算に関すること。
- (8)整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る施工監理に関すること。
- (9) 杉谷キャンパス関連の建築物、電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関すること。
- (10) 杉谷キャンパス関連の基幹設備の運転監視に関すること。
- (11) 杉谷キャンパスの実験廃液及び廃液処理施設の汚泥等の処理に関すること。
- (12) 杉谷キャンパスの排水の分析及び報告に関すること
- (13) 看護師宿舎の設置、維持・管理及び貸与事務に関すること。
- (14) 他課への技術的支援に関すること。
- (15) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの業務の支援に関すること。
- (16) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの事務に関すること。
- (17) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (18) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (19) その他施設整備に関すること。第4節 学務部

(学務課)

第23条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

学務企画チーム

- (1) 学務部の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 教育・学生支援機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育・学生支援機構教育・学生支援企画室の事務に関すること。
- (4) 教育内容等の改善に係る企画立案に関すること。
- (5) 教育に関する実績評価に関すること。
- (6) ファカルティ・ディベロプメント (FD) に関すること。
- (7) 教育に関する外部資金の申請に関すること。
- (8) 教員養成課程の課程認定に関すること。
- (9) 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- (10) 介護等体験に関すること。
- (11) 大学コンソーシアム富山教育連携部会に関すること。
- (12) 教育・学生支援機構教育推進センターの事務に関すること。
- (13) 教育・学生支援機構教職総合支援センターの事務に関すること。
- (14) 教育研究推進系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (15) 学務部の庶務に関すること。
- (16) 学務部の予算に関すること。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (18) 学務部の広報に関すること。
- (19) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (20) シャトルバスの運行に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (22) 所掌事務に係る会議に関すること。

- (23) その他学務部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 修学支援チーム
 - (1) 教育課程に関すること。
 - (2) 学生の入学、卒業その他学籍の異動に関すること。
 - (3) 科目等履修生、研究生等に関すること。
 - (4) e ラーニング推進事業(双方向遠隔授業を含む。)に関すること。
 - (5)授業料債権に関すること。
 - (6) 学務情報化に係る企画立案に関すること。
 - (7) 学務情報システムの管理, 運用及び保護に関すること。
 - (8) 学務情報システム利用者への技術支援に関すること。
 - (9) 学生証の発行に関すること。
 - (10) 教育・学生支援機構データサイエンス推進センターの事務に関すること。
 - (11) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (12) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (13) その他教務,修学支援及び学務情報化に関すること。

教養教育支援室

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 教養教育院及び教養教育学系職員の各種証明に関すること。
- (4)教養教育院及び教養教育学系職員の出張、休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (5) 教養教育院及び教養教育学系の渉外事務に関すること。
- (6) 教養教育院及び教養教育学系職員の服務に関すること。
- (7) 教養教育院及び教養教育学系職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (8) 教養教育院及び教養教育学系の予算決算に関すること。
- (9) 教養教育の実施経費に関すること。
- (10) 不動産の維持・管理に関すること。
- (11) 不動産の監守計画に関すること。
- (12) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (13) 防火管理に関すること。
- (14) 施設・設備の管理に関すること。
- (15) 教養教育に係る学生の修学指導及び助言に関すること。
- (16) 教養教育のオリエンテーションに関すること。
- (17) 学生の掲示、印刷物等に関すること。
- (18) 教養教育に係る学生の願及び届に関すること。
- (19) 学生の遺失物等に関すること。
- (20) 教養教育の教育課程及び履修に関すること。
- (21) 教養教育の授業時間の配当、休講及び補講に関すること。
- (22) 教養教育に係る教室の割当整備、調整に関すること。
- (23) 教養教育の成績評価に関すること。
- (24) 教養教育の授業(試験を含む。)の実施及び調整に関すること。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (26) その他教養教育に関すること。

(学生支援課)

- 第24条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 学生支援課の所掌事務に関し総括し、連絡調整すること。
 - (2) 学生の福利厚生施設に関すること。
 - (3) 学生寄宿舎に関すること。
 - (4) 課外活動に関すること。
 - (5) 課外活動施設に関すること。
 - (6) 体育運動施設に関すること。
 - (7) 学生又は学生団体の指導助言に関すること。
 - (8) 学生の集会、掲示、印刷物等に関すること。
 - (9) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
 - (10) 学生の奨学金に関すること。
 - (11) 入学料,授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予に関すること。
 - (12) 学生支援課の所掌事務に関する事務の情報化に関すること。
 - (13) 学生の健康管理及び学生相談に関すること。
 - (14) 教育・学生支援機構学生支援センターの事務に関すること。
 - (15) 保健管理センターの事務に関すること。
 - (16) 学生の保険に関すること。
 - (17) 授業料免除システムに関すること。
 - (18) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
 - (19) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (21) その他学生支援に関すること。

就職・キャリア支援室

- (1) 学生の就職支援及びキャリア支援(以下「就職・キャリア支援」という。) に関し 総括し、連絡調整すること。
- (2) 就職・キャリア支援ガイダンスの企画、実施及び支援に関すること。
- (3) 企業合同説明会の企画、実施及び支援に関すること。
- (4) その他就職・キャリア支援事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 学生の就職・キャリア支援に係る相談及び助言に関すること。
- (6) 学生の就職・キャリア支援情報の収集、提供及び分析に関すること。
- (7) 学生就職・キャリア支援システムに関すること。
- (8) 求人企業の応接及び求人票の受付等に関すること。
- (9) 職業紹介業務に関すること。
- (10) 就職・キャリア支援に関する内外向けの印刷物の編集発行に関すること。
- (11) 学生主体の就職・キャリア支援事業についての指導・助言に関すること。
- (12) インターンシップ等に関すること。
- (13) 教育・学生支援機構就職・キャリア支援センターの事務に関すること。
- (14) 大学院博士課程学生支援事業(他の課の所掌に属するものを除く。) に関する
- (15) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(17) その他学生の就職・キャリア支援に関すること。

(入試課)

- 第25条 入試課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 入学者選抜に関し総括し、連絡調整すること。
 - (2) 学生募集及び入学者選抜試験に関すること。
 - (3) 大学入学共通テストの実施に関し総括し、連絡調整すること。
 - (4) 入学者選抜の電算処理に関すること。
 - (5) 入試情報の広報に関すること。
 - (6) 入学者選抜要項, 学生募集要項及び大学案内に関すること。
 - (7) オープンキャンパスの実施に関し総括し、連絡調整すること。
 - (8) 大学見学会, 進学説明会等の実施に関し総括し, 連絡調整すること。
 - (9) 高大連携事業(学生募集に係る事業)に関すること。
 - (10) 教育・学生支援機構アドミッションセンターの事務に関すること。
 - (11) 入試情報開示に関すること。
 - (12) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (13) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (14) その他入試に関すること。

(国際課)

- 第26条 国際課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 国際交流事務の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 国際機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
 - (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
 - (4) 国際機構の予算に関すること。
 - (5)海外学術交流協定に関すること。
 - (6) 全学に係る外国の来訪者の接遇に関すること。
 - (7) 国際交流事業に関すること。
 - (8) 国際交流に係る競争的資金及び各種助成金に関すること。
 - (9) 本学の国際交流基金に係る事務に関すること。
 - (10) 外国人客員研究員の受入れに関すること。
 - (11) 国際意識の学内普及に関すること。
 - (12) 職員の英語能力の強化に関すること。
 - (13) 国際交流会館の事務に関すること。
 - (14) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
 - (15) 外国人留学生(国費・政府派遣等)の受入れに関すること。
 - (16) 外国人留学生の奨学金に関すること。
 - (17) 外国人留学生に係る諸証明(奨学金等)に関すること。
 - (18) 外国人留学生の地域交流及び各種行事に関すること。
 - (19) 学生の海外派遣に係る奨学金に関すること。
 - (20) 学生の留学のための英語能力の強化に関すること。
 - (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (23) その他国際交流に関すること。

第5節 研究推進部

(研究振興課)

第27条 研究振興課においては、次の事務をつかさどる。

研究推進チーム

- (1) 学術研究推進事務の総括に関すること。
- (2) 科学研究費助成事業の総括(経理事務に関することを除く。) に関すること。
- (3) 研究に係る競争的資金, 各種研究助成等の総括(国際関係を除く。) に関すること。
- (4) 研究員及び研究支援員に関すること。
- (5) 受託研究員、派遣研究員及び各種研修員に関すること。
- (6) 放射性同位元素等(附属病院の所掌に属するものを除く。) 核燃料物質及び国際規制物資に関すること。
- (7) 研究用の麻薬, 覚醒剤, 覚醒剤原料, 向精神薬等の事務に関すること。
- (8) 研究不正防止に関すること。
- (9) 人を対象とした研究倫理室の事務に関すること。
- (10) 動物実験に係る事務に関すること。
- (11) 遺伝子組換え生物等使用実験に係る事務に関すること。
- (12) 病原体等に係る事務に関すること。
- (13) 横田基金に係る事務に関すること。
- (14) 共同利用・共同研究拠点に係る事務の総括に関すること。
- (15) 所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (16) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 研究推進部の庶務に関すること。
- (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (21) その他研究推進部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。研究センター等支援チーム
 - (1) 和漢医薬学総合研究所の事務に関すること。
 - (2) 研究推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
 - (3) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務(産学連携等を除く。) に関すること。
 - (4) 研究推進機構研究推進系センター及び研究支援系センターの事務に関すること。
 - (5) 先進軽金属材料国際研究機構の事務に関すること。
 - (6) 先進軽金属材料国際研究機構富山大学先進アルミニウム国際研究センターの事務 に関すること。
 - (7) 未病研究センターの事務に関すること。
 - (8) 教育研究推進系の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
 - (9) 薬学・和漢系及び医学系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
 - (10) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (12) その他研究センター等に関すること。

(産学共創課)

- 第28条 産学共創課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 産学官連携推進事務の総括及び知的財産の事務に関すること。
 - (2) 受託研究, 共同研究等の事務に関すること。
 - (3) 共同研究講座の事務に関すること。
 - (4) 寄附金の受入れに関すること。
 - (5) 寄附講座の受入れに関すること。
 - (6) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務(産学連携等)に関すること。
 - (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (9) その他産学共創に関すること。

(社会貢献課)

- 第29条 社会貢献課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 地域連携推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 地域活性化本部の事務に関すること。
 - (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (4) 地域連携推進機構地域連携戦略室の事務に関すること。
 - (5) 公開講座等生涯学習に係る事務の総括に関すること。
 - (6) 大学開放事業の総括に関すること。
 - (7) 地域連携推進機構生涯学習部門の事務に関すること。
 - (8) 地域連携推進機構地域医療・保健支援部門の事務に関すること。
 - (9) 教育研究推進系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
 - (10) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
 - (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (12) その他社会貢献に関すること。

(学術コンテンツ課)

- 第30条 学術コンテンツ課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 附属図書館に関すること。
 - (2) 図書館資料に関すること。
 - (3) 図書館情報システムの管理・運用に関すること。
 - (4) 本学の研究成果の収集及び発信に関すること。
 - (5) 本学の研究データの管理・利活用に関すること。
 - (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
 - (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (9) その他学術コンテンツに関すること。 第6節 五福高岡地区事務部

(人社系総務課)

- 第31条 人社系総務課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
 - (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。

- (4) 職員の各種証明に関すること。
- (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (6) 渉外事務に関すること。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (8) 服務に関すること。
- (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (10) 予算決算に関すること。
- (11) 不動産の維持・管理に関すること。
- (12) 不動産の監守計画に関すること。
- (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (14) 防火管理に関すること。
- (15) 施設・設備の管理に関すること。
- (16) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- (17) 日本スポーツ振興センターに係る事務に関すること。
- (18) 公用車の管理及び運行に関すること。
- (19) 在外教育施設教員派遣及び内地研修員に関すること。
- (20) 児童, 生徒等の入学, 卒業, 退学及び転(編) 入学に関すること。
- (21) 児童, 生徒等の入学試験に関すること。
- (22) 児童, 生徒等の諸証明に関すること。
- (23) 自然観察実習センターの事務に関すること。
- (24) 五福高岡地区事務部の庶務に関すること。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (26) その他五福高岡地区事務部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。

(人社系学務課)

第32条 人社系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関すること。
- (2) 学生のオリエンテーションに関すること。
- (3) 学生の掲示及び印刷物等に関すること。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (5) 学生の願及び届に関すること。
- (6) 学生の遺失物等に関すること。
- (7) 教育課程及び履修に関すること。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関すること。
- (9) 教室の割当整備に関すること。
- (10) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関すること。
- (11) 入学者の選抜に関すること。
- (12) 指導要録に関すること。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関すること。
- (14) 教育実習, 学外実習及び見学旅行に関すること。
- (15) 科目等履修生, 研究生及び外国人留学生に関すること。
- (16) 学生の就職等の進路に関すること。

- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。
- (18) 学生の諸証明に関すること。
- (19) 学生の生活調査に関すること。
- (20) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (22) その他学生の教務、厚生補導及び実習に関すること。

(芸術系総務・学務課)

第33条 芸術系総務・学務課においては、次の事務をつかさどる。 総務チーム

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 学部の将来計画に関すること。
- (5) 学部の自己点検・自己評価に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (8) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (9) 渉外事務に関すること。
- (10) 出張、休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (11) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (12) 労使協定等過半数代表者、代議員会に関すること。
- (13) 地域連携事務に関すること。
- (14) 学部間学術交流協定に関すること。
- (15) 国際交流に係る連絡調整に関すること。
- (16) 外国人研究者の受入れに関すること。
- (17) 公開講座等生涯学習事務に関すること。
- (18) 大学開放事業に関すること。
- (19) 地域連携推進機構地域づくり・文化支援部門の事務に関すること。
- (20) 予算の要求に関すること。
- (21) 予算の配分に関すること。
- (22) 予算の流用及び繰越に関すること。
- (23) 収入金の徴収、保管及び収納に関すること。
- (24) 学部等に係る決算に関すること。
- (25) 高岡キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (26) 資産(物品)の管理に関すること。
- (27) 資産(物品)の安全管理に関すること。
- (28) 不動産の維持・保存及び運用(施設・設備の管理を含む。) に関すること。
- (29) 不動産の監守計画に関すること。
- (30) 体育施設及び洗心苑の一時貸付に関すること。
- (31) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (32) 防火管理に関すること。
- (33) 高岡キャンパスの構内警備及び構内交通に関すること。

- (34) 劇物、毒物及び薬物の管理に関すること。
- (35) 公用車(高岡キャンパス)の管理及び運行に関すること。
- (36) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (37) その他芸術系の総務及び学務に関すること。

学務チーム

- (1) 学務事務の連絡調整すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業計画の実施に関すること。
- (3) 学生の入学, 休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍, 卒業及び修了に関すること。
- (4) 学籍簿の作成及び保管に関すること。
- (5) 学生の修学指導及び助言に関すること。
- (6) 単位互換制度に関すること。
- (7) 学生の課外教育に関すること。
- (8) 教育実習に関すること。
- (9) 科目等履修生, 研究生及び特別聴講学生に関すること。
- (10) 外国人留学生に関すること。
- (11) 学生の留学に関すること。
- (12) 入学者の選抜に関すること。
- (13) 入学者選抜の実施に関すること。
- (14) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (15) 学部説明会等の企画及び実施に関すること。
- (16) 学生の課外活動に関すること。
- (17) 学生及び学生団体の指導助言に関すること。
- (18) 学生の集会、掲示、印刷物等に関すること。
- (19) 学生の課外活動施設の管理に関すること。
- (20) 体育運動施設の管理に関すること。
- (21) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
- (22) 学生の健康管理及び学生相談に関すること。
- (23) 学生の就職等の進路に関すること。
- (24) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。
- (25) 企業, 諸団体等の求人に関すること。
- (26) インターンシップ等に関すること。
- (27) 入学料、授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
- (28) 学生の奨学金に関すること。
- (29) 学生の諸証明に関すること。
- (30) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (31) 保健管理センター高岡分室の事務に関すること。
- (32) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (33) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (34) その他学生の教務,厚生補導及び実習に関すること。

(理工系総務課)

第34条 理工系総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (4) 職員の各種証明に関すること。
- (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (6) 渉外事務に関すること。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (8) 服務に関すること。
- (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (10) 予算決算に関すること。
- (11) 不動産の維持・管理に関すること。
- (12) 不動産の監守計画に関すること。
- (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (14) 防火管理に関すること。
- (15) 施設・設備の管理に関すること。
- (16) 工場における学生の実験実習に関すること。
- (17) 学内で必要とする研究及び実験装置並びに各種機械器具の製作及び修理に関すること。
- (18) 工場における機械器具等の整備保管に関すること。
- (19) 工場の経理に関すること。
- (20) その他工場に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (22) その他理工系の総務に関すること。

(理工系学務課)

第35条 理工系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関すること。
- (2) 学生のオリエンテーションに関すること。
- (3) 学生の掲示、印刷物等に関すること。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (5) 学生の願及び届に関すること。
- (6) 学生の遺失物等に関すること。
- (7) 教育課程及び履修に関すること。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関すること。
- (9) 教室の割当整備に関すること。
- (10) 学生の入学, 休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍, 卒業及び修了に関すること。
- (11) 入学者の選抜に関すること。
- (12) 指導要録に関すること。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関すること。
- (14) 教育実習, 学外実習及び見学旅行に関すること。
- (15) 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関すること。
- (16) 学生の就職等の進路に関すること。
- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。

- (18) 学生の諸証明に関すること。
- (19) 学生の生活調査に関すること。
- (20) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (22) その他学生の教務,厚生補導及び実習に関すること。 第7節 杉谷地区事務部

(総務課)

第36条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

総務チーム

- (1) 杉谷キャンパスの事務に係る連絡調整に関すること。
- (2) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (5) 渉外事務に関すること。
- (6) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (7) 杉谷キャンパス事務系職員(他の課の所掌に属するものを除く。)の出張、休暇及び労働時間の管理等に関すること。
- (8) 杉谷キャンパスの職員会館の管理に関すること。
- (9) 杉谷キャンパスにおける不動産の監守計画に関すること。
- (10) 杉谷キャンパスにおける不動産の貸付申請の取次ぎ(職員会館を除く。)に関すること。
- (11) 杉谷キャンパスにおける不動産の減損会計の調査に関すること。
- (12) 防災に関すること。
- (13) 構内駐車場の総括管理及び除雪対策に関すること。
- (14) 公用車(杉谷キャンパス)の管理及び運用に関すること。
- (15) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (16) 杉谷地区事務部の庶務に関すること。
- (17) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (18) その他杉谷地区事務部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

医薬系支援チーム

- (1) 医学部及び薬学部並びに医学系及び薬学・和漢系の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 医学部,薬学部及び生命融合科学教育部等の中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関すること。
- (5) 医学部長, 薬学部長及び生命融合科学教育部長等に係る学外諸会議に関すること。
- (6) 献体等のしらゆり会関係業務に関すること。
- (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (8) その他医薬系の支援に関すること。

職員支援室

- (1) 職員の任免、命免及び併任の連絡・調整に関すること。
- (2) 給与及び諸手当に関する連絡・調整に関すること。
- (3) 服務事案の対応(服務に関する苦情対応含む。) に関すること。
- (4) 労使協定等過半数代表者に関する連絡・調整に関すること。
- (5) 社会保険及び雇用保険の申請, 届出等に関すること。
- (6) 各種証明書発行に関する連絡・調整に関すること。
- (7) 職員の各種研修(附属病院関係を除く。)の推薦に関すること。
- (8) 栄典(医療系二類)及び表彰(医学教育功労者等)に関すること。
- (9) 共済組合関係の連絡・調整に関すること。
- (10) 財産形成貯蓄関係の連絡・調整に関すること。
- (11) 労働基準監督署への届出及び報告(他の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (12) 職員の健康診断に関すること。
- (13) 職員の災害補償に関すること。
- (14) その他職員の安全衛生(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (15) 講座・附属病院等職員の出張、休暇及び労働時間管理等(他の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (16) 兼業の申請, 届出等に関すること。
- (17) 派遣依頼等に係る業務(旅費・謝金)に関すること。
- (18) 郵券の受払及び保管に関すること。
- (19) 郵便物等の受理、発送及び配布に関すること。
- (20) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (22) その他職員支援に関すること。

(経営管理課)

第37条 経営管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)病院経営戦略の策定に関すること。
- (2) 病院経営の分析に関すること。
- (3) 医薬系予算及び病院予算の要求に関すること。
- (4) 医薬系予算及び病院予算の配分及び管理に関すること。
- (5) 外部資金(杉谷キャンパス)の予算管理に関すること。
- (6) 医療機械設備等整備計画に関すること。
- (7)病院の収支計画に関すること。
- (8) 年次決算及び財務諸表に関すること。
- (9) 勘定科目の照査に関すること。
- (10) 病院評価指標の作成に関すること。
- (11) 病院統計データの収集及び分析に関すること。
- (12) 経営戦略に基づく数値目標の設定に関すること。
- (13) 臨床研究管理センターの事務に関すること。
- (14) 病院再整備計画の策定・実施に関すること。
- (15) 病院再整備に係る予算に関すること。

- (16) 病院再整備に係る設備整備に関すること。
- (17) 病院再整備期間中の診療体制の調整に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他経営管理に関すること。

(学務課)

第38条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

学部教務チーム

- (1) 学務課の所掌事務を総括し、連絡調整すること。
- (2) 学部の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (3) 学部学生の修学指導及び助言に関すること。
- (4) 学部学生の入学, 休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍及び卒業に関すること。
- (5) 学部学生の授業及び試験に関すること。
- (6) 学部学生の学外実習に関すること。
- (7) 学部学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (8) 学部学生の学業成績等の証明に関すること。
- (9) 学生証の発行に関すること。
- (10) 科目等履修生及び特別聴講学生、研究学生に関すること。
- (11) 学部の入学者の選抜に関すること。
- (12) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (13) 学部学生の募集及び学部案内に関すること。
- (14) 学部入学者の選抜方法の改善に関すること。
- (15) 編入学試験の実施に関すること。
- (16) 印刷物の編集発行に関すること。
- (17) 非常勤講師等に関すること。
- (18) FDの実施に関すること。
- (19) 教育改革支援事業に関すること。
- (20) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (23) その他学部の教務及び実習に関すること。

大学院教務チーム

- (1) 大学院の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (2) 大学院学生の修学指導及び助言に関すること。
- (3) 大学院学生の入学, 休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍及び修了に関すること。
- (4) 大学院の授業及び試験に関すること。
- (5) 大学院学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績等の証明に関すること。
- (7) 研究生、派遣研究学生及び特別研究学生に関すること。
- (8) 科目等履修生及び特別聴講学生に関すること。

- (9) 大学院の入学者選抜に関すること。
- (10) 大学院学生の募集に関すること。
- (11) 大学院の入学者選抜方法の改善に関すること。
- (12) 学位審査に関すること。
- (13) TA·RAに関すること。
- (14) 印刷物の編集発行に関すること。
- (15) 非常勤講師に関すること。
- (16) FDの実施に関すること。
- (17) 教育改革支援事業に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他大学院の教務に関すること。

学生支援チーム

- (1) 学生支援に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 学生相談に関すること。
- (3) 学生の表彰及び賞罰に関すること。
- (4) 学生の生活指導に関すること。
- (5) 学生の課外活動に関すること。
- (6) 学生団体に関すること。
- (7) 学生の集会、行事及び研修に関すること。
- (8) 学生の掲示、印刷物等に関すること。
- (9) 学生の課外活動及び福利厚生施設の管理運営に関すること。
- (10) 体育運動施設の管理運営に関すること。
- (11) 学生の遺失物及び拾得物に関すること。
- (12) 就職等の進路に関すること。
- (13) 就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。
- (14) 医師,薬剤師,看護師等の国家試験に関すること。
- (15) 学生のボランティア活動に関すること。
- (16) 奨学金に関すること。
- (17) 在学証明書, 通学証明書等に関すること。
- (18) 学生の通学に関すること。
- (19) 学生の保険に関すること。
- (20) 外国人留学生に関すること。
- (21) 保健管理センター杉谷分室の事務に関すること。
- (22) 学生の健康診断及び保健衛生管理に関すること。
- (23) 基金に関すること。
- (24) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (26) その他学生支援に関すること。

(病院企画課)

第39条 病院企画課においては、次の事務をつかさどる。 病院企画チーム

- (1) 所掌事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (5) 中期目標・中期計画に関すること。
- (6) 病院の組織の改廃、改編等に関すること。
- (7) 附属病院保有の個人情報に関すること。
- (8) 病院長の秘書業務に関すること。
- (9)病院広報に関すること。
- (10) 附属病院支援基金に関すること。
- (11) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (12) 病院ボランティアの受入れに関すること。
- (13) 医療法に定める立入検査に関すること。
- (14) 医療法に定める申請及び届出等に関すること。
- (15) 医療法施行規則に基づく第三者評価に関すること。
- (16) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく申請その他の手続に関すること。
- (17) 研修登録医, 受託実習生, 病院研修生等に関すること。
- (18) 保険医及び麻薬施用者等の申請・届出等に関すること。
- (19) 臓器提供(脳死判定を含む。)に関すること。
- (20) ドクターヘリ及びヘリポートに関すること。
- (21) 災害救急対応(災害時派遣医療チーム(DMAT)に関することを含む。)及び大学間災害協定に関すること。
- (22) 附属病院事業継続計画(BCP)に関すること。
- (23) 拠点病院事業に関すること。
- (24) 保育所等(病児・病後児保育,休日保育及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(厚生労働省)を含む。)に関すること。
- (25) 医学系の事務(他の課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (26) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (27) その他附属病院の企画に関すること。

臨床研修チーム

- (1) 卒後臨床研修(医科・歯科に係る初期臨床研修及び後期研修)に関すること。
- (2) 卒後臨床研修修了認定申請に関すること。
- (3) 厚生労働省への臨床研修に関する申請・届出に関すること。
- (4) 臨床研修医の労働時間に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (7) その他卒後臨床研修に関すること。

(医事課)

第40条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

医事チーム

(1) 医事業務等に係る総括及び連絡調整に関すること。

- (2) 病床運用に関すること。
- (3) 患者の受診手続き等に関すること。
- (4) 外来及び入院に係る外注委託業務及び連絡調整に関すること。
- (5) 医事課及び医療支援課職員の出張、休暇及び労働時間の管理等に関すること。
- (6) 医事課及び医療支援課職員の採用手続き等に関すること。
- (7) 先進医療の申請等に関すること。
- (8) 再生医療センターに関すること。
- (9) 褥瘡対策支援業務に関すること。
- (10) 診療委託契約に関すること。
- (11) 病院等療養費債権のうち社会保険に係る発生通知に関すること。
- (12) 校費患者に関すること。
- (13) 施設基準に係る届出及び報告に関すること。
- (14) 諸料金に関すること。
- (15) 特定共同指導及び施設基準に係る適時調査に関すること。
- (16) 診療料金の算定及び照査に関すること。
- (17) 労災、公災及び自賠責保険に係る診療等に関すること。
- (18) 社会保険等に係る診療報酬請求の総括及び審査に関すること。
- (19) 診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書に関すること。
- (20) 診療報酬請求書に係る外注委託業務及び連絡調整に関すること。
- (21) 診断群分類入院包括評価制度(DPC)に関すること。
- (22) 点数表・薬価マスターの管理に関すること。
- (23) DPCのコーディングに関すること。
- (24) 診療費等の収納、保管及び払込みに関すること。
- (25) 診療費等の領収証明に関すること。
- (26) 未収診療費の管理(督促等を含む。) に関すること。
- (27) 未収診療費に係る訴訟に関すること。
- (28) 診療費等に係る過誤納金の払戻しに関すること。
- (29) 入院保証書に関すること。
- (30) 小口現金の出納及び管理に関すること。
- (31) 診療費に係る病院財務会計に関すること。
- (32) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (33) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (34) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (35) その他医事に関すること。

医療情報チーム

- (1) 病院総合情報システムの管理・運用に関すること。
- (2) 医療情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 病院ネットワークの管理・運用に関すること。
- (4) 大学医療情報ネットワーク (UMIN) に関すること。
- (5) 医療情報部支援業務及び連絡調整に関すること。
- (6) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(8) その他医療情報に関すること。

診療情報管理チーム

- (1)診療情報の管理及び保存に関すること。
- (2) 医療文書の登録及び電子化業務に関すること。
- (3) 診療情報の貸し出しに関すること。
- (4) 診療情報の開示に関すること。
- (5) DPCのコーディング(医事チームの所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (6) がん登録業務補助に関すること。
- (7) 診療録等インフォームドコンセント調査に関すること。
- (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (10) その他診療情報管理に関すること。

(医療支援課)

第41条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

医療支援チーム

- (1)病院等療養費債権(公費,診療委託契約等)の発生通知に関すること。
- (2) 各種公費負担医療の申請に関すること。
- (3) 公費等の指定医療機関及び指定医の届出に関すること。
- (4) 各種診断書・証明書等に関すること。
- (5) ドクターズクラークの業務の管理に関すること。
- (6) 患者サービスに関すること。
- (7) 投書及び患者クレームの対応に関すること。
- (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (10) その他医療支援に関すること。

地域医療連携チーム

- (1) 地域医療機関との連携協力に関すること。
- (2) 連携登録医制度の管理に関すること。
- (3) 地域連携研修会に関すること。
- (4)地域連携診療予約に関すること。
- (5) 返書管理に関すること。
- (6) 医療福祉サポートセンターの総括及び連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他地域医療の連携に関すること。

医療安全支援チーム

- (1) 医療安全管理部及び感染制御部の事務に関すること。
- (2) 医療事故及び病院感染など有害事象発生時の各種報告,連絡調整に関すること。
- (3) 医療安全管理協議会及び感染対策協議会に関すること。
- (4) 大学間相互チェック (医療安全・感染対策) に関すること。
- (5) 感染対策向上加算に係る相互チェック及び合同カンファレンスに関すること。

- (6) 感染症予防法に基づく各種報告,連絡調整に関すること。
- (7) 医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務支援に関すること。
- (8) 医薬品副作用及び医療機器有害事象の報告に関すること。
- (9) 病院損害賠償責任保険(臨床研究に係る分を除く。) に関すること。
- (10) 医療訴訟に関すること。
- (11) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を提供する医療申請の受付等に関すること。
- (12) 医療事故調査制度に関すること。
- (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (15) その他医療安全に関すること。

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第 19 条第 2 号, 第 14 号, 第 16 号から 18 号及び第 43 条第 6 号に定める事務については, 当分の間なお従前の例による。
- 3 国立大学法人富山大学事務分掌内規(平成17年10月1日制定)は、廃止する。 附 則
 - この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 目

この規則は、平成26年6月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則

この規則は、平成26年6月20日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規則は、平成27年1月16日から施行し、平成26年10月15日から適用する。 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年1月29日から施行する。

附則

この規則は、令和元年6月3日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第38条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年10月30日改正附則) 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。